

修正案	現行				
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p style="text-align: center;">第1節 県土の保全</p> <p>(略)</p> <p>しかしながら、都市化の進展、県民の生活様式の変化による上下水道、電気、ガス等ライフラインへの生活の依存度の高まり、高齢化の進展などによる要配慮者の増加や、住民の相互扶助意識の低下など、防災面に関する様々な課題が指摘されている。</p> <p>台風や集中豪雨、竜巻などの発生を防ぐことはできないが、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、「命を守る」ことを最優先とした対策を講じていくものとする。</p> <p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 防災意識の向上</p> <p>(略)</p> <p>なお、防災知識の普及に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他の要配慮者への広報にも十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだわかりやすい広報資料の作成に努める。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 自主防災体制の強化（防災危機管理部、商工労働部、市町村）</p> <p>(1) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援</p> <p>(略)</p> <p>このため、市町村は地域住民による自主防災組織の設置促進と活性化を図ることとし、日頃から大災害が発生した場合を想定した訓練の実施などを推進する。また、市町村は、避難行動要支援者の救出救護体制の整備として、<u>避難支援等関係者と連携して避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別計画の策定を進めることとする。</u></p> <p>県は、自主防災組織の機能強化を図るため、市町村との連携のもと、大規模災害発生時において各組織を取りまとめ、行政との連絡調整役を担う災害対策コーディネーターの養成を促進するなど、共助の中核となる人材育成を促進する。</p> <p>自主防災組織の活動形態</p> <table border="1" data-bbox="136 1486 1397 1829"> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">平 常 時</td> <td> 1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） 6 <u>要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理など）</u> 7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練） </td> </tr> </table> <p>(2) 事業所防災体制の強化</p> <p>ア 防災・防火管理体制の強化</p>	平 常 時	1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） 6 <u>要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理など）</u> 7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練）	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p style="text-align: center;">第1節 県土の保全</p> <p>(略)</p> <p>しかしながら、都市化の進展、県民の生活様式の変化による上下水道、電気、ガス等ライフラインへの生活の依存度の高まり、高齢化の進展などによる災害時要援護者の増加や、住民の相互扶助意識の低下など、防災面に関する様々な課題が指摘されている。</p> <p>台風や集中豪雨、竜巻などの暴風の発生を防ぐことはできないが、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、「命を守る」ことを最優先とした対策を講じていくものとする。</p> <p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 防災意識の向上</p> <p>(略)</p> <p>なお、防災知識の普及に当たっては、高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者への広報にも十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだわかりやすい広報資料の作成に努める。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 自主防災体制の強化（防災危機管理部、商工労働部、市町村）</p> <p>(1) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援</p> <p>(略)</p> <p>このため、市町村は地域住民による自主防災組織の設置促進と活性化を図ることとし、日頃から大災害が発生した場合を想定した訓練の実施などを推進する。また、<u>災害時要援護者の救出救護体制の整備として、地域住民と協力して災害時要援護者避難支援プランの策定を進めることとする。</u></p> <p>県は、自主防災組織の機能強化を図るため、市町村との連携のもと、大規模災害発生時において各組織を取りまとめ、行政との連絡調整役を担う県が認定した災害対策コーディネーターの養成講座を開催するなど、共助の中核となる人材育成を促進する。</p> <p>自主防災組織の活動形態</p> <table border="1" data-bbox="1546 1499 2828 1841"> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">平 常 時</td> <td> 1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） 6 <u>災害時要援護者対策（災害時要援護者の把握、支援方法の整理など）</u> 7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練） </td> </tr> </table> <p>(2) 事業所防災体制の強化</p> <p>ア 防災・防火管理体制の強化</p>	平 常 時	1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） 6 <u>災害時要援護者対策（災害時要援護者の把握、支援方法の整理など）</u> 7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練）
平 常 時	1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） 6 <u>要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理など）</u> 7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練）				
平 常 時	1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） 6 <u>災害時要援護者対策（災害時要援護者の把握、支援方法の整理など）</u> 7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練）				

修正案	現行
<p>学校、病院、百貨店等多数の人が出入りする施設について、管理権原者は防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備を行う<u>ので</u>、消防機関は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。</p> <p>高層建築物、雑居ビル、地下街等で管理権原の分かれているものについて、<u>その管理権原者は、統括防火管理者を協議して選任し、当該建築物全体の消防計画の作成、各種訓練の実施、廊下、階段等避難上必要な施設の管理を行うので</u>、消防機関は、<u>出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。</u></p> <p><u>また、百貨店・ホテル・オフィスビル等多数の人が利用する大規模・高層の建築物等について、管理権原者は、自衛消防組織の設置とともに、防災対策として、防災管理者を選任し、防災に係る消防計画の作成、避難訓練の実施を行うので</u>、消防機関は事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう指導する。</p> <p><u>なお、管理権原の分かれているものについて、その管理権原者は、統括防災管理者を協議して選任し、防災に係る当該建築物全体の消防計画の作成、避難訓練の実施を行うので</u>、消防機関は事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう指導する。</p>	<p>学校、病院、百貨店等多数の人が出入りする施設について、管理権原者は<u>消防法第8条の規定により</u>防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備を行う<u>ことになっていることから</u>、消防機関は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。</p> <p><u>また、高層建築物、雑居ビル、地下街等の防災体制については、消防法第8条の2の規定により、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、発災時には事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとられるよう指導する。</u></p> <p>なお、平成21年6月から、百貨店・ホテル・オフィスビル等多数の人が利用する大規模・高層の建築物等については、<u>消防法第36条の規定により防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成、自衛消防組織の設置及び防災管理点検報告の実施が義務付けられたことから</u>、消防本部は、<u>事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう指導する。</u></p>
<h2>第2節 水害予防対策</h2>	<h2>第2節 水害予防対策</h2>
<p>1 水害予防計画（環境生活部、農林水産部、県土整備部）</p> <p>(1) 森林の水源かん養機能等による流出抑制対策 (略) (削除)</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>(4) 河川改修等の治水事業 ア (略) イ 洪水ハザードマップの作成 (略)</p> <p>また、市町村は、水防法第15条に基づき、<u>浸水想定区域内に地下街、大規模工場等</u>、又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認めた場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地を定め、その施設については洪水予報等の伝達方法を市町村地域防災計画に定めるものとする。</p> <p>ウ 雨水排水の流出抑制</p> <p>県では、宅地開発による雨水の流出量の増大に対処するため、従来、調整池を設置し流出量の増加を抑制してきたが、地下水のかん養、平常時における河川流量の保全、ヒートアイランド現象の緩和等、水循環の保全・再生を目的に貯留浸透施設の導入を考慮した「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の<u>手引</u>」を平成15年に策定した。同<u>手引</u>に基づき、雨水排水の流出抑制対策を推進する。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(8) 電力施設洪水対策 ア (略) イ 防災施設の現況 (ア)～(ウ) (略) (エ) 通信設備 <u>既往の浸水実績を考慮して浸水に対処する。</u></p> <p>ウ 防災事業計画 全般計画、実施計画とも上記イに準じ実施するよう努める。</p> <p>2 高潮予防計画（環境生活部、農林水産部、県土整備部）</p> <p>(1) 海岸高潮対策</p>	<p>1 水害予防計画（環境生活部、農林水産部、県土整備部）</p> <p>(1) 森林の水源かん養機能等による流出抑制対策 (略) <u>保安林整備は、森林法及び地すべり等防止法に基づき、治山事業により鋭意推進中であり、今後も対策を進めていく。</u></p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>(4) 河川改修等の治水事業 ア (略) イ 洪水ハザードマップの作成 (略)</p> <p>また、市町村は、水防法第15条に基づき、<u>浸水想定区域内に地下街等</u>又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認めた場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地を定め、その施設については洪水予報等の伝達方法を市町村地域防災計画に定めるものとする。</p> <p>ウ 雨水排水の流出抑制</p> <p>県では、宅地開発による雨水の流出量の増大に対処するため、従来、調整池を設置し流出量の増加を抑制してきたが、地下水のかん養、平常時における河川流量の保全、ヒートアイランド現象の緩和等、水循環の保全・再生を目的に貯留浸透施設の導入を考慮した「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の<u>手引き</u>」を平成15年に策定した。同<u>手引き</u>に基づき、雨水排水の流出抑制対策を推進する。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(8) 電力施設洪水対策 ア (略) イ 防災施設の現況 (ア)～(ウ) (略) (エ) 通信設備 <u>高潮対策に準じる。</u></p> <p>ウ 防災事業計画 全般計画、実施計画とも上記イに準じ実施するよう努める。</p> <p>2 高潮予防計画（環境生活部、農林水産部、県土整備部）</p> <p>(1) 海岸高潮対策</p>

修正案	現行																																																
<p>本県海岸総延長約534kmのうち、浦安から洲崎までの東京湾沿岸については、伊勢湾台風規模の台風を計画気象としてこれによる計算潮位を計画高潮位とし、洲崎から銚子市の利根川河口部までは既往最高潮位により計画高潮位を算出し、さらに、波浪の影響がある箇所については、波の打ちあげ高を考慮して防潮堤の天端高を決定している。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 保安林整備事業（海岸防災林造成工事、保安林緊急改良工事） 森林によって潮風害を防止するとともに、高潮、津波等の被害を防止するため、保安林整備事業（海岸防災林造成工事、保安林緊急改良工事）を実施する。</p> <p>(7) 高潮の防止対策 昭和31年の海岸法制定以来、海岸保全区域を指定し、高潮等について防止対策を実施することになったが、その概要は次表のとおりである。</p> <p>ア 海岸保全区域 <u>(平成25年3月31日現在)</u></p> <table border="1" data-bbox="359 653 1184 926"> <thead> <tr> <th>区 域</th> <th>延 長 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保 全 区 域 指 定 済 延 長</td> <td><u>303,784</u></td> </tr> <tr> <td>内 水管理・国土保全局 (国土交通省) 所管</td> <td><u>182,326</u></td> </tr> <tr> <td>〃 港湾局 (国土交通省) 所管</td> <td><u>75,742</u></td> </tr> <tr> <td>〃 農村振興局所管</td> <td>13,048</td> </tr> <tr> <td>〃 水産庁所管</td> <td>32,668</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 海岸保全区域の指定を要する区域 <u>(平成25年3月31日現在)</u></p> <table border="1" data-bbox="359 982 1175 1251"> <thead> <tr> <th>区 域</th> <th>延 長 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保 全 区 域 要 指 定 延 長</td> <td><u>6,091</u></td> </tr> <tr> <td>内 水管理・国土保全局 (国土交通省) 所管</td> <td><u>0</u></td> </tr> <tr> <td>〃 港湾局 (国土交通省) 所管</td> <td>1,325</td> </tr> <tr> <td>〃 農村振興局所管</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>〃 水産庁所管</td> <td>4,766</td> </tr> </tbody> </table> <p>(8) 電力施設高潮対策 ア、イ (略) ウ 防災事業計画 (ア)～(エ) (略) <u>(オ) 通信設備</u> <u>既往の浸水実績を考慮して浸水に対処する。</u></p>	区 域	延 長 (m)	保 全 区 域 指 定 済 延 長	<u>303,784</u>	内 水管理・国土保全局 (国土交通省) 所管	<u>182,326</u>	〃 港湾局 (国土交通省) 所管	<u>75,742</u>	〃 農村振興局所管	13,048	〃 水産庁所管	32,668	区 域	延 長 (m)	保 全 区 域 要 指 定 延 長	<u>6,091</u>	内 水管理・国土保全局 (国土交通省) 所管	<u>0</u>	〃 港湾局 (国土交通省) 所管	1,325	〃 農村振興局所管	0	〃 水産庁所管	4,766	<p>本県海岸総延長約534.3kmのうち、浦安から洲崎までの東京湾沿岸については、伊勢湾台風規模の台風を計画気象としてこれによる計算潮位を計画高潮位とし、洲崎から銚子市の利根川河口部までは既往最高潮位により計画高潮位を算出し、さらに、波浪の影響がある箇所については、波の打ちあげ高を考慮して防潮堤の天端高を決定している。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 保安林整備事業（海岸防災林造成工事、保安林改良緊急工事） 森林によって潮風害を防止するとともに、高潮、津波等の被害を防止するため、保安林整備事業（海岸防災林造成工事、保安林改良緊急工事）を実施する。</p> <p>(7) 高潮の防止対策 昭和31年の海岸法制定以来、海岸保全区域を指定し、高潮等について防止対策を実施することになったが、その概要は次表のとおりである。</p> <p>ア 海岸保全区域 <u>(平成24年4月1日現在)</u></p> <table border="1" data-bbox="1768 653 2594 936"> <thead> <tr> <th>区 域</th> <th>延 長 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保 全 区 域 指 定 済 延 長</td> <td><u>304,755</u></td> </tr> <tr> <td>内 水管理・国土保全局 (国土交通省) 所管</td> <td><u>182,387</u></td> </tr> <tr> <td>〃 港湾局 (国土交通省) 所管</td> <td><u>76,652</u></td> </tr> <tr> <td>〃 農村振興局所管</td> <td>13,048</td> </tr> <tr> <td>〃 水産庁所管</td> <td>32,668</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 海岸保全区域の指定を要する区域 <u>(平成24年4月1日現在)</u></p> <table border="1" data-bbox="1768 982 2585 1262"> <thead> <tr> <th>区 域</th> <th>延 長 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保 全 区 域 要 指 定 延 長</td> <td><u>38,943</u></td> </tr> <tr> <td>内 水管理・国土保全局 (国土交通省) 所管</td> <td><u>32,852</u></td> </tr> <tr> <td>〃 港湾局 (国土交通省) 所管</td> <td>1,325</td> </tr> <tr> <td>〃 農村振興局所管</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>〃 水産庁所管</td> <td>4,766</td> </tr> </tbody> </table> <p>(8) 電力施設高潮対策 ア、イ (略) ウ 防災事業計画 (ア)～(エ) (略)</p>	区 域	延 長 (m)	保 全 区 域 指 定 済 延 長	<u>304,755</u>	内 水管理・国土保全局 (国土交通省) 所管	<u>182,387</u>	〃 港湾局 (国土交通省) 所管	<u>76,652</u>	〃 農村振興局所管	13,048	〃 水産庁所管	32,668	区 域	延 長 (m)	保 全 区 域 要 指 定 延 長	<u>38,943</u>	内 水管理・国土保全局 (国土交通省) 所管	<u>32,852</u>	〃 港湾局 (国土交通省) 所管	1,325	〃 農村振興局所管	0	〃 水産庁所管	4,766
区 域	延 長 (m)																																																
保 全 区 域 指 定 済 延 長	<u>303,784</u>																																																
内 水管理・国土保全局 (国土交通省) 所管	<u>182,326</u>																																																
〃 港湾局 (国土交通省) 所管	<u>75,742</u>																																																
〃 農村振興局所管	13,048																																																
〃 水産庁所管	32,668																																																
区 域	延 長 (m)																																																
保 全 区 域 要 指 定 延 長	<u>6,091</u>																																																
内 水管理・国土保全局 (国土交通省) 所管	<u>0</u>																																																
〃 港湾局 (国土交通省) 所管	1,325																																																
〃 農村振興局所管	0																																																
〃 水産庁所管	4,766																																																
区 域	延 長 (m)																																																
保 全 区 域 指 定 済 延 長	<u>304,755</u>																																																
内 水管理・国土保全局 (国土交通省) 所管	<u>182,387</u>																																																
〃 港湾局 (国土交通省) 所管	<u>76,652</u>																																																
〃 農村振興局所管	13,048																																																
〃 水産庁所管	32,668																																																
区 域	延 長 (m)																																																
保 全 区 域 要 指 定 延 長	<u>38,943</u>																																																
内 水管理・国土保全局 (国土交通省) 所管	<u>32,852</u>																																																
〃 港湾局 (国土交通省) 所管	1,325																																																
〃 農村振興局所管	0																																																
〃 水産庁所管	4,766																																																
<p style="text-align: center;">第3節 土砂災害予防対策</p> <p>1 土砂災害防止法に基づく対策の推進（県土整備部）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基礎調査の推進 県は、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれのある土地、当該土地のうち建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地について、その土地の利用状況、人家、公共施設等の状況、過去の災害実態等について調査する。 <u>さらに、土砂災害防止法第4条第2項の規定により、その結果を公表する。</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p style="text-align: center;">第3節 土砂災害予防対策</p> <p>1 土砂災害防止法に基づく対策の推進（県土整備部）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基礎調査の推進 県は、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれのある土地、当該土地のうち建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地について、その土地の利用状況、人家、公共施設等の状況、過去の災害実態等について調査する。</p> <p>(3) (略)</p>																																																

修正案	現行
<p>(4) 土砂災害警戒区域等における危険回避のためのソフト対策</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>ウ 住宅宅地分譲や、<u>要配慮者関連施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可する。</u></p> <p>2 土砂災害に対する警戒避難体制の整備 (防災危機管理部・県土整備部・警察本部)</p> <p>(1) 県及び市町村は、住民に対しインターネット、広報紙、パンフレット等多様な手段により、土砂災害に関する知識の普及と防災意識の向上を図るものとする。</p> <p>また、全国的に実施される土砂災害防止月間等において、土砂災害から身を守るため、<u>住民を交えた情報伝達及び避難訓練等を実施する</u></p> <p>(2) 警戒避難体制の整備等</p> <p>ア 市町村は、土砂災害警戒区域等ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を地域防災計画に定めるとともに、<u>要配慮者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。</u></p> <p>イ 市町村は、<u>大雨警報 (土砂災害) や土砂災害警戒情報の発表など土砂災害発生の危険が予想されたときは、体制の強化を図り、土砂災害警戒判定メッシュ情報などの土砂災害発生の切迫性や危険度の推移がわかる補足情報、前兆現象を参考にして、土砂災害発生のおそれがある地域を特定した上で、的確に避難準備情報、避難勧告等を発令する。</u></p> <p>特に避難準備情報は<u>要配慮者等が避難を開始するための情報であることから、市町村は、当該要配慮者の避難に要する時間を的確に把握するよう努める。</u></p> <p>また、<u>市町村は、これらについて、必要に応じて气象台、県等に助言を求めるものとし、県は災害発生の危険性が高まった場合、市町村に対してその状況を伝達し必要な情報を提供するとともに、平時から、气象台等の関係機関と連携して情報の利活用について助言・周知を図る。</u></p> <p>ウ 市町村は、土砂災害警戒区域内において<u>要配慮者施設が設置されている場合は、当該施設に対し、土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難勧告等の情報の伝達方法を定めるとともに、当該区域内における在宅の要配慮者に対する避難支援体制の確立に努めるものとする。</u></p> <p>エ 市町村は、土砂災害警戒区域等の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努めるものとする。</p> <p>3 防災知識の普及啓発 (防災危機管理部、県土整備部)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県は、土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等の指定箇所を公表する。</p> <p>4 県土保全事業の推進 (商工労働部・農林水産部・県土整備部)</p> <p>(1) 急傾斜地崩壊対策</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 急傾斜地崩壊危険箇所における施設整備箇所の向上</p> <p>急傾斜地崩壊危険箇所のうち、急傾斜地法第3条の規定により、特に施設整備の必要な箇所について急傾斜地崩壊危険区域に指定し、①<u>要配慮者関連施設に係る危険箇所</u>、②<u>避難所や避難路を有する危険箇所</u>、③<u>崖の状態が悪く緊急性の高い危険箇所について重点的に施設整備を実施する。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>地すべり対策</u></p> <p>(4) 山地災害対策</p> <p>山地災害危険地区とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりによる災害が現に発生し、又は発生する危険のある箇所、人家又は、公共施設に被害を及ぼすおそれのある地区をいう。</p> <p>県においては、<u>調査により、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区と判定した箇所を公表するとともに、その危険度や保全対象など、地区の状況を考慮し、計画的に治山事業を実施する。</u></p> <p>(5) 宅地造成地災害対策</p>	<p>(4) 土砂災害警戒区域等における危険回避のためのソフト対策</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>ウ 住宅宅地分譲や、<u>災害時要援護者関連施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可する。</u></p> <p>2 土砂災害に対する警戒避難体制の整備 (防災危機管理部・県土整備部・警察本部)</p> <p>(1) 県及び市町村は、住民に対しインターネット、広報紙、パンフレット等多様な手段により、土砂災害に関する知識の普及と防災意識の向上を図るものとする。</p> <p>また、全国的に実施される土砂災害防止月間等において、土砂災害から身を守るため、<u>防災訓練の実施に努める。</u></p> <p>(2) 警戒避難体制の整備等</p> <p>ア 市町村は、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を地域防災計画に定めるとともに、<u>災害時要援護者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。</u></p> <p>イ 市町村は、<u>土砂災害警戒情報が発表されたときは、体制の強化を図り、土砂災害発生の切迫性や危険度の推移が分かる補足情報、前兆現象も参考にして、土砂災害が発生するおそれがある箇所 (降雨により土砂災害発生の危険性が高まった箇所) を特定し、的確に避難準備情報、避難勧告等を発令する。</u></p> <p>特に避難準備情報は、<u>災害時要援護者等が避難を開始するための情報であることから、市町村は、当該要援護者の避難に要する時間を的確に把握するよう努めるものとする。</u></p> <p>ウ 市町村は、土砂災害警戒区域内において<u>災害時要援護者施設が設置されている場合は、当該施設に対し、土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難勧告等の情報の伝達方法を定めるとともに、当該区域内における在宅の災害時要援護者に対する避難支援体制の確立に努めるものとする。</u></p> <p>エ 市町村は、土砂災害警戒区域の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努めるものとする。</p> <p>3 防災知識の普及啓発 (防災危機管理部、県土整備部)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県は、土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域の指定箇所を公表する。</p> <p>4 県土保全事業の推進 (商工労働部・農林水産部・県土整備部)</p> <p>(1) 急傾斜地崩壊対策</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 急傾斜地崩壊危険箇所における施設整備箇所の向上</p> <p>急傾斜地崩壊危険箇所のうち、急傾斜地法第3条の規定により、特に施設整備の必要な箇所について急傾斜地崩壊危険区域に指定し、①<u>災害時要援護者関連施設に係る危険箇所</u>、②<u>避難所や避難路を有する危険箇所</u>、③<u>崖の状態が悪く緊急性の高い危険箇所について重点的に施設整備を実施する。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>地すべり防止対策</u></p> <p>(4) 山地災害対策</p> <p>山地災害危険地区とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりによる災害が現に発生し、又は発生する危険のある箇所、人家又は、公共施設に被害を及ぼすおそれのある地区をいう。</p> <p>県においては、<u>山地災害の種類により、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区を指定し公表するとともに、その危険度や保全対象など、地区の状況を考慮し、計画的に治山事業を実施する。</u></p> <p>(5) 宅地造成地災害対策</p>

修正案	現行
<p>ア (略)</p> <p>イ 宅地造成工事の指導</p> <p>(ア) 災害危険区域(建築基準法第39条)、地すべり防止区域(地すべり等防止法第3条)、<u>土砂災害特別警戒区域(土砂災害防止法第8条)</u>及び急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地法第3条)については、原則として宅地造成の工事区域から除外し、工事を規制する。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) ため池等防災事業</p> <p><u>老朽化</u>、降雨、地震等により災害の発生するおそれのある農業用ため池について、県は、「農業用ため池台帳」を整備し、改修を必要とするものから計画的に改修を行うものとする。</p> <p>5 孤立集落対策(農林水産部・県土整備部)</p>	<p>ア (略)</p> <p>イ 宅地造成工事の指導</p> <p>(ア) 災害危険区域(建築基準法第39条)、地すべり防止区域(地すべり等防止法第3条)及び急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地法第3条)については、原則として宅地造成の工事区域から除外し、工事を規制する。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) ため池等災害対策</p> <p><u>老朽化により</u>、降雨、地震等により災害の発生するおそれのある農業用ため池について、県は、「農業用ため池台帳」を整備し、改修を必要とするものから計画的に改修を行うものとする。</p> <p>5 孤立集落対策(<u>商工労働部</u>・農林水産部・県土整備部)</p>
<p>第5節 雪害予防対策</p>	<p>第5節 雪害予防対策</p>
<p>1 (略)</p> <p>2 農作物等の雪害防止対策(農林水産部)</p> <p>(1) 野菜について</p> <p>ア 事前対策</p> <p>(ア) ビニールハウスは、構造が簡単であるため強度が弱く、中でも連棟ハウスや年数を経過したものはさらに弱いので、<u>金属パイプによる筋交い</u>等で各部を十分補強し、倒壊の防止に努める。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 花きについて</p> <p>ア 事前対策</p> <p>(ア) ハウス等の施設については、積雪荷重による被害を防ぐため、<u>金属パイプによる筋交い</u>等で各部を十分補強する。特に、パイプハウスは、屋根部が弱いので中柱を立て補強する。</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 農作物等の雪害防止対策(農林水産部)</p> <p>(1) 野菜について</p> <p>ア 事前対策</p> <p>(ア) ビニールハウスは、構造が簡単であるため強度が弱く、中でも連棟ハウスや年数を経過したものはさらに弱いので、<u>丸太</u>等で各部を十分補強し、倒壊の防止に努める。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 花きについて</p> <p>ア 事前対策</p> <p>(ア) ハウス等の施設については、積雪荷重による被害を防ぐため、<u>丸太</u>等で各部を十分補強する。特に、パイプハウスは、屋根部が弱いので中柱を立て補強する。</p>
<p>第6節 火災予防対策</p>	<p>第6節 火災予防対策</p>
<p>1 (略)</p> <p>2 住宅防火対策(防災危機管理部)</p> <p>県内の火災による死者(放火自殺者を除く)の約8割を占める住宅火災の予防とその被害の低減を図るため、県は、千葉県住宅防火対策推進協議会と連携し、住宅用防災機器の普及・促進や、住宅防火意識の普及啓発等を行う。</p> <p>特に、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が、県内全ての住宅に設置されるよう<u>努めるとともに</u>、防災製品の活用を推進する。</p> <p>さらに、復電時等における<u>電気に起因する火災</u>を防止するため、関係機関と連携し、<u>自宅から避難する際にブレーカーを落として避難するよう啓発する等</u>、出火防止対策を推進する。</p> <p>(削除)</p> <p>3 火災予防についての啓発(防災危機管理部)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 住宅防火対策(防災危機管理部)</p> <p>県内の火災による死者(放火自殺者を除く)の約8割を占める住宅火災の予防とその被害の低減を図るため、県は、千葉県住宅防火対策推進協議会と連携し、住宅用防災機器の普及・促進や、住宅防火意識の普及啓発等を行う。</p> <p>特に、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が、県内全ての住宅に設置されるよう、<u>普及促進に努めるとともに</u>、防災製品の活用を推進する。</p> <p>さらに、復電時における<u>通電火災等</u>を防止するため、関係機関と連携し、出火防止対策を推進する。</p> <p>3 <u>消防組織及び施設の整備充実(防災危機管理部)</u></p> <p>(1) 消防組織</p> <p><u>県は、市町村の行う消防職員・団員の確保、消防本部、署等の消防組織の充実強化に必要な情報を提供する。</u></p> <p>(2) 消防施設等の整備充実</p> <p><u>県は、市町村が作成した消防施設整備計画に基づき、充足率や財政力等市町村の実情を勘案しつつ、実態に即した消防施設等の整備強化を促進するため支援する。</u></p> <p>4 火災予防についての啓発(防災危機管理部)</p>

修正案	現行
<p style="text-align: center;">第7節 消 防 計 画</p> <p><u>1 消防体制・施設の強化（防災危機管理部・市町村）</u></p> <p>（1）常備消防の強化</p> <p>市町村は、消防力を最大限有効に活用するため、訓練の徹底に努め体制の確立を図るとともに、緊急消防援助隊を含め、消防力の増強を図っていく。</p> <p>また、県は、大規模災害の発生に対処するために市町村が整備する高度な技術・資機材など消防体制及び消防施設の整備を拡充するため財政支援を行っていくものとする。</p> <p>（2）消防団の充実・強化</p> <p>市町村は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした幅広い層への入団促進等、消防団の活性化を推進し、その育成を図るとともに、消防団の活動に関する普及・啓発活動を実施する。</p> <p>県は、市町村と連携して消防団の活性化を推進し、消防団活動に関する普及・啓発活動を実施するとともに、消防団の施設・設備に対し、必要に応じ支援する。</p> <p><u>2 消防職員、団員等の教育訓練（防災危機管理部）</u></p> <p>消防大学校及び県消防学校において、おおむね次のとおり教育訓練を行う。</p> <p>なお、市原市に新たに整備する消防学校については、訓練機能を大幅に強化し、あらゆる災害に対応できる高い能力を持った消防職・団員の育成を目指すものとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）県消防学校での教育訓練（「消防学校の教育訓練の基準」（総務省消防庁）に基づく教育訓練）</p> <p>ア 消防職員</p> <p>（ア）初任教育</p> <p>（イ）専科教育</p> <p>（ウ）幹部教育</p> <p>（エ）特別教育（訓練指導科、はしご自動車等講習会、<u>救急救命士処置範囲拡大2行為講習</u>）</p> <p>イ 消防団員</p> <p>（ア）、（イ）（略）</p> <p>（ウ）幹部教育（<u>指揮幹部科現場指揮課程、指揮幹部科分団指揮課程</u>）</p> <p><u>3</u></p> <p><u>4</u></p> <p><u>5</u></p> <p><u>6</u></p> <p style="text-align: center;">第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備</p>	<p style="text-align: center;">第7節 消 防 計 画</p> <p><u>1 常備消防体制の充実・強化（防災危機管理部）</u></p> <p>県下全域の市町村で常備消防（消防本部・署）が設置されているが、県は、緊急消防援助隊を含めた市町村の行う常備消防の充実・強化を推進するため支援を行う。</p> <p><u>2 消防団員の確保（防災危機管理部）</u></p> <p>消防団員の確保のため市町村の留意すべき事項</p> <p>（1）消防団に関する住民意識の高揚</p> <p>（2）処遇の改善</p> <p>（3）消防団の施設・設備の改善</p> <p>（4）女性消防団員の積極的確保、能力活用等</p> <p>（5）機能別団員・分団の採用推進</p> <p><u>3 消防施設の整備（防災危機管理部）</u></p> <p>県内消防施設の強化を図るために、市町村等の行う消防施設強化事業に対し支援を行う。</p> <p>（1）消防ポンプ車等、水利等消防施設の現況の把握</p> <p>（2）消防施設の整備</p> <p>ア 高規格救急自動車の整備</p> <p>県内の救命率の向上のため、高規格救急自動車の整備に対し、市町村の財政事情その他必要に応じ支援を行う。</p> <p>イ 消防団の施設・設備</p> <p>地域における消防力の強化を図るために、消防団の施設・設備に対し、市町村の財政事情その他必要に応じ、国及び県において支援する。</p> <p><u>4 消防職員、団員等の教育訓練（防災危機管理部）</u></p> <p>消防大学校及び県消防学校において、おおむね次のとおり教育訓練を行う。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）県消防学校での教育訓練（消防庁で示す「消防学校の教育訓練の基準」に基づく教育訓練）</p> <p>ア 消防職員</p> <p>（ア）初任教育（<u>初任科</u>）</p> <p>（イ）専科教育（<u>特別災害科、予防査察科、危険物科、火災調査科、救急科、救助科</u>）</p> <p>（ウ）幹部教育（<u>初・中・上級幹部科</u>）</p> <p>（エ）特別教育（訓練指導科、はしご自動車等講習会、<u>気管挿管・薬剤投与講習</u>）</p> <p>イ 消防団員</p> <p>（ア）、（イ）（略）</p> <p>（ウ）幹部教育（<u>初・中級幹部科</u>）</p> <p><u>5</u></p> <p><u>6</u></p> <p><u>7</u></p> <p><u>8</u></p> <p style="text-align: center;">第8節 災害時要援護者等の安全確保のための体制整備</p>
<p>東日本大震災においては、死者の多くを高齢者が占め、また、障害者が一般の人に比べて高い割合で犠牲になったことが推察さ</p>	<p>東日本大震災においては、死者の多くを高齢者が占め、また、障害者が一般の人に比べて高い割合で犠牲になったことが推察さ</p>

修正案	現行
<p>れるなど、高齢者や障害者など災害時に支援を要する人々の犠牲が多かったことや、避難生活において特別な配慮が必要となったこと等については、水害・土砂災害などの風水害を想定した対策を講じる上でも共通した課題であり、県及び市町村等は、<u>高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者の安全確保体制の整備を図る。</u></p> <p>国では、「<u>避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針</u>（以下、この節において「<u>取組指針</u>」という。）」を策定し、県では「<u>災害時要援護者避難支援の手引き</u>（以下、この節において「<u>手引き</u>」という。）」を作成している。</p> <p>1 <u>避難行動要支援者に対する対応（防災危機管理部、健康福祉部、市町村）</u></p> <p><u>市町村は、災害対策基本法の規定により、取組指針に基づき、要配慮者のうち災害発生時に自ら避難することが困難で特に支援を要する「避難行動要支援者」の名簿を作成し、これを活用した実効性のある避難支援を行い、県は、市町村の取組みを支援する。</u></p> <p>(1) <u>全体計画・地域防災計画の策定</u></p> <p><u>避難行動要支援者名簿の作成にあたり、市町村は地域における災害特性等を踏まえつつ、避難支援についての全体的な考え方を整理し、市町村地域防災計画に重要事項を定める。</u></p> <p><u>その上で、市町村地域防災計画の下位計画として、全体計画を位置づけ、より細目的な内容を定める。</u></p> <p>(2) <u>避難行動要支援者名簿の作成等</u></p> <p>ア <u>要配慮者の把握</u></p> <p><u>市町村は、避難行動要支援者名簿の作成にあたり、災害による犠牲者となりやすい高齢者や障害者、乳幼児その他のいわゆる「要配慮者」の把握に努め、発災時に迅速な対応がとれるよう備えるものとし、県は、これを支援する。</u></p> <p>(ア) <u>市町村は、日常業務の中で、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に要配慮者をリストアップし、どのような要配慮者（電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。）がどこに住んでいるのか取りまとめ、所在情報とする。また、平常時から要配慮者と接している市町村の福祉部局、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者との連携に努める。</u></p> <p>(イ) <u>在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している要配慮者に関しても可能な限り把握しておく必要がある。</u></p> <p>(ウ) <u>所在把握には、自治会や町内会など、従来からある地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による取組みも必要である。</u></p> <p>(エ) <u>県は、市町村から避難行動要支援者名簿の作成のための要配慮者に関する情報の提供を求められたときは、市町村への情報提供に努める。</u></p> <p>イ <u>避難行動要支援者名簿の作成</u></p> <p><u>市町村は、把握した要配慮者情報をもとに、避難行動要支援者名簿を作成する。</u></p> <p>(ア) <u>避難行動要支援者の範囲の設定</u></p> <p>a <u>市町村は、市町村地域防災計画において、要配慮者のうち避難行動要支援者の範囲について要件を設定する。</u></p> <p>b <u>高齢者や障害者等の要配慮者の避難能力の有無は、次の点に着目し判断することが想定される。</u></p> <p>① <u>警戒や避難勧告・指示等の災害関係情報の取得能力</u></p> <p>② <u>避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力</u></p> <p>③ <u>避難行動を取る上で必要な身体能力</u></p> <p>c <u>要件の設定に当たっては、要介護状態区分、障害支援区分等の要件に加え、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないようにするため、きめ細かく要件を設ける。</u></p> <p>(イ) <u>避難行動要支援者名簿の記載事項</u></p> <p><u>避難行動要支援者名簿に記載する事項は次のとおりである。</u></p> <p>a <u>氏名</u></p> <p>b <u>生年月日</u></p> <p>c <u>性別</u></p>	<p>れるなど、高齢者や障害者など災害時に支援を要する人々の犠牲が多かったことや、避難生活において特別な配慮が必要となったこと等については、水害・土砂災害などの風水害を想定した対策を講じる上でも共通した課題であり、県及び市町村等は、<u>高齢者や障害者のほか、難病患者・乳幼児・妊産婦・外国人などを含めた災害時要援護者の安全確保体制の整備を図る。</u></p> <p>国では、「<u>災害時要援護者の避難支援ガイドライン</u>（以下、この節において「<u>ガイドライン</u>」という。）」を策定し、県では「<u>災害時要援護者避難支援の手引き</u>（以下、この節において「<u>手引き</u>」という。）」を作成している。<u>なお、国は平成24年度にガイドラインを改定することとしている。</u></p> <p>1 <u>在宅要援護者に対する対応（防災危機管理部、健康福祉部、市町村）</u></p> <p>(1) <u>災害時要援護者の把握</u></p> <p><u>県民及び市町村は、災害による犠牲者となりやすい高齢者や障害者、乳幼児、妊婦等いわゆる「災害時要援護者」の把握に努め、発災時に迅速な対応がとれるよう備えるものとし、県は、これを支援する。</u></p> <p><u>なお、県民及び市町村は、ガイドラインに基づき、次の事項に留意し把握等を行うものとする。</u></p> <p>ア <u>災害時要援護者の所在把握</u></p> <p>(ア) <u>市町村は、日常業務の中で、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に要援護者をリストアップし、どのような要援護者（電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。）がどこに住んでいるのか取りまとめ、所在情報とする。また、平常時から要援護者と接している市町村の福祉部局、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者との連携に努める。</u></p> <p>(イ) <u>在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している要援護者に関しても可能な限り把握しておく必要がある。</u></p> <p>(ウ) <u>所在把握には、自治会や町内会など、従来からある地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による取組みも必要である。</u></p> <p>イ <u>所在情報の管理</u></p> <p>(ア) <u>常に最新の情報を把握し、内容を更新の上、関係者で共有しておくことが必要である。</u></p> <p>(イ) <u>災害時における情報の開示時期、どのような機関に対して情報を開示し、どのような協力を得ていくのか、情報開示の内容をどこまでの範囲にするのか、それぞれ定めておく必要がある。</u></p> <p>(ウ) <u>災害時要援護者の所在情報は個人情報であり、個人情報保護の観点から必要最低限の限られた範囲での利用が求められることから、コンピュータを利用したデータベース化やGIS化などを進めるとともに、データの流出防止等、情報の適切な管理の下に、常に必要最低限の情報が取り出せるように整備することが必要である。</u></p> <p><u>なお、災害による電源喪失を考え、紙での情報保管についても検討していく。</u></p>

修正案	現行
<p>d <u>住所又は居所</u></p> <p>e <u>電話番号その他の連絡先</u></p> <p>f <u>避難支援等を必要とする事由</u></p> <p>g <u>前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項</u></p> <p>(ウ) <u>避難行動要支援者名簿のバックアップ</u> <u>市町村は、災害規模等によっては機能が著しく低下することを考え、県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておく。</u> <u>また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管する。</u></p> <p>(エ) <u>市町村における情報の適正管理</u> <u>市町村は、避難行動要支援者名簿の適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、国が策定した『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。</u></p> <p>ウ <u>避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供</u> <u>市町村は、避難行動要支援者の同意等を得た上で（市町村の条例に特別の定めのある場合を除く）、市町村地域防災計画で定める避難支援等関係者（消防機関、警察署、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織等）に平常時から名簿情報を提供し共有する。</u> <u>また、名簿情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、市町村において適切な措置を講ずるよう努める。</u></p> <p>エ <u>避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有</u></p> <p>(ア) <u>避難行動要支援者名簿の更新</u> <u>避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市町村は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。</u></p> <p>(イ) <u>避難行動要支援者情報の共有</u> <u>避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を市町村及び避難支援等関係者間で共有する。</u> <u>また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する。</u></p> <p>(3) <u>個別計画の策定</u> <u>災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、個別計画の策定を進めることが適切である。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、市町村が個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別計画を策定する。</u> <u>個別計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れない時の対応などを、地域の実情に応じて記載するものとする。</u> <u>県は、市町村における個別計画等の策定状況を把握し、必要に応じて助言を行う。</u></p> <p>2 <u>要配慮者全般に対する対応（防災危機管理部、健康福祉部、市町村）</u></p> <p>(1) <u>支援体制の整備</u> <u>県及び市町村は、自主防災組織の育成及び指導並びに社会福祉施設等への依頼により、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、自治会や町内会などの地域社会全体で要配慮者を支援するための体制づくりを行う。</u> <u>市町村は、ガイドラインや手引きを参考とし、要配慮者への各種支援体制の整備に努める。</u> <u>なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れ、救助体制の中に女性を位置付けるものとする。</u></p>	<p>(2) <u>支援体制の整備</u> <u>県及び市町村は、自主防災組織の育成及び指導並びに社会福祉施設等への指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、自治会や町内会などの地域社会全体で災害時要援護者を支援するための体制づくりを行う。</u> <u>市町村は、ガイドラインや手引きを参考とし、災害時要援護者への各種支援体制の整備に努める。</u> <u>なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れ、救助体制の中に女性を位置付けるものとする。</u></p> <p>(3) <u>災害時要援護者避難支援プランの策定</u> <u>県民及び市町村は、「災害時要援護者」の把握に努め、名簿を作成し、自治会や町内会など地域社会全体で一人ひとりの災害時要援護者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な災害時 要援護者避難支援プランの個別計画の策定に努めるもの</u></p>

修正案	現行
<p>(2) 避難指示等の情報伝達 市町村は、<u>避難行動要支援者</u>について、その状態や特性に応じ、<u>防災行政無線戸別受信機</u>や<u>緊急速報メール</u>を活用するなど多様な手段による情報伝達体制の確立に努めるとともに、発災時には、速やかに巡回等による避難指示等の周知を図る。</p> <p>(3) 防災設備等の整備</p> <p>(4) 避難施設等の整備 市町村は、<u>避難所内への要配慮者用スペースの確保</u>について考慮するとともに、一般の避難所では生活することが困難な<u>要配慮者</u>のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備や、<u>社会福祉施設等</u>を福祉避難所として指定するように努める。また、県及び市町村は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の<u>要配慮者</u>や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。 <u>要配慮者</u>が避難生活を送るために必要となるトイレ、車椅子、簡易ベッド等の高齢者用備品や障害特性に応じた障害者用備品、<u>ヤミミルク</u>、<u>ほ乳びん</u>等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備、<u>食物アレルギー対応食品</u>などは、あらかじめ避難施設等への配備に努める。ただし、個別の事情による医薬品等については、<u>要配慮者の家族等</u>で備えることとする。 市町村は、手引きや関係団体の意見などを参考とし、<u>要配慮者</u>や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。</p> <p>(5) 防災知識の普及、防災訓練の充実 県及び市町村は、<u>要配慮者</u>やその家族並びに社会福祉施設等に対し、パンフレットの配布など、広報を充実し災害に対する基礎知識等の理解を高めるとともに、地域の防災訓練等やコミュニティへの積極的参加を呼び掛けるよう努める。</p> <p>(6) 在宅避難者等への支援 県及び市町村は、在宅避難又は応急仮設住宅での生活を送る<u>要配慮者</u>に対する健康相談や生活支援のため、共助の取り組みや健康福祉センター（保健所）、社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取り組みを促進する。</p> <p>(7) 広域避難者への対応 <u>県及び市町村は、広域的に避難した被災者が、受入先において継続的に福祉サービスを受けられるよう配慮する。</u></p>	<p>とする。</p> <p>(4) 避難指示等の情報伝達 市町村は、<u>高齢者</u>や<u>障害者</u>等の災害時要援護者について、その状態や特性に応じた情報伝達体制の確立に努めるとともに、発災時には、速やかに巡回等による避難指示等の周知を図る。</p> <p>(5) 防災設備等の整備</p> <p>(6) 避難施設等の整備 市町村は、<u>施設の安全性確保</u>や<u>バリアフリー化</u>、<u>避難スペースが確保されている</u>など、<u>要援護者</u>のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備や、<u>民間の特別養護老人ホーム</u>等の施設を福祉避難所として指定するように努める。また、県及び市町村は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の<u>災害時要援護者</u>や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。 <u>災害時要援護者</u>が避難生活を送るために必要となるトイレ、車椅子、簡易ベッド等の<u>障害者・高齢者</u>用備品やミルク、<u>ほ乳びん</u>等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備などは、あらかじめ避難施設等への配備に努める。ただし、個別の事情による医薬品等については、<u>支援者</u>で備えることとする。 市町村は、手引きや関係団体の意見などを参考とし、<u>災害時要援護者</u>や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。</p> <p>(7) 防災知識の普及、防災訓練の充実 県及び市町村は、<u>災害時要援護者</u>やその家族並びに社会福祉施設に対し、パンフレットの配布 など、広報を充実し災害に対する基礎知識等の理解を高めるとともに、地域の防災訓練等やコミュニティへの積極的参加を呼び掛けるよう努める。</p> <p>(8) 在宅避難者等への支援 県及び市町村は、在宅避難又は応急仮設住宅での生活を送る<u>災害時要援護者</u>に対する健康相談や生活支援のため、共助の取り組みや健康福祉センター（保健所）、社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取り組みを促進する。 (新設)</p>
<p>3 社会福祉施設等における防災対策（健康福祉部、教育庁）</p>	<p>2 社会福祉施設等における防災対策（健康福祉部、教育庁）</p>
<p>4 外国人に対する対策（総合企画部、防災危機管理部）</p>	<p>3 外国人に対する対策（総合企画部、防災危機管理部）</p>
<p>(1) 防災知識の普及・防災訓練の充実 県及び市町村は、言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人を「<u>要配慮者</u>」として位置付け、発災時に迅速かつ的確な対応ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。 ア～ウ（略）</p> <p>(2) 外国人に対する対応 県は、<u>災害時における</u>日本語の理解が十分でない外国人向けの語学ボランティアの派遣制度について、各市町村からの迅速な派遣要請が可能となるよう、平時から各市町村に対し、派遣制度の周知を図るとともに、<u>語学ボランティア及び災害時外国人サポーターの養成</u>に努める。</p>	<p>(1) 防災知識の普及・防災訓練の充実 県及び市町村は、言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人を「<u>災害時要援護者</u>」として位置付け、発災時に迅速かつ的確な対応ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。 ア～ウ（略）</p> <p>(2) 外国人に対する対応 県は、日本語の理解が十分でない外国人向けの語学ボランティアの派遣制度について、各市町村からの迅速な派遣要請が可能となるよう、平時から各市町村に対し、<u>派遣制度の周知</u>を図る。</p>
<p style="text-align: center;">第9節 情報連絡体制の整備</p> <p>1 県における災害情報通信施設の整備（防災危機管理部）</p> <p>(1) 県防災行政無線の整備 ア 整備概要 (ア) 無線設備設置機関 県庁と地域振興事務所、土木事務所、農業事務所（一部）、健康福祉センター（保健所）、教育事務所等の県出先機関及び市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関2.5.7機関に無線設備を設置してい</p>	<p style="text-align: center;">第9節 情報連絡体制の整備</p> <p>1 県における災害情報通信施設の整備（防災危機管理部）</p> <p>(1) 県防災行政無線の整備 ア 整備概要 (ア) 無線設備設置機関 県庁と地域振興事務所、土木事務所、農業事務所（一部）、健康福祉センター（保健所）、教育事務所等の県出先機関及び市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災機関2.5.6機関に無線設備を設置している。</p>

修正案

る。

(イ) 通信回線

a (略)

b 衛星系通信回線
 県庁、地域振興事務所、土木事務所、農業事務所（一部）、健康福祉センター（保健所）、教育事務所等の県出先機関、市町村、消防本部、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関との間を衛星系通信回線で結んでいる。

(ウ) 通信機能の概要

a (略)

b 一斉通報機能
一斉受令端末が設置されている機関には、県庁からファクシミリ、音声及びデータ伝送による一斉通報が行える。

(エ) 災害時等に対する設備対策

a～e (略)

f 可搬型地球局の配備
 災害現場や通信設備が停止した機関に搬送して、衛星系通信回線による電話及びファクシミリによる通信ができる可搬型地球局を県庁、地域振興事務所及び県西部防災センターに配備している。

(2)、(3) (略)

(4) 防災情報システムの整備

ア (略)

イ 防災情報システムの機能概要

(ア) (略)

(イ) 実況監視処理機能
気象ASPサービスから提供される気象情報を専用端末装置等に表示する。
 また、緊急を有する情報についてはポップアップ（警告音、回転灯）により通知を行う。

(ウ) (略)

(エ) 物資管理情報システム
 県及び市町村で管理する防災用資機材、非常用食料、医薬品、生活必需品等の備蓄物資情報を管理する。

(オ) 職員参集機能

(カ) 県民への情報発信機能

(キ) 報道機関への緊急情報発信機能
各防災機関が入力した避難準備・勧告・指示情報、避難所情報、災害対策本部設置情報を、「Lアラート」を通じて各報道機関へ発信する。

2 市町村における災害通信施設の整備（防災危機管理部）

(1) 市町村防災行政無線等の整備状況

(平成25年3月31日現在)

種 別	区 分		整備済	未整備	整備率(%)
	同報系	移動系			
防災行政無線	同報系		54	0	100
	移動系		47	7	87.0

現行

(イ) 通信回線

a (略)

b 衛星系通信回線
 県庁、地域振興事務所、土木事務所、農業事務所（一部）、健康福祉センター（保健所）、教育事務所等の県出先機関、市町村、消防本部、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災機関との間を衛星系通信回線で結んでいる。

(ウ) 通信機能の概要

a (略)

b 一斉通報機能
県庁からネットワークを構成する全機関には、ファクシミリ、音声及びデータ伝送による一斉通報が行える。

(エ) 災害時等に対する設備対策

a～e (略)

f 可搬型地球局の配備
 災害現場や通信設備が停止した機関に搬送して、衛星系通信回線による電話及びファクシミリによる通信ができる可搬型地球局を県庁、地域振興事務所及び県防災センターに配備している。

(2)、(3) (略)

(4) 防災情報システムの整備

ア (略)

イ 防災情報システムの機能概要

(ア) (略)

(イ) 実況監視処理機能（気象情報システム）
気象情報や県土整備部が整備した水防テレメータシステムで収集した雨量・水位情報の実況監視を専用端末装置等から行う。
 また、緊急を有する情報についてはポップアップ（警告音、回転灯）により通知を行う。

(ウ) (略)

(エ) 物資管理情報システム
 県及び市町村で管理する防災用資機材、非常用食料、医薬品、生活必需品等の備蓄物資情報を管理する。

(オ) 県民への情報発信機能

(カ) 職員参集機能
 (新設)

2 市町村における災害通信施設の整備（防災危機管理部）

(1) 市町村防災行政無線等の整備状況

(平成23年3月31日現在)

種 別	区 分		整備済	未整備	整備率(%)
	同報系	移動系			
防災行政無線	同報系		54	0	100
	移動系		46	8	85.2

修正案			
(2) 全国瞬時警報システム(Jアラート)の整備状況 (平成27年3月1日現在)			
種別	区分	整備済	未整備
全国瞬時警報システム		54	0
整備率(%)			
100			
備考：市町村防災行政無線との接続は <u>県内全市町村</u> で実施している。			
4 東日本電信電話株式会社千葉事業部における災害通信施設の整備			
東日本電信電話株式会社千葉事業部では、県内の防災関係機関等の通信確保のため、Ku帯超小型衛星通信方式端末及びポータブル衛星通信地球局(衛星系)等を整備している。			
また、千葉事業部災害対策実施細則を制定し、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の措置を定めている。			
5 株式会社NTTドコモ千葉支店における災害通信施設の整備			
株式会社NTTドコモ千葉支店では、県内の防災関係機関等の通信確保のため、可搬型無線基地局装置及び移動電源車を整備している。			
7 ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社の災害通信施設等の整備			
ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう、主要伝送路の多ルート化や主要電気通信設備の分散化および予備電源の設置等を進め、通信局舎や通信設備の防災設計を行っている。			
8 非常通信体制の充実強化(防災危機管理部)			
9 アマチュア無線の活用(防災危機管部)			
10 その他通信網の整備(総務部、総合企画部、防災危機管理部)			
第10節 備蓄・物流計画			
1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備(防災危機管理部、市町村)			
平成24年8月に策定した「災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の基本指針」に基づき、自助・共助・公助による備蓄の取組みを推進する。			
(1) 備蓄意識の高揚			
各家庭や事業所等における食料・飲料水等の備蓄を推進するため、県及び市町村は、家庭や事業所等における3日分以上の食料、飲料水、 <u>その他生活必需物資</u> を備蓄することなど、県民の備蓄意識の高揚を図るための普及啓発を推進するとともに、自主防災組織等への炊き出し用機材や救助用機材などの整備を促進する。			
(2) 市町村における備蓄・調達体制の整備			
市町村における備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであるが、市町村は、基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への食料・生活必需物資等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達体制の整備に努める。			
ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・ <u>その他生活必需物資</u> や避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努める。なお、備蓄物資の選定に際しては、地域特性や要配慮者・女性の避難生活等に配慮する。			
イ (略)			
ウ 消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努めるものとし、 <u>物資供給事業者等</u> との協定締結の推進に努める。			
(3) 県における備蓄・調達体制の整備			

現行			
(2) 全国瞬時警報システムの整備状況 (平成24年3月31日現在)			
種別	区分	整備済	未整備
全国瞬時警報システム		54	0
整備率(%)			
100			
備考：市町村防災行政無線との接続は <u>49市町村</u> で実施している。			
4 東日本電信電話株式会社千葉支店における災害通信施設の整備			
東日本電信電話株式会社千葉支店では、県内の防災関係機関等の通信確保のため、Ku帯超小型衛星通信方式端末及びポータブル衛星通信地球局(衛星系)等を整備している。			
また、千葉支店災害対策実施細則を制定し、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の措置を定めている。			
5 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店における災害通信施設の整備			
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店では、県内の防災関係機関等の通信確保のため、可搬型無線基地局装置及び移動電源車を整備している。			
(新設)			
7 非常通信体制の充実強化(防災危機管理部)			
8 アマチュア無線の活用(防災危機管部)			
9 その他通信網の整備(総務部、総合企画部、防災危機管理部)			
第10節 備蓄・物流計画			
1 食料・生活必需品等の供給体制の整備(防災危機管理部、市町村)			
(新設)			
(1) 備蓄意識の高揚			
各家庭や事業所等における食料・飲料水等の備蓄を推進するため、県及び市町村は、家庭等における3日分以上の食料や飲料水、 <u>生活必需品</u> を備蓄することなど、県民の備蓄意識の高揚を図るための普及啓発を推進するとともに、自主防災組織等への炊き出し用機材や救助用機材などの整備を促進する。			
(2) 市町村における備蓄・調達体制の整備			
市町村における備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであるが、市町村は、基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への食料・生活必需品等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達体制の整備に努める。			
ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・ <u>生活必需品</u> などの物資や避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努める。なお、備蓄物資の選定に際しては、地域特性や災害時要援護者・女性の避難生活等に配慮する。			
イ (略)			
ウ 消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努めるものとし、 <u>関係事業者等</u> との協定締結の推進に努める。			
(3) 県における備蓄・調達体制の整備			

修正案	現行																				
<p>県は、市町村が甚大な被害を受け、備蓄した物資の提供や調達が困難になった場合などに備え、広域地方公共団体として市町村を補完する立場から、<u>「災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画」</u>により、物資の備蓄・調達体制の整備等に努める。</p> <p>ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・<u>その他生活必需物資・資機材</u>を中心とした備蓄に努める。備蓄目標の設定に際しては、民間からの調達を組み合わせた上で、市町村を補完する立場から、備蓄量等を算定することにより、計画的な備蓄物資の整備を図るものとする。なお、備蓄物資の選定に際しては、<u>要配慮者</u>や女性の避難生活等に配慮する。</p> <p>イ 備蓄品目の選定等に際しては、情報の寸断等により、ニーズの把握が困難な状況となる被災市町村に対して、要請を待たずに物資の供給を行う、いわゆる「<u>プッシュ型</u>」支援を想定し、物資の備蓄状況や集積拠点等について、県・市町村間の情報共有を図る。</p> <p>(4) <u>帰宅困難者支援に係る備蓄</u> <u>県及び市町村は、帰宅困難者等を一定期間受け入れるため、一時滞在施設を指定するとともに、受け入れた者に可能な範囲で食料や飲料水等を提供するための備蓄に努める。</u></p> <p>(5) <u>県及び市町村における災害時の物流体制の整備</u> ア 県における物流体制 <u>大規模災害時において、県は、市町村の要請等に基づき、又は災害の状況に応じ要請を待たずに、備蓄、民間からの調達又は国や他都道府県への要請等により必要な物資を確保し、市町村の指定する拠点まで物資を輸送する役割を果たす必要がある。</u> <u>このため、「災害時における物流計画」に基づき、千葉県倉庫協会、千葉県トラック協会等民間物流事業者と連携し、在庫管理及び払出し体制、輸送車両・機材・ノウハウの提供等、速やかに支援物資の管理供給体制を構築の上、「千葉県防災支援ネットワーク基本計画」で定めた広域物資拠点（一次物資拠点）において支援物資を円滑に受入れ、市町村物資拠点（二次物資拠点）へ迅速に輸送するものとする。</u></p>	<p>県は、市町村が甚大な被害を受け、備蓄した物資の提供や調達が困難になった場合などに備え、広域地方公共団体として市町村を補完する立場から、物資の備蓄・調達体制の整備等に努める。</p> <p>ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・<u>生活必需品などの物資・資機材</u>を中心とした備蓄に努める。備蓄目標の設定に際しては、民間からの調達を組み合わせた上で、市町村を補完する立場から、備蓄量等を算定することにより、計画的な備蓄物資の整備を図るものとする。なお、備蓄物資の選定に際しては、<u>災害時要援護者</u>や女性の避難生活等に配慮する。</p> <p>イ 備蓄品目の選定等に際しては、情報の寸断等により、ニーズの把握が困難な状況となる被災市町村に対して、要請を待たずに物資の供給を行う、いわゆる「<u>プッシュ型</u>」支援を想定した検討を行うとともに、平時から「<u>プッシュ型</u>」支援を想定し、物資の備蓄状況や集積拠点等について、県・市町村間の情報共有を図る。</p> <p>(新設)</p> <p>(4) <u>県及び市町村における災害時の物流体制の整備</u> ア 県における物流体制 県は、市町村の要請等に基づき、又は災害の状況に応じ要請を待たずに、備蓄、民間からの調達又は国や他都道府県への要請等により必要な物資を確保し、市町村の指定する拠点まで物資を輸送する役割を果たす必要がある。<u>大量の支援物資等の受入れ、在庫管理及び払出しを円滑に行い、かつ迅速に目的地へ輸送するため、物資の集積拠点としての物流倉庫や、輸送車両・機材・ノウハウの提供等について、倉庫業界・トラック業界などの民間物流事業者の協力を受けるなど、官民連携による物流体制を構築するものとする。</u></p>																				
<p>2 医薬品及び応急医療資機材等の整備（健康福祉部）</p> <p>(1) 災害用医薬品等の備蓄 <u>(平成26年10月1日現在)</u></p> <p>(2) 応急医療資機材の備蓄 <u>(平成26年10月1日現在)</u></p>	<p>2 医薬品及び応急医療資機材等の整備（健康福祉部）</p> <p>(1) 災害用医薬品等の備蓄 <u>(平成24年4月1日現在)</u></p> <p>(2) 応急医療資機材の備蓄 <u>(平成24年4月1日現在)</u></p>																				
<p style="text-align: center;">第 1 1 節 防災施設の整備</p>	<p style="text-align: center;">第 1 1 節 防災施設の整備</p>																				
<p>1 <u>防災危機管理センターの整備</u>（防災危機管理部） <u>県は、災害対策本部が迅速かつ円滑に機能するよう本部事務局室を常設し、独自の自家発電設備を備えた防災危機管理センターを整備し、平成25年4月に運用を開始した。</u></p> <p>2 <u>防災センターの整備</u>（防災危機管理部） 県は、平常時における県民の防災知識の普及啓発を図るとともに、大規模災害時における防災用資機材や食料の備蓄、搬送拠点として、<u>西部防災センターの整備を図った。</u></p> <p>なお、西部防災センターの概要は次のとおりである。</p>	<p>1 <u>(仮称) 危機管理防災センターの整備等</u>（防災危機管理部） 災害対策本部が迅速かつ円滑に機能するよう本部事務局室を常設し、独自の自家発電設備を備えた（仮称）危機管理防災センターを整備する。</p> <p>2 <u>防災センター等の整備</u>（防災危機管理部） 県は、平常時における県民の防災知識の普及啓発を図るとともに、大規模災害時における防災用資機材や食料の備蓄、搬送拠点として、<u>中央防災センターを設置しており、さらに東葛飾地域をはじめとする県西部の防災拠点として、西部防災センターの整備を図った。</u></p> <p>なお、<u>中央防災センター及び西部防災センターの概要は次のとおりである。</u></p>																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">名 称</th> <th style="width: 90%;">西 部 防 災 セ ン タ ー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所 在 地</td> <td>松戸市松戸 558-3</td> </tr> <tr> <td>敷 地 面 積</td> <td>10,000 m²</td> </tr> <tr> <td>開 館 年 度</td> <td>平成 10 年度</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	西 部 防 災 セ ン タ ー	所 在 地	松戸市松戸 558-3	敷 地 面 積	10,000 m ²	開 館 年 度	平成 10 年度	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">名 称</th> <th style="width: 40%;">中 央 防 災 セ ン タ ー</th> <th style="width: 50%;">西 部 防 災 セ ン タ ー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所 在 地</td> <td><u>千葉市中央区仁戸名町 666-2</u></td> <td>松戸市松戸 558-3</td> </tr> <tr> <td>敷 地 面 積</td> <td><u>12,415 m²</u></td> <td>10,000 m²</td> </tr> <tr> <td>開 館 年 度</td> <td><u>昭和 60 年度</u></td> <td>平成 10 年度</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	中 央 防 災 セ ン タ ー	西 部 防 災 セ ン タ ー	所 在 地	<u>千葉市中央区仁戸名町 666-2</u>	松戸市松戸 558-3	敷 地 面 積	<u>12,415 m²</u>	10,000 m ²	開 館 年 度	<u>昭和 60 年度</u>	平成 10 年度
名 称	西 部 防 災 セ ン タ ー																				
所 在 地	松戸市松戸 558-3																				
敷 地 面 積	10,000 m ²																				
開 館 年 度	平成 10 年度																				
名 称	中 央 防 災 セ ン タ ー	西 部 防 災 セ ン タ ー																			
所 在 地	<u>千葉市中央区仁戸名町 666-2</u>	松戸市松戸 558-3																			
敷 地 面 積	<u>12,415 m²</u>	10,000 m ²																			
開 館 年 度	<u>昭和 60 年度</u>	平成 10 年度																			

修正案		現行		
延床面積等	鉄骨鉄筋コンクリート造2階建 3,189㎡	延床面積等	鉄筋コンクリート造平家建 1,453㎡	鉄骨鉄筋コンクリート造2階建 3,189㎡
展示施設等	地震体験装置、暴風雨体験装置、初期消火体験装置、 消防署への通報訓練装置、応急救護訓練装置、煙内避難体験装置、 総合シミュレーション、Q&Aモシモシダイヤル 災害（地震、風水害）、防災（火災）及び避難（煙災害）をテーマにした映像等	展示施設等	※展示施設については、 平成16年4月より休止中	地震体験装置、暴風雨体験装置 初期消火体験装置、消防署への通報訓練装置、応 急救護訓練装置、煙内避難体験装置、総合シミュ レーション、Q&Aモシモシダイヤル 災害（地震、風水害）、防災（火災）及び避難（煙 災害）をテーマにした映像等
備蓄倉庫	260㎡	備蓄倉庫	293㎡	260㎡

3 防災研修センターの整備（防災危機管理部）

県は、地域防災力の中核を担う自主防災組織や企業の自衛防災組織などを対象に、実践的な訓練・研修を実施する防災研修センターを、新たな消防学校に併設して整備する。

4 避難施設の整備（防災危機管理部、健康福祉部、教育庁、市町村）

災害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための避難所とを区別して避難施設の整備を行う。

市町村は、災害対策基本法、政令及び府令、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府、平成25年8月）、「災害時における避難所運営の手引き」により避難所等の選定を行い、県もその確保に協力することとする。

(1) 指定緊急避難場所の指定

市町村は、災害の種類ごとに、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難スペースがあり、避難上有効な階段その他の避難経路を有するものを指定する。

市町村は、指定緊急避難場所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。

(2) 指定避難所の指定

市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定避難所として指定し、住民への周知徹底を図る。

市町村は、指定避難所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。

県は、市町村から指定の通知を受けたときは、内閣総理大臣に報告する。

また、避難所の整備等については、次の点に留意するものとする。

ア 施設の選定にあたっては、災害により重大な被害が及ばない耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努める。

イ、ウ（略）

エ 避難所に要配慮者の入所できる福祉避難室用のスペースの確保について考慮するものとする。

オ 避難所に食料（アレルギー対応食品等を含む）、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、エルピーガスなどの非常用燃料の確保等に努める。

カ 一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮したポータブルトイレ等の整備及び生活相談職員（おおむね10人の要配慮者に1人）等の配置等に努める。

キ 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。

（新設）

3 避難施設の整備（防災危機管理部、健康福祉部、教育庁、市町村）

(1) 避難場所等の整備

市町村は、「災害時における避難所運営の手引き」により、避難所等の選定を行い、県もその確保に協力することとする。

また、避難所等の整備等については、同手引きの記載内容及び次の点に留意するものとする。

ア 避難所の開設が予定される施設の耐震性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模を持って適切に配慮する。

イ、ウ（略）

エ 避難所に食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、エルピーガスなどの非常用燃料の確保等に努める。

オ 避難生活の長期化、高齢者、障害者等の災害時要援護者に対応するため、災害時要援護者に特別の配慮をするための避難施設（以下「福祉避難所」という。）の整備に努め、簡易ベット、簡易トイレ等の整備及び避難時の介助員の配置等について検討する。

カ 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。

修正案	現行
<p>ク <u>学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に教育委員会等関係部局や地域住民等関係者との調整に努める。</u></p> <p>(3) <u>避難路の整備</u></p> <p>(4) <u>ヘリコプター臨時離発着場等の確保</u></p> <p>情報収集や救助・救急活動、救援物資・人員搬送等、災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターを有効に活用するためには、緊急時の離発着場の確保が重要であり、市町村は地域防災計画に位置付けその確保に努める。</p> <p>特に、使用の際に混乱が予想される<u>避難場所等</u>の臨時離発着場については、避難住民の安全性等を考慮し<u>避難場所等</u>と臨時離発着場の区別等、所要の措置を講じる。</p>	<p>(2) <u>避難路の整備</u></p> <p>(3) <u>ヘリコプター臨時離発着場等の確保</u></p> <p>情報収集や救助・救急活動、救援物資・人員搬送等、災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターを有効に活用するためには、緊急時の離発着場の確保が重要であり、市町村は地域防災計画に位置付けその確保に努める。</p> <p>特に、使用の際に混乱が予想される<u>避難所</u>の臨時離発着場については、避難住民の安全性等を考慮し<u>避難場所</u>と臨時離発着場の区別等、所要の措置を講じる。</p> <p><u>また、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊及び自衛隊の各部隊の支援を円滑に受け入れるための進出拠点・応急対策活動拠点の候補地や広域物資拠点・広域医療搬送拠点の候補地をあらかじめ選定するものとする。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 1 2 節 帰宅困難者等対策</p> <p>(略)</p> <p>地震・津波災害の場合に比して、風水害については、一定の予測が可能なことから事前の対策を講じることができるなど、対策にも違いがあるが、<u>暴風や出水又は土砂崩れ等により鉄道を中心とした交通機能が一定期間停止することが想定されるため、地震発生時に準じた体制整備を図るものとする。</u></p> <p>3 帰宅困難者等への情報提供</p> <p>企業、学校など関係機関において従業員や<u>児童生徒等</u>を待機させる判断をすることや、個々人が望ましい行動を取るためには、<u>気象情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 2 節 帰宅困難者等対策</p> <p>(略)</p> <p>地震・津波災害の場合に比して、風水害については、一定の予測が可能なことから事前の対策を講じることができるなど、対策にも違いがあるが、<u>台風の滞留や、出水又は土砂崩れ等により鉄道を中心とした交通機能が一定期間停止することが想定されるため、地震発生時に準じた体制整備を図るものとする。</u></p> <p>3 帰宅困難者等への情報提供</p> <p>企業、学校など関係機関において従業員や<u>児童・生徒等</u>を待機させる判断をすることや、個々人が望ましい行動を取るためには、<u>気象情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 1 3 節 防災体制の整備</p> <p>1 県の防災体制の整備</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) <u>受援計画の策定</u></p> <p>県は、国、自衛隊、消防機関、他都道府県及び民間ボランティアや企業等の応援等を効果的に受けるため、被災状況や災害ニーズの把握、情報提供、各種コーディネートなど、<u>県が中心となって行うことが適当な事務について、受援計画を作成する。</u></p> <p>(4) <u>都道府県をまたがる広域応援体制の整備</u></p> <p>県では、全国知事会による全都道府県を対象とした災害時の広域応援協定や、関東地方知事会による関東1都9県を対象とした協定、九都県市首脳会議による九都県市を対象とした協定、<u>九都県市首脳会議と関西広域連合との協定を締結しているが、これらの協定が大規模災害時に有効に機能するよう、運用方法の改善等をはたらきかけるとともに、平時からの連携を緊密にするよう努めるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 3 節 防災体制の整備</p> <p>1 県の防災体制の整備</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) <u>受援計画の策定</u></p> <p>県は、国、自衛隊、消防機関、他都道府県及び民間ボランティアや企業等の応援等を効果的に受けるため、被災状況や災害ニーズの把握、情報提供、各種コーディネートなど、<u>県が中心となって行うことが適当な事務について、受援計画の作成に努める。</u></p> <p>(4) <u>都道府県をまたがる広域応援体制の整備</u></p> <p>県では、全国知事会による全都道府県を対象とした災害時の広域応援協定や、関東地方知事会による関東1都9県を対象とした協定、九都県市首脳会議による九都県市を対象とした協定を締結しているが、これらの協定が大規模災害時に有効に機能するよう、運用方法の改善等をはたらきかけるとともに、平時からの連携を緊密にするよう努めるものとする。</p>
<p style="text-align: center;">第 3 章 災害応急対策計画</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 災害対策本部活動</p> <p>(略)</p> <p>このような被害の拡大を防止し、被災者の救援救護に全力を挙げて対処するため、県、市町村及び各防災関係機関は、それぞれ</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 災害応急対策計画</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 災害対策本部活動</p> <p>(略)</p> <p>このような被害の拡大を防止し、被災者の救援救護に全力を挙げて対処するため、県、市町村及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき迅速かつ的確な活動体制のもと災害応急対策に万全を期すことを目的とする。</p>

修正案

の計画に基づき、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、迅速かつ的確な活動体制のもと災害応急対策に万全を期すことを目的とする。

- 1 県の活動体制（防災危機管理部）
- (1) 災害対策本部設置前の初動対応
- ア 気象庁による大雨・暴風・高潮・洪水・大雪・暴風雪警報の1以上が県下に発表され、あるいは、災害の発生が予想される場合、知事が必要と認めるときは、危機管理課、防災政策課、消防課、産業保安課及び関係機関は、次の措置を講ずる。
- (2) 県応急対策本部
- ア (略)
- イ 組織及び編成は、「千葉県応急対策本部設置要綱」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

【千葉県応急対策本部組織（風水害等）】

事務局長	<u>防災危機管理部次長</u>
------	------------------

- (3) 千葉県災害対策本部
- ア 組織編成

【本 部】

事務局次長	危機管理課長 <u>防災政策課長</u> 総務課長 財政課長 市町村課長
-------	--

- (ア) (略)
- (イ) 本部事務局
- a (略)
- b 事務局次長は、危機管理課長、防災政策課長、総務課長、財政課長及び市町村課長をもって充てる。
- c 本部連絡員及び事務局職員は、各部長が指名し、本部事務局に勤務する。
- イ～エ (略)
- オ 県本部の設置場所
- 県本部は、原則として県中庁舎6階防災危機管理センター、中庁舎10階大会議室及び本庁舎5階大会議室に設置する。
また、政府現地対策室が設置される場合、本庁舎5階会議室に設置する。
- なお、県庁舎及び周辺地域の被災状況によりその機能が維持できない場合は、次に掲げる順位により設置場所を選定するが、知事の判断により、状況に応じて、その他の県有施設等に変更することができる。
- 第1位 印旛地域振興事務所
第2位 長生地域振興事務所
第3位 東葛飾地域振興事務所

現行

- 1 県の活動体制（防災危機管理部）
- (1) 災害対策本部設置前の初動対応
- ア 気象庁による大雨・暴風・高潮・洪水・大雪・暴風雪警報の1以上が県下に発表され、あるいは、災害の発生が予想される場合、知事が必要と認めるときは、危機管理課、防災計画課、消防課及び関係機関は、次の措置を講ずる。
- (2) 県応急対策本部
- ア (略)
- イ 組織及び編成は、「千葉県応急対策本部設置要綱」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

【千葉県応急対策本部組織（風水害等）】

事務局長	<u>危機管理課長</u>
------	---------------

- (3) 千葉県災害対策本部
- ア 組織編成

【本 部】

事務局次長	<u>(防災危機管理部次長)</u> 危機管理課長 総務課長 財政課長 市町村課長
-------	---

- (ア) (略)
- (イ) 本部事務局
- a (略)
- b 事務局次長は、危機管理課長、総務課長、財政課長及び市町村課長をもって充てる。
- c 本部連絡員及び事務局員は、各部長が指名し、本部事務局に勤務する。
- イ～エ (略)
- オ 県本部の設置場所
- 県本部は、原則として県本庁舎5階大会議室、中庁舎10階大会議室及び6階危機管理課内に設置する。
- なお、県本庁舎及び周辺地域の被災状況によりその機能が維持できない場合は、次に掲げる順位により設置場所を選定するが、知事の判断により変更することができる。
- 第1位 印旛地域振興事務所
第2位 君津地域振興事務所
第3位 長生地域振興事務所
第4位 香取地域振興事務所
第5位 山武地域振興事務所
第6位 安房地域振興事務所
第7位 夷隅地域振興事務所
第8位 海匝地域振興事務所
第9位 東葛飾地域振興事務所
第10位 東京事務所
第11位 その他の県有施設

修正案

(4) 職員の配備
 ア (略)
 イ 配備基準
 (ア) 災害対策本部設置前の配備

配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
第1配備	次のいずれかに該当し、知事が必要と認めるとき。 (略)	(略)	本庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 交通計画課 健康福祉政策課 農林水産政策課 森林課 漁港課 県土整備政策課 道路計画課 道路整備課 道路環境課 河川整備課 河川環境課 港湾課 市街地整備課 公園緑地課 下水道課 住宅課 出先機関 (略)
第2配備	第1配備体制を強化する必要があると知事が認めるとき。	(略)	(略)

(注) 配備の特例措置

知事は、災害の発生が局地的である場合で、かつ、一部の地域において出先機関の活動の必要が認められないとき、又は活動の必要がなくなったと認められるときは、出先機関の長の意見を聴いて当該出先機関の配備を指令しないこと、又は配備を解くことができる。

6 災害救助法の適用手続等 (防災危機管理部)

(1) (略)
 (2) 適用基準
 ア、イ (略)
 ウ 住家で滅失した世帯の数が、県内市町村の合計で12,000世帯以上であること、又は、災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであること。(法施行令第1条第1項第3号)
 エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたものであり、次の基準に該当すること。(法施行令第1条第1項第4号)
 (ア) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
 (イ) 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(別表) 市町村別災害救助法適用基準表 (平成26年10月1日)

市町村名	人口	被害世帯数		市町村名	人口	被害世帯数	
		1号	2号			1号	2号
市部	大網白里市	50,113	80	40			

(3) (略)

現行

(4) 職員の配備
 ア (略)
 イ 配備基準
 (ア) 災害対策本部設置前の配備

配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
第1配備	次のいずれかに該当し、防災危機管理部長が必要と認めるとき。 (略)	(略)	本庁 危機管理課 防災計画課 消防課 交通計画課 健康福祉政策課 農林水産政策課 森林課 漁港課 県土整備政策課 道路計画課 道路整備課 道路環境課 河川整備課 河川環境課 港湾課 市街地整備課 公園緑地課 下水道課 住宅課 出先機関 (略)
第2配備	第1配備体制を強化する必要があると防災危機管理部長が認めるとき。	(略)	(略)

(注) 配備の特例措置

知事は、災害の発生が局地的である場合で、かつ、一部の地域において支部の活動の必要が認められないとき、又は活動の必要がなくなったと認められるときは、地域振興事務所の長の意見を聴いて当該支部の配備を指令しないこと、又は配備を解くことができる。

6 災害救助法の適用手続等 (健康福祉部)

(1) (略)
 (2) 適用基準
 ア、イ (略)
 ウ 住家で滅失した世帯の数が、県内市町村の合計で12,000世帯以上であること、又は、災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであること。
 エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたものであること。

(別表) 市町村別災害救助法適用基準表

平成24年4月1日

市町村名	人口	被害世帯数		市町村名	人口	被害世帯数		
		1号	2号			1号	2号	
市部				山武郡	大網白里町	50,113	80	40

(3) (略)

修正案	現行
<p>(4) 救助の種類 災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。 ア <u>避難所及び応急仮設住宅</u>の供与 イ <u>炊き出し</u>その他による食品の給与及び飲料水の供給 ウ、エ (略) オ <u>被災者の救出</u> カ <u>被災した住宅の応急修理</u> キ～ケ (略) コ <u>災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 災害救助法の適用手続 ア 市町村 (ア) (略) <u>(イ) 災害状況の把握及び報告については、「災害救助の手引き」に基づき行うこととする。</u> <u>(ウ) 災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、市町村長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。</u></p> <p>イ 県 (ア) 知事は、市町村からの報告又は要請、<u>その他県が把握した被害状況等に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに適用を決定し、災害救助法に基づく救助の実施について、当該市町村及び県各部署に指示するとともに、内閣総理大臣に通知又は報告するものとする。</u> (イ) 災害救助法を適用したときは、速やかに次により告示するとともに、<u>県ホームページ等により広報を行うものとする。</u></p> <p>(7) 救助の程度、方法及び期間等 災害救助法が適用された場合の応急救助の程度、方法及び期間等については、災害救助法施行細則別表第一によるものとする。 <u>なお、災害救助法施行細則別表第一により救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。</u></p>	<p>(4) 救助の種類 災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。 ア <u>収容施設（応急仮設住宅を含む）</u>の供与 イ <u>炊出し</u>その他による食品の給与及び飲料水の供給 ウ、エ (略) オ <u>災害にかかった者の救出</u> カ <u>災害にかかった住宅の応急修理</u> キ～ケ (略) コ <u>住居又はその周辺の土石等の障害物の除去</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 災害救助法の適用手続 ア 市町村 (ア) (略) <u>(イ) 災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、市町村長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。</u></p> <p>イ 県 (ア) 知事は、市町村からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに<u>法に基づく救助の実施について、当該市町村及び県各部署に指示するとともに、厚生労働大臣及び内閣総理大臣並びに関係行政機関等に通知又は報告するものとする。</u> (イ) 災害救助法を適用したときは、速やかに次により告示するものとする。</p> <p>(7) 救助の程度、方法及び期間等 災害救助法が適用された場合の応急救助の程度、方法及び期間等については、災害救助法施行細則別表第一によるものとする。</p>
<p style="text-align: center;">第2節 情報収集・伝達体制</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、被害を最小限にとどめるため気象情報等の防災情報及び被害情報を一刻も早く地域住民等へ伝達することが必要である。特に<u>避難行動要支援者</u>への伝達に万全を期する必要がある。また、円滑な応急対策活動を実施するため各防災機関は、緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する体制を整える必要がある。</p> <p>1 通信体制（全庁） (1) ～ (3) (略) (4) NTT「災害時優先電話」、「非常・緊急通話」及び「非常・緊急電報」 ア 災害時優先電話 災害時における迅速な通信連絡を確保するため、県及び市町村等は、あらかじめ<u>東日本電信電話株</u>に対し、電話番号を指定し届出で災害時優先電話としての承認を受けておくものとする。 イ 非常・緊急通話 (<u>平成27年7月末まで</u>) (5) (略)</p>	<p style="text-align: center;">第2節 情報収集・伝達体制</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、被害を最小限にとどめるため気象情報等の防災情報及び被害情報を一刻も早く地域住民等へ伝達することが必要である。特に<u>高齢者や障害者等災害時要援護者</u>への伝達に万全を期する必要がある。また、円滑な応急対策活動を実施するため各防災機関は、緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する体制を整える必要がある。</p> <p>1 通信体制（全庁） (1) ～ (3) (略) (4) NTT「災害時優先電話」、「非常・緊急通話」及び「非常・緊急電報」 ア 災害時優先電話 災害時における迅速な通信連絡を確保するため、県及び市町村等は、あらかじめ<u>東日本電信電話株千葉支店</u>に対し、電話番号を指定し届出で災害時優先電話としての承認を受けておくものとする。 イ 非常・緊急通話 (5) (略)</p>

修正案

(6) 通信施設が使用不能の場合における他の通信施設の利用
 非常災害時において各防災関係機関は、それぞれの通信系が被災により不通となった場合、又は著しく通信が困難となった場合は、次に掲げる機関所属の無線局を利用し災害に関する通信の確保を図る（災害対策基本法第57条、災害救助法第11条、水防法第27条、電波法第52条）。

ア (略)

イ 関東地方非常通信協議会の構成機関である次の機関の通信施設
 (ア)～(エ) (略)
 (オ) 東日本電信電話(株) 通信施設

(7)、(8) (略)

(9) 非常通信の利用方法
 ア 取扱対象要件
 (ア)～(サ) (略)
 (シ) 災害救助法第7条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

2 気象注意報・警報等の伝達及び気象業務の整備

- (1) (略)
- (2) 気象通報組織の整備
 ア 注意報・警報
 (ア) 注意報・警報の種類
 a 注意報：気象・水象等により被害が予想される場合

発表及び解除
北東部 山武・長生 茂原市、東金市、山武市、大網白里市、山武郡、長生郡

- (イ) 注意報・警報の取扱い
 a～c (略)
 d 水防活動用気象注意報・警報の取扱い

水防活動用注意報・警報	代用する注意報・警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報（大津波警報）

(ウ) 注意報・警報等の伝達系統図

現行

(6) 通信施設が使用不能の場合における他の通信施設の利用
 非常災害時において各防災関係機関は、それぞれの通信系が被災により不通となった場合、又は著しく通信が困難となった場合は、次に掲げる機関所属の無線局を利用し災害に関する通信の確保を図る（災害対策基本法第57条、災害救助法第28条、水防法第27条、電波法第52条）。

ア (略)

イ 関東地方非常通信協議会の構成機関である次の機関の通信施設
 (ア)～(エ) (略)
 (オ) 東日本電信電話(株) 千葉支店通信施設

(7)、(8) (略)

(9) 非常通信の利用方法
 ア 取扱対象要件
 (ア)～(サ) (略)
 (シ) 災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

2 気象注意報・警報等の伝達及び気象業務の整備

- (1) (略)
- (2) 気象通報組織の整備
 ア 注意報・警報
 (ア) 注意報・警報の種類
 a 注意報：気象・水象等により被害が予想される場合

発表及び解除
北東部 山武・長生 茂原市、東金市、山武市、山武郡、長生郡

- (イ) 注意報・警報の取扱い
 a～c (略)
 d 水防活動用気象注意報・警報の取扱い

水防活動用注意報・警報	代用する注意報・警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

(ウ) 注意報・警報等の伝達系統図

東日本電信電話(株)※

東日本電信電話(株)仙台センター※

イ 土砂災害警戒情報

イ 土砂災害警戒情報

(ア) 土砂災害警戒情報の目的

(ア) 土砂災害警戒情報の目的

大雨警報または大雨特別警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難を支援することを目的とする。

大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難を支援することを目的とする。

(イ)、(ウ) (略)

(イ)、(ウ) (略)

(エ) 発表基準

(エ) 発表基準

a 警戒基準

a 警戒基準

大雨警報または大雨特別警報が発表中であり、降雨の実況及び数2時間先までの降雨予測値を基に作成した指標が当該情報の発表基準に達した場合

大雨警報が発表中であり、降雨の実況及び数時間先までの降雨予測値を基に作成した指標が当該情報の発表基準に達した場合

b 警戒解除基準

b 警戒解除基準

降雨の実況値を基に作成した指標が発表基準を下回り、短時間で再び発表基準に達しないと予想される場合。又は、無降水時間が長時間続いているにもかかわらず指標が発表基準を下回らない場合は、千葉県と銚子地方気象台が協議のうえ解除できるものとする。

降雨の実況値を基に作成した指標が発表基準を下回り、短時間で再び発表基準に達しないと予想される場合。又は、無降水時間が長時間続いているにもかかわらず、指標が発表基準を下回らない場合は千葉県と銚子地方気象台が協議のうえ解除できるものとする。

c 暫定基準

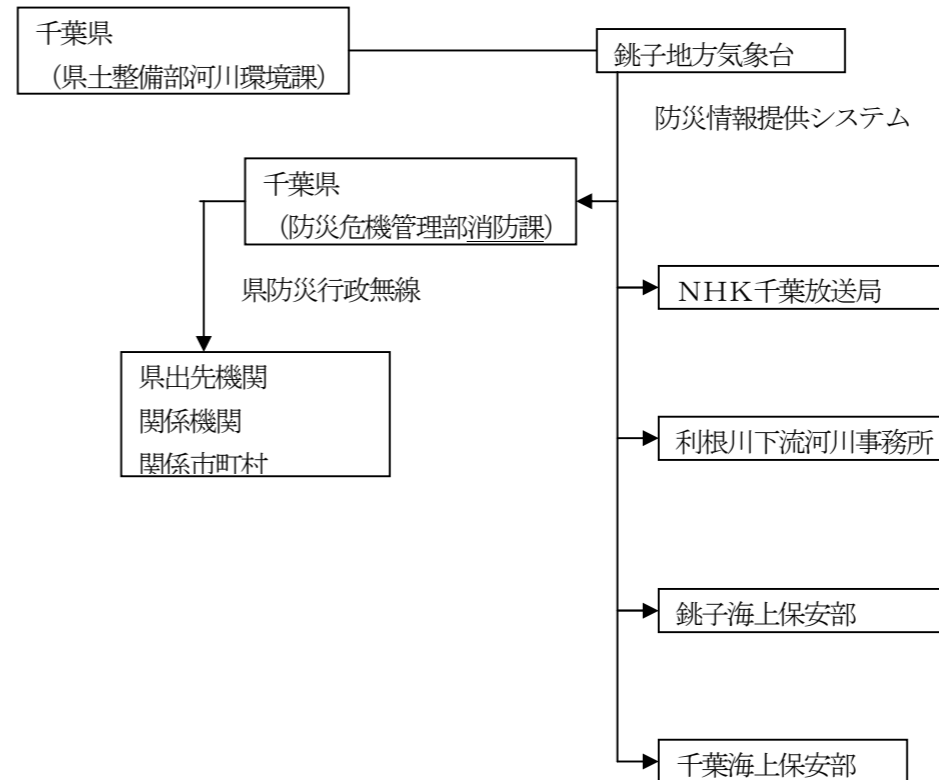
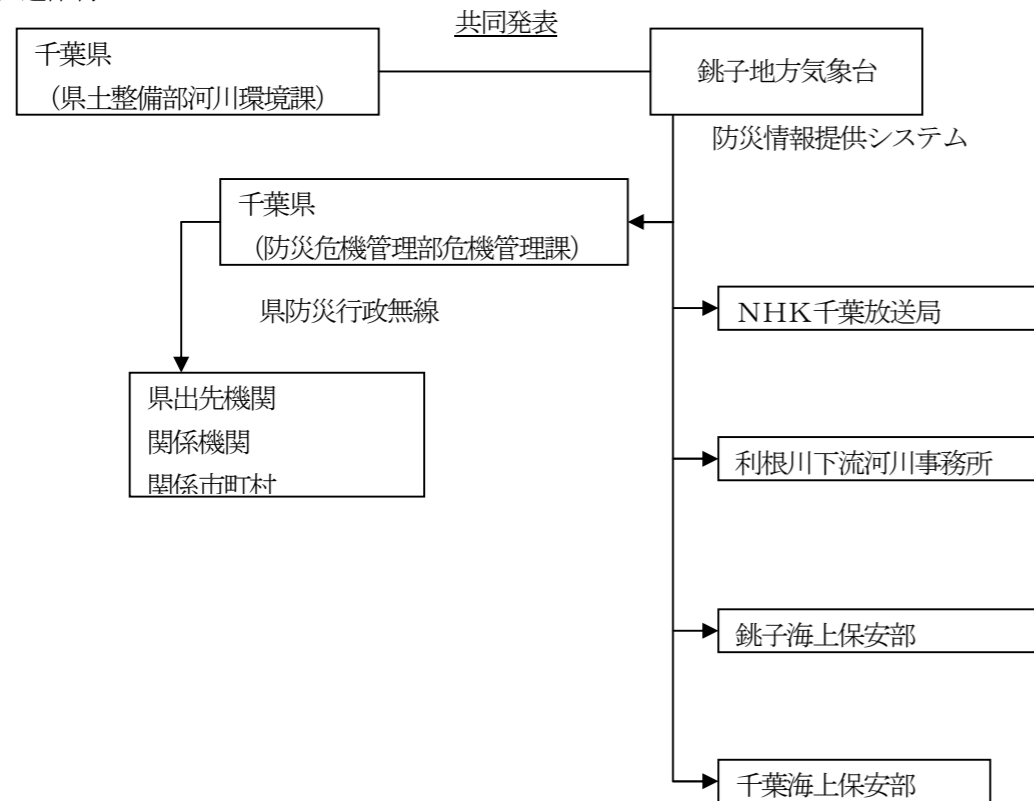
c 暫定基準

地震等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、千葉県と銚子地方気象台は「千葉県地震等発生時の暫定基準」に基づき、基準を取り扱うものとする。

地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、千葉県と銚子地方気象台は「千葉県地震等発生時の暫定基準」に基づき、基準を取り扱うものとする。

(オ) 伝達体制

(オ) 伝達体制



ウ (略)

ウ (略)

エ 火災気象通報

エ 火災気象通報

(ア) (略)

(ア) (略)

(イ) 平均風速13m/s以上の風が吹く見込みのとき。

(イ) 平均風速13m以上の風が吹く見込みのとき。

ただし、降雨(雪)を伴うときは、火災気象通報を行わない事がある。

ただし、降雨(雪)を伴うときは、火災気象通報を行わない事がある。

修正案																							
<p>(注) 基準値は気象官署の値 (但し、銚子地方気象台は15m/s以上)</p> <p>(3) 気象観測網の整備</p> <p>ア 気象庁観測所</p> <p>県内には、銚子地方気象台、成田航空地方気象台の気象官署がある。また、特別地域気象観測所として千葉、館山、勝浦、地域気象観測所として香取、横芝光、茂原、牛久、我孫子、船橋、佐倉、木更津、鴨川、坂畑が、地域雨量観測所として鋸南、大多喜、東庄がある。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 注意報・警報・特別警報実施基準</p> <p>(略)</p> <p>平成22年5月27日から、県内各市町村を対象とした気象警報・注意報の発表を実施した。 平成25年8月30日から特別警報の運用を開始した。 平成26年3月13日から大雨注意報・警報基準値を改正した。</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>ウ 気象官署が発表する特別警報の基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発表官署</th> <th colspan="2">銚子地方気象台</th> </tr> <tr> <th>特別警報名</th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td colspan="2">台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td rowspan="3">数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により</td> <td>暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>高潮になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>波浪</td> <td>高波になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td colspan="2">数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td colspan="2">数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断する。</p> <p>エ 記録的短時間大雨情報</p> <p>(6)、(7) (略)</p> <p>(8) 気象等の観測</p> <p>ア 気象観測所及び観測の種類</p> <p>(ア) 気象官署 (2箇所)</p> <p>銚子地方気象台：気象観測、潮汐観測、津波観測、震度観測 成田航空地方気象台：気象観測、震度観測</p> <p>(イ) 特別地域気象観測所 (3箇所)</p> <p>勝浦、館山、千葉：気象観測、震度観測</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 潮汐観測</p>		発表官署	銚子地方気象台		特別警報名			大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合		暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合	高潮	高潮になると予想される場合	波浪	高波になると予想される場合	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
発表官署	銚子地方気象台																						
特別警報名																							
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合																						
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合																					
高潮		高潮になると予想される場合																					
波浪		高波になると予想される場合																					
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合																						
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合																						

現行	
<p>(注) 基準値は気象官署の値 (但し、銚子地方気象台は15m以上)</p> <p>(3) 気象観測網の整備</p> <p>ア 気象庁観測所</p> <p>県内には、銚子地方気象台、千葉測候所、成田航空地方気象台の気象官署がある。また、特別地域観測所として館山、勝浦、地域気象観測所として香取、横芝光、茂原、牛久、我孫子、船橋、佐倉、木更津、鴨川、坂畑が、地域雨量観測所として鋸南、大多喜、東庄がある。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 注意報・警報実施基準</p> <p>(略)</p> <p>平成22年5月27日から、県内各市町村を対象とした気象警報・注意報の発表を実施している。</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>ウ 記録的短時間大雨情報</p> <p>(6)、(7) (略)</p> <p>(8) 気象等の観測</p> <p>ア 気象観測所及び観測の種類</p> <p>(ア) 気象官署 (3箇所)</p> <p>銚子地方気象台：気象観測、潮汐観測、津波観測、震度観測 千葉測候所：気象観測、震度観測 成田航空地方気象台：気象観測、震度観測</p> <p>(イ) 特別地域気象観測所 (2箇所)</p> <p>勝浦、館山：気象観測、震度観測</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 潮汐観測</p>	

修正案

検潮所及び津波観測施設 銚子漁港、布良、勝浦市興津

3 被害情報等収集・報告（防災危機管理部、警察本部）

(1) (略)

(2) 報告基準

ア 報告基準

(ア) ～ (ウ) (略)

(エ) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの

(オ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

(3) ～ (6) (略)

(7) 勤務時間内における国及び県への連絡方法

ア (略)

イ 千葉県

(ア) 県防災行政無線

電話 500-7320 (地上系) 012-500-7320 (衛星系) (危機管理課)

(イ) 一般加入電話

電話 043-223-2175 (危機管理課)

FAX 043-222-1127 (")

4 災害時の広報（総合企画部・防災危機管理部）

(1)、(2) (略)

(3) 広報方法

ア、イ (略)

ウ 放送事業者及びインターネット事業者への要請

県及び市町村が、災害等のため、電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線通信設備により通信ができない場合又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達又は警告のため、放送機関に放送を要請する場合は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき要請する。

また、同条の規定によりインターネットを利用した情報提供について、インターネット事業者との連携を検討するものとする。

放送要請協定機関及び窓口

機 関 名 ・ 窓 口	県 防 災 行 政 無 線		一 般 加 入 電 話	
	電 話	F A X	電 話	F A X
千葉テレビ放送(株) 報道局報道部	500-9701	500-9702	<u>043-231-3100</u>	043-231-4999
(株)ニッポン放送 編成局報道部	—	—	<u>03-3287-7622</u>	<u>03-3287-7696</u>

第3節 水 防 計 画

3 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

現行

検潮所及び津波観測施設 銚子漁港、布良

3 被害情報等収集・報告（防災危機管理部、警察本部）

(1) (略)

(2) 報告基準

ア 報告基準

(ア) ～ (ウ) (略)

(3) ～ (6) (略)

(7) 勤務時間内における国及び県への連絡方法

ア (略)

イ 千葉県

(ア) 県防災行政無線

電 話 500-7361 (地上系) 012-500-7361 (衛星系) (危機管理課)

(イ) 一般加入電話

電 話 043-223-2175 (危機管理課)

F A X 043-222-5208 (")

4 災害時の広報（総合企画部・防災危機管理部）

(1)、(2) (略)

(3) 広報方法

ア、イ (略)

ウ 放送機関への放送要請

県及び市町村が、災害等のため、電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線通信設備により通信ができない場合又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達又は警告のため、放送機関に放送を要請する場合は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき要請する。

放送要請協定機関及び窓口

機 関 名 ・ 窓 口	県 防 災 行 政 無 線		一 般 加 入 電 話	
	電 話	F A X	電 話	F A X
千葉テレビ放送(株) 報道局報道部	500-9701	500-9702	<u>043-231-3111</u>	043-231-4999
(株)ニッポン放送 編成局報道部	—	—	<u>03-5500-3268</u>	<u>03-5500-3915</u>

第3節 水 防 計 画

3 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

修正案	現行				
<p>6 水防本部の配備体制と活動内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 水防配備体制</p> <p>水防警報河川・洪水予報河川の配備体制について</p> <table border="1" data-bbox="151 365 1386 575"> <tr> <td data-bbox="151 365 1386 474">利根川、江戸川、小貝川、霞ヶ浦・北浦に洪水予報・水防警報が発表された、もしくは見込まれる場合には、副本部長が状況を判断し、必要な体制をとるものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="151 474 1386 575">県が指定する水防警報河川において、現地指導班長が水防警報を発令した場合は、現地指導班長が状況を判断して必要な体制をとるとともに、水防本部指令班は水防配備体制をとるものとする。</td> </tr> </table> <p>7 水防配備指令伝達系統 (平成26年4月現在)</p>	利根川、江戸川、小貝川、霞ヶ浦・北浦に洪水予報・水防警報が発表された、もしくは見込まれる場合には、副本部長が状況を判断し、必要な体制をとるものとする。	県が指定する水防警報河川において、現地指導班長が水防警報を発令した場合は、現地指導班長が状況を判断して必要な体制をとるとともに、水防本部指令班は水防配備体制をとるものとする。	<p>6 水防本部の配備体制と活動内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 水防配備体制</p> <p>水防警報河川・洪水予報河川の配備体制について</p> <table border="1" data-bbox="1573 365 2778 575"> <tr> <td data-bbox="1573 365 2778 474">利根川、江戸川、小貝川、霞ヶ浦・北浦に洪水予報・水防警報が発表された場合には、副本部長が状況を判断し、必要な体制をとるものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1573 474 2778 575">県が指定する水防警報河川において、現地指導班長が水防警報を発令した場合は、現地指導班長が状況を判断して必要な体制をとるとともに、水防本部指令班は水防配備体制をとるものとする。</td> </tr> </table> <p>7 水防配備指令伝達系統 (平成24年4月現在)</p>	利根川、江戸川、小貝川、霞ヶ浦・北浦に洪水予報・水防警報が発表された場合には、副本部長が状況を判断し、必要な体制をとるものとする。	県が指定する水防警報河川において、現地指導班長が水防警報を発令した場合は、現地指導班長が状況を判断して必要な体制をとるとともに、水防本部指令班は水防配備体制をとるものとする。
利根川、江戸川、小貝川、霞ヶ浦・北浦に洪水予報・水防警報が発表された、もしくは見込まれる場合には、副本部長が状況を判断し、必要な体制をとるものとする。					
県が指定する水防警報河川において、現地指導班長が水防警報を発令した場合は、現地指導班長が状況を判断して必要な体制をとるとともに、水防本部指令班は水防配備体制をとるものとする。					
利根川、江戸川、小貝川、霞ヶ浦・北浦に洪水予報・水防警報が発表された場合には、副本部長が状況を判断し、必要な体制をとるものとする。					
県が指定する水防警報河川において、現地指導班長が水防警報を発令した場合は、現地指導班長が状況を判断して必要な体制をとるとともに、水防本部指令班は水防配備体制をとるものとする。					

【水防本部】

(本部指令班)

河川環境課
Tel 043-223-3156



(現地指導班)

千葉土木事務所 Tel 043-242-6104	葛南土木事務所 Tel 047-433-6745	東葛飾土木事務所 Tel 047-364-5136
柏土木事務所 Tel 04-7167-1201	印旛土木事務所 Tel 043-483-1146	成田土木事務所 Tel 0476-26-4831
香取土木事務所 Tel 0478-52-5191	銚子土木事務所 Tel 0479-22-6500	海匠土木事務所 Tel 0479-72-1160
山武土木事務所 Tel 0475-54-1136	長生土木事務所 Tel 0475-24-4521	夷隅土木事務所 Tel 0470-62-3311
安房土木事務所 Tel 0470-22-4341	君津土木事務所 Tel 0438-25-5134	市原土木事務所 Tel 0436-41-1300
千葉港湾事務所 Tel 043-246-6201	葛南港湾事務所 Tel 047-433-1895	木更津港湾事務所 Tel 0438-25-5141

- 関東地方整備局 河川部水災害予防センター
Tel 048-600-1947
- 陸上自衛隊 第1空挺団 第3科
Tel 047-466-2141 (内線236)
- 下水道課 市街地整備課 公園緑地課 住宅課 (企)土地・施設管理課
TEL 043-296-8903
- 県警察本部 警備部警備課
Tel 043-201-0110 (内線5801)
- 警察署
- 海上保安部署
- 千葉県建設業協会 千葉県電業協会
- 下水道事務所 区画整理事務所 (企)出先事務所

- 県災害対策本部 (防災危機管理課 危機管理課)
- 県災害対策本部 支部 (地域振興事務所)
- 独立行政法人 水資源機構 千葉用水総合管理所 利根川下流総合管理所

- 高滝ダム管理事務所
Tel 0436-98-1411
亀山・片倉ダム管理事務所
Tel 0439-39-2400
- 北千葉道路建設事務所
Tel 0476-28-1411
真間川改修事務所
Tel 047-378-8652
- 農業事務所 漁港事務所
- 水防管理団体(市町村等)
- 消防機関等

1) 必ず連絡するところ
2) 警戒体制、非常第1体制、非常第2体制に入った時連絡するところ
※ 土木事務所・港湾事務所の水防指令情報伝達系統によること
※※ 自衛隊災害派遣要請は本部長が必要と認めた場合若しくは市町村長からの依頼を受けて行うものとし、その指揮にあたっては、本部長若しくは本部長から指名を受けた者の協力要請に応じることとする

【水防本部】

河川環境課
043-223-3156

(現地指導班)

千葉土木事務所 043-242-6104	葛南土木事務所 047-433-6745	東葛飾土木事務所 047-364-5136
柏土木事務所 04-7167-1201	印旛土木事務所 043-483-1146	成田土木事務所 0476-26-4831
香取土木事務所 0478-52-5191	海匠土木事務所 0479-72-1160	銚子土木事務所 0479-22-6500
山武土木事務所 0475-54-1136	長生土木事務所 0475-24-4521	夷隅土木事務所 0470-62-3311
安房土木事務所 0470-22-4341	君津土木事務所 0438-25-5134	市原土木事務所 0436-41-1300
千葉港湾事務所 043-246-6201	葛南港湾事務所 047-433-1895	木更津港湾事務所 0438-25-5141

- 陸上自衛隊 第1空挺団 第3科
047-466-2141 (内線236)
- 下水道課 市街地整備課 公園緑地課 住宅課
- 県警察本部 警備部警備課
043-201-0110 (内線5801)
- 警察署
- 海上保安部署
- 千葉県建設業協会、千葉県電業協会
- 下水道事務所、区画整理事務所

- 県災害対策本部 (危機管理課)
043-223-2175
- 県災害対策本部 支部 (地域振興事務所)
- 独立行政法人 水資源機構 千葉用水総合管理所 利根川下流

- 高滝ダム管理事務所
0436-98-1411
亀山・片倉ダム管理事務所
0439-39-2400
- 北千葉道路建設事務所
0476-28-1411
真間川改修事務所
047-378-8652
- 農業事務所 漁港事務所
- 水防管理団体(市町村長等)
- 消防機関等

1) 必ず連絡すること
2) 警戒体制、非常第1体制、非常第2体制に入った時連絡するところ
※ 各土木事務所・港湾事務所の水防指令情報伝達系統図によること
※※ 自衛隊災害派遣要請は本部長が必要と認めた場合若しくは市町村長からの依頼を受けて本部長が行うものとし、その指揮にあたっては、本部長若しくは本部長から指名を受けた者の協力要請に応じることとする。

修正案	現行
<p style="text-align: center;">第4節 避難計画</p> <p>風水害等による災害に際し、住民等を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図る。 この際、<u>避難行動要支援者の安全避難</u>について、特に留意する。 <u>なお、避難場所への避難よりも屋内での待避が安全な場合には、屋内に留まることのほか、建物の2階以上や屋上等上階への移動を指示するものとする。</u></p> <p>1 計画方針（防災危機管理部） 災害に際し、危険地域の住民等を安全な場所に避難させ人的被害の軽減を図るとともに、これらの者と現に被害を受けて避難しなければならない者を、一時的に学校、集会所、公民館等の既存建物 又は野外に仮設したテント等に収容し、保護する。 市町村にあつては、<u>「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び「災害時における避難所運営の手引き」</u>に基づき、適切な避難誘導體制を整えるものとする。</p> <p>2 実施機関（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、警察本部） (1) (略) (2) 避難所の設置 ア 避難所の設置は、市町村長が行うものとする。 ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは市町村長が行うこととすることができる。</p> <p>3 避難の勧告又は指示等（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、警察本部） (1) 災害時における住民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、本節2（1）に掲げる者は、関係法令の規定やガイドラインに基づき、次により避難の勧告又は指示を行うものとする。 ア 市町村長の措置 (ア) 市町村長は、火災、崖崩れ、高潮等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体の危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、<u>速やかに避難のための立ち退きの勧告又は指示を行い、指示等を行ったときは知事へ報告する。</u> <u>また、避難のための立ち退きを行うことによりかえって生命身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、屋内での待避等安全確保措置を指示する。</u> <u>市町村長は、避難の勧告又は指示等を行う場合、気象台や河川管理事務所等の国の機関や県に対し、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。</u> 知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村が実施すべき立ち退きの勧告また指示に関する措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施する。 (イ) 市町村長は、<u>避難行動要支援者等</u>、自力での避難に時間を要する住民に対して特に配慮するものとし、国が作成した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、<u>避難準備（避難行動要支援者避難）</u>情報、避難勧告及び避難指示について判断基準を整備するものとする。 イ 警察官等の措置 (略) <u>また、避難のための立ち退きを行うことによりかえって生命身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、屋内での待避等安全確保措置を指示する。</u></p> <p>4 避難誘導等（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、警察本部） 避難誘導は、市町村地域防災計画に定めるところによるが、市町村職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努める。誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織等ごとの集団避難を行うものとし、<u>避難行動要支援者の避難を優先して行う。</u></p>	<p style="text-align: center;">第4節 避難計画</p> <p>風水害等による災害に際し、住民等を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図る。 この際、<u>高齢者、障害者等の災害時要援護者の安全避難</u>について、特に留意する。</p> <p>1 計画方針（防災危機管理部） 災害に際し、危険地域の住民等を安全な場所に避難させ人的被害の軽減を図るとともに、これらの者と現に被害を受けて避難しなければならない者を、一時的に学校、集会所、公民館等の既存建物又は野外に仮設したテント等に収容し、保護する。 市町村にあつては、「災害時における避難所運営の手引き」に基づき、<u>適切な避難誘導體制を整えるものとする。</u></p> <p>2 実施機関（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、警察本部） (1) (略) (2) 避難所の設置 ア 避難所の設置は、市町村長が行うものとする。 ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、<u>その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。</u></p> <p>3 避難の勧告又は指示等（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、警察本部） (1) 災害時における住民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、本節2（1）に掲げる者は、関係法令の規定やガイドラインに基づき、次により避難の勧告又は指示を行うものとする。 ア 市町村長の措置 (ア) 市町村長は、火災、崖崩れ、高潮等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体の危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、<u>速やかに避難のための立ち退きの勧告又は指示を行うものとする。</u></p> <p>イ 警察官等の措置 (略) (新設)</p> <p>4 避難誘導等（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、警察本部） 避難誘導は、市町村地域防災計画に定めるところによるが、市町村職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努める。誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織等ごとの集団避難を行うものとし、<u>災害時要援護者の避難を優先して行う。</u></p>

修正案	現行
<p><u>市町村は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、定期的な更新に努める。作成した名簿は、本人の同意等を得た上で（市町村の条例に特別の定めがある場合を除く）、消防、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の市町村地域防災計画で定める関係者へ提供し、避難支援体制の整備に努める。</u></p> <p>5 避難所の開設（防災危機管理部、健康福祉部、教育庁） 避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者及びそのおそれのある者に対して、避難所を開設し収容保護する。なお、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする要配慮者や女性への配慮、ペット対策などについても適切に対応するよう努めるものとする。</p> <p>(1) 市町村は、避難所を設置する必要があるときは、学校、集会所、公民館その他の公共建物等を避難所として開設するが、これらの施設のみをもっては収容能力に不足が生ずるときは、野外にテント又は応急仮設住宅を設置し、対応する。さらに、高齢者、障害者、乳幼児<u>その他の要配慮者</u>に配慮し、被災地以外にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。なお、避難所の開設が予定される施設については、風水害等に対する安全性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模をもって適切に配置するよう努める。</p> <p>(2) <u>市町村は、在宅避難者等に対しても必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援の実施に努める。</u></p> <p>(3) <u>市町村は、本来の施設管理者の監督のもとで住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」を参考とし避難所ごとの運営マニュアルの策定を促進する。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>6 安否情報の提供 <u>県及び市町村は、消防、警察等と協力して被災者の安否に関する情報を収集し、親族等関係者へ提供する体制の整備に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理の徹底に努める。</u></p>	<p>現行</p> <p>5 避難所の開設（防災危機管理部、健康福祉部、教育庁） 避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者及びそのおそれのある者に対して、避難所を開設し収容保護する。なお、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする災害時要援護者や女性への配慮、ペット対策などについても適切に対応するよう努めるものとする。</p> <p>(1) 市町村は、避難所を設置する必要があるときは、学校、集会所、公民館その他の公共建物等を避難所として開設するが、これらの施設のみをもっては収容能力に不足が生ずるときは、野外にテント又は応急仮設住宅を設置し、対応する。さらに、高齢者、障害者、乳幼児、<u>妊産婦等災害時要援護者</u>に配慮し、被災地以外にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。なお、避難所の開設が予定される施設については、風水害等に対する安全性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模をもって適切に 配置するよう努める。</p> <p>(新設)</p> <p>(2) <u>市町村は、本来の施設管理者の監督のもとで住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」を参考とし避難所ごとの運営マニュアルの策定を促進する。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>市町村は、避難所を開設した場合には、各避難所との情報連絡を密にし、避難者の氏名や家族構成などの情報を逐次、コンピュータ等を活用して把握に努めるとともに、広報や問い合わせに適切に対応するものとする。</u> <u>なお、避難所に名簿の掲示を行うなど、避難者情報の広報については、個人情報の取り扱いに注意するとともに、あらかじめ避難者から情報公開についての同意を得るなど、適切に対応するよう努める。</u></p> <p>6 <u>現地救護本部の設置（防災危機管理部、健康福祉部、警察本部）</u> <u>県は必要に応じ、現地に救護本部を設置するとともに、各避難所を巡回し、関係機関との調整を行うものとする。</u></p> <p>(新設)</p>
<p style="text-align: center;">第5節 要配慮者等の安全確保対策</p> <p>風水害により、住民の避難を要する地域が数多く出た際に、被災者の安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。</p> <p><u>要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難に特に支援を要する避難行動要支援者については、市町村が策定した避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別計画等に基づき、災害時の避難誘導をはじめ、避難生活についても考慮し、安全確保に努める。</u></p> <p>1 避難誘導等（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、県警本部） <u>避難行動要支援者については、避難行動要支援者の個別計画等に基づき避難支援者による避難誘導、支援を行う。</u></p> <p>(1) 避難誘導 ア～エ (略) オ <u>高齢者、障害者等の避難行動要支援者</u>については、その状態や特性に応じた適切な避難誘導を行うとともに、市町村職員</p>	<p style="text-align: center;">第5節 災害時要援護者等の安全確保対策</p> <p>風水害により、住民の避難を要する地域が数多く出た際に、被災者の安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。</p> <p><u>特に、災害時に支援を必要とする、災害時要援護者については、市町村が策定した「災害時要援護者避難支援プラン」等に基づき、災害時の避難誘導をはじめ、避難生活についても考慮し、安全確保に努める。</u></p> <p>1 避難誘導等（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、県警本部） <u>災害時要援護者については、災害時要援護者避難支援プランの個別計画等に基づき避難支援者による避難誘導、支援を行う。</u></p> <p>(1) 避難誘導 ア～エ (略) オ <u>高齢者、障害者等の災害時要援護者</u>については、その状態や特性に応じた適切な避難誘導を行うとともに、市町村職員及</p>

修正案	現行
<p>及び自主防災組織の隊員等による避難確認を行うこと。</p> <p>(2) 避難順位 避難誘導は移動もしくは歩行困難な者を優先して行うものとするが、その優先順位等については、<u>避難行動要支援者の全体計画</u>等に基づき、市町村が定めるものとする。</p> <p>(3) 緊急入所等 市町村は、在宅での生活の継続が困難な<u>要配慮者</u>や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な<u>要配慮者</u>、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うものとする。</p> <p>2 避難所の設置、<u>要配慮者</u>への対応（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部）</p> <p>(1) 避難所の開設は、本章第4節「避難計画」による。 県及び市町村は、<u>要配慮者</u>の避難状況を速やかに確認し、<u>避難所内において要配慮者スペースを確保</u>するとともに、健康状態等を把握し、<u>要配慮者に配慮した運営</u>に努めることとする。 さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等<u>要配慮者</u>に配慮した福祉避難所を設置する。 避難所における支援として、具体的には、以下の3点が考えられる。 ア 避難所における<u>要配慮者</u>用相談窓口の設置 イ (略) ウ 避難所における<u>要配慮者</u>支援への理解促進</p> <p>(2) 外国人に対する対応 県は、被災直後から、<u>(公財) ちば国際コンベンションビューロー</u>と連携して日本語の理解が十分でない外国人向けに多言語での災害状況や支援に関する情報の提供を行う。 また、被災地における語学ボランティアの需要状況を基に、派遣先や必要な派遣人員等を被災市町村等と調整の上、援助を必要としている避難所等へ同財団に登録されている語学ボランティアを派遣する。</p> <p>3 福祉避難所の設置（防災危機管理部、健康福祉部） <u>一般の避難所では生活することが困難な要配慮者</u>を收容するため、福祉避難所に指定されている施設を福祉避難所として設置する。 (1) 福祉避難所の設置は、市町村長が発災後に福祉避難所に指定されている施設の管理者と連絡をとり、行うものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市町村長がこれを補助するものとする。なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うこととすることができる。</p> <p>4 避難所から福祉避難所への移送 市町村は、避難所における<u>要配慮者</u>の健康状態等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。 なお、健康状態や特性等に関係なく、その障害などにより通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討する。 市町村は、福祉避難所に指定された施設や関連団体、又は県等と協力して<u>要配慮者</u>の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。市町村や関係機関等が保有する車両等のリストを作成するほか、個々の<u>要配慮者</u>の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握する。 また、社会福祉協議会と協力して、地域住民に対し、<u>要配慮者</u>の避難所までの移動支援や避難所から福祉避難所への移送支援について働きかけることを検討する。</p> <p>5 被災した<u>要配慮者</u>等の生活の確保（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、市町村） 応急仮設住宅への入居については、高齢者・障害者等の<u>要配慮者</u>を優先して行うよう努めるとともに、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅（以下「福祉仮設住宅」という。）の設置等について検討していくものとする。 また、被災した<u>要配慮者</u>等の生活の確保として、県及び市町村は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。</p>	<p>び自主防災組織の隊員等による避難確認を行うこと。</p> <p>(2) 避難順位 避難誘導は移動もしくは歩行困難な者を優先して行うものとするが、その優先順位等については、<u>災害時要援護者避難支援プラン</u>の全体計画等に基づき、市町村が定めるものとする。</p> <p>(3) 緊急入所等 市町村は、在宅での生活の継続が困難な<u>災害時要援護者</u>や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な<u>災害時要援護者</u>、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うものとする。</p> <p>2 避難所の設置、<u>災害時要援護者</u>への対応（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、教育庁）</p> <p>(1) 避難所の開設は、本章第4節「避難計画」による。 県及び市町村は、<u>災害時要援護者</u>の避難状況を速やかに確認し、<u>優先的に避難場所を確保</u>するとともに、健康状態等を把握し、<u>災害時要援護者に配慮した運営</u>に努めることとする。 さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等<u>災害時要援護者</u>に配慮した福祉避難所を設置する。 避難所における支援として、具体的には、以下の3点が考えられる。 ア 避難所における<u>要援護者</u>用相談窓口の設置 イ (略) ウ 避難所における<u>要援護者</u>支援への理解促進</p> <p>(2) 外国人に対する対応 県は、被災直後から、<u>(財) ちば国際コンベンションビューロー</u>と連携して日本語の理解が十分でない外国人向けに多言語での災害状況や支援に関する情報の提供を行う。 また、被災地における語学ボランティアの需要状況を基に、派遣先や必要な派遣人員等を被災市町村等と調整の上、援助を必要としている避難所等へ同財団に登録されている語学ボランティアを派遣する。<u>なお、各市町村からの迅速な派遣要請が可能となるよう、各市町村へ本制度の周知を図る。</u></p> <p>3 福祉避難所の設置（防災危機管理部、健康福祉部、教育庁） <u>災害時要援護者</u>を收容するため、福祉避難所に指定されている施設を福祉避難所として設置する。</p> <p>(1) 福祉避難所の設置は、市町村長が発災後に福祉避難所に指定されている施設の管理者と連絡をとり、行うものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市町村長がこれを補助するものとする。なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、<u>その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。</u></p> <p>4 避難所から福祉避難所への移送 市町村は、避難所における<u>災害時要援護者</u>の健康状態等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。 なお、健康状態や特性等に関係なく、その障害などにより通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討する。 市町村は、福祉避難所に指定された施設や関連団体、又は県等と協力して<u>要援護者</u>の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。市町村や関係機関等が保有する車両等のリストを作成するほか、個々の<u>要援護者</u>の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握する。 また、社会福祉協議会と協力して、地域住民に対し、<u>要援護者</u>の避難所までの移動支援や避難所から福祉避難所への移送支援について働きかけることを検討する。</p> <p>5 被災した<u>災害時要援護者</u>等の生活の確保（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、市町村） 応急仮設住宅への入居については、高齢者・障害者等の<u>災害時要援護者</u>を優先して行うよう努めるとともに、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅（以下「福祉仮設住宅」という。）の設置等について検討していくものとする。 また、被災した<u>災害時要援護者</u>等の生活の確保として、県及び市町村は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。</p>

修正案

第6節 救助救急・医療救護活動

消防機関、水防機関及び危険物施設管理機関及び救助救急のための関係機関は、災害から住民の生命・財産を守り、被害を最小限にするために、全力を尽くす。

また、災害により多数の傷病者が生じ、また、医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるとき、県は関係機関と緊密に連携をとりながら、有する医療資源を最大限に活用し、必要とされる医療を迅速かつ的確に提供できるよう努める。

3 危険物等の対策（防災危機管理部、健康福祉部、教育庁）

(1)～(4) (略)

(5) 危険物等輸送車両等の応急対策

機 関 名	対 応 措 置
海上保安部 (署)	関係事業所の管理者及び船主、代理店等に対して、災害の実態に応じて、次の措置を講じるよう指導する。 1 危険物専用岸壁における荷役の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置 2 危険物の海上への流出防止措置と応急対策 <u>必要に応じ、危険物とう載船舶等の在港船舶に対する移動命令又は航行制限若しくは禁止</u>

現行

第6節 救助救急・医療救護活動

消防機関、水防機関及び危険物施設管理機関及び救助救急のための関係機関は、災害から住民の生命・財産を守り、被害を最小限にするために、全力を尽くす。

また、災害により多数の傷病者が生じ、また、医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるとき、県は関係機関と緊密に連携をとりながら、り災者の医療救護に万全を期するものとする。

3 危険物等の対策（防災危機管理部、健康福祉部、商工労働部、教育庁）

(1)～(4) (略)

(5) 危険物等輸送車両等の応急対策

機 関 名	対 応 措 置
海上保安部 (署)	関係事業所の管理者及び船主、代理店等に対して、災害の実態に応じて、次の措置を講じるよう指導する。 1 危険物専用岸壁における荷役の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置 2 危険物の海上への流出防止措置と応急対策 3 <u>港内における危険物とう載船舶には、必要に応じた移動命令、又は航行の制限若しくは禁止</u> 4 <u>港長公示第51-2（昭和51年9月20日）に基づく下記事項に関する規制の強化</u> 引火性危険物積載船舶より30m以内の船舶の接近、接舷の制限

4 医療救護（防災危機管理部、健康福祉部、病院局）

(1) 情報の収集・提供

県は、市町村、消防機関、県医師会等との連携のもとに以下について情報収集を行い、関係機関への情報提供を行う。また、そのため、平常時から関係機関との連携を緊密に保つとともに、県防災行政無線の災害拠点病院等への整備や広域災害・救急医療情報システムの再編整備など広域的な情報ネットワークの強化・推進を図る。

- ア 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- イ 避難所、救護所の設置状況
- ウ 医薬品等医療資器材の需給状況
- エ 医療施設、救護所等への交通状況
- オ その他参考となる事項

(2) 医療救護活動

災害により、通常受けられる医療が受けられなくなった住民に対して、地域における診療機能が一定程度回復するまでの間、救護所の設置や医療チームの派遣等により診療等を行う。

ア 実施機関

- (ア) 医療救護は、市町村長が行うものとする。
ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。
なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。
- (イ) 当該市町村限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。
- (ウ) (ア) により市町村長が行う場合は、当該市町村地域防災計画の定めるところにより実施する。
- (エ) (ア) 及び (イ) により知事が行う場合は、次により実施する。

- a 県が組織する救護班
- b 日本赤十字社千葉県支部（以下「日赤県支部」という。）の長と締結した委託契約に基づき日赤県支部が組織する救護班

修正案	現行
	<p>c 社団法人千葉県医師会（以下「県医師会」という。）の長と締結した協定に基づき県医師会が組織する救護班</p> <p>d 社団法人千葉県歯科医師会（以下「県歯科医師会」という。）の長と締結した協定に基づき県歯科医師会が組織する救護班</p> <p>e 社団法人千葉県薬剤師会（以下「県薬剤師会」という。）の長と締結した協定に基づき県薬剤師会が組織する救護班</p> <p>f 社団法人千葉県看護協会（以下「県看護協会」という。）の長と締結した協定に基づき県看護協会が組織する救護班</p> <p>g 社団法人千葉県接骨師会（以下「県接骨師会」という。）の長と締結した協定に基づき県接骨師会が組織する救護班</p> <p>h 国立病院機構で組織する救護班</p> <p>i 災害拠点病院で組織する災害派遣医療チーム<DMAT>（以下「DMAT」という。）及び救護班</p> <p style="padding-left: 40px;"><資料編 4-1 日本赤十字社千葉県支部災害救護業務組織編成表></p> <p style="padding-left: 40px;"><資料編 4-2 救護班></p> <p>イ 救護班等出動の要請</p> <p style="padding-left: 20px;">(ア) 市町村長は、必要に応じて市町村立病院の救護班に出動を命じ、地区医師会長、地区歯科医師会長、日赤県支部長にそれぞれ救護班の出動を要請し、知事及び他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">(イ) 知事は、必要に応じてDMATの派遣要請を行うとともに、県救護班の出動を命じ、日赤県支部長、県医師会長、県歯科医師会長、県薬剤師会長、県看護協会会長、県接骨師会長にそれぞれ救護班の出動を要請する。また、国立病院機構等その他の関係機関に応援を要請するほか連絡調整その他必要な措置を講ずる。</p> <p style="padding-left: 20px;">(ウ) 具体的な現場指揮は、災害の態様、現場の状況等に応じ、関係機関で協議の上、統一を図るものとする。</p> <p>ウ 近隣都縣市への応援要請</p> <p style="padding-left: 20px;">知事は、県内の関係機関のみでは被災地における十分な医療救護活動が困難と認めた場合は、「九都縣市災害時相互応援に関する協定」等に基づき近隣都縣市への救護班の派遣、被災地からの搬送患者の受入等を要請する。</p> <p>エ 広域にわたる応援要請</p> <p style="padding-left: 20px;">知事は、上記に定める要請のほか、必要があると認めるときは、災害対策基本法第74条に基づき、他の道府県の道府県知事等に対し、応援を求める。</p> <p>オ 支援の受け入れ及び他地域への応援</p> <p style="padding-left: 20px;">(ア) 県は、協定等に基づく他都縣市からの支援や医療ボランティアの協力申し出があった場合は、地域の状況等を勘案し、その受入及び健康福祉センター（保健所）への派遣等を行う。</p> <p style="padding-left: 20px;">(イ) 健康福祉センター（保健所）長は、前記の派遣を受けた場合は、その業務を統括する。</p> <p style="padding-left: 20px;">(ウ) 被災地以外の健康福祉センター（保健所）長は、被災地の健康福祉センター（保健所）への人員・物資等の応援を行う。</p> <p>カ 救護班等の業務内容</p> <p style="padding-left: 20px;">(ア) 傷病者に対する応急措置</p> <p style="padding-left: 20px;">(イ) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定</p> <p style="padding-left: 20px;">(ウ) 軽症患者等に対する医療</p> <p style="padding-left: 20px;">(エ) 避難所等での医療</p> <p style="padding-left: 20px;">(オ) 助産救護</p> <p>キ 救護所の設置</p> <p style="padding-left: 20px;">救護所は県又は市町村が設置するものとし、救護班は救護所において医療救護活動を実施する。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、救護所は必要に応じて適切な場所に設置する。</p> <p>ク 避難所救護センターの設置</p> <p style="padding-left: 20px;">(ア) 県は、被災者の避難所における避難生活が長期にわたると見込まれるときは、市町村との連携のもとに避難所内に避難所救護センターを設置し、医療救護活動を行う。</p> <p style="padding-left: 20px;">(イ) 避難所救護センターでは、精神科、歯科等を加え、ストレスや精神不安への対応を含めたきめ細かな対応を図る。</p> <p style="padding-left: 20px;">(ウ) 避難所救護センターは、避難所の設置状況等を勘案して、適切に配置するとともに、必要に応じて周辺地域への巡回活動を行う。</p>

修正案	現行
	<p>(エ) 避難所救護センターの業務は各健康福祉センター（保健所）長が統括する。</p> <p>ケ 後方医療施設の確保 知事は、救護班による応急手当の後、入院治療を要する傷病者の収容施設を必要に応じて広域的に確保するものとする。</p> <p>(ア) 災害拠点病院 a 県は、災害時における広域的な地域医療の拠点として、二次保健医療圏に2か所程度、災害拠点病院を確保する。 b 災害拠点病院は、耐震耐火構造とし、電気・水道・ガスなどのライフライン途絶時等においても診療機能を維持するための予備電源や予備水源の確保、救急搬送のための臨時ヘリポートの確保など、あらかじめ必要な施設整備を行う。 注) 二次保健医療圏とは、医療法第30条の3第2項第1号の規定に基づく区域で、特殊な医療を除く病院の病床の整備を図るべき地域単位として設定するもので、本県では、9つの二次保健医療圏を設定している。</p> <p>(イ) 県立病院 災害拠点病院となっていない県立病院においても、これに準じた機能を整備するとともに、職員の動員配備体制を確立し、後方収容機能を果たすものとする。また、全ての県立病院は後方受け入れとともに被災地への救護班の応援派遣を行うなど災害時医療の中核として活動する。</p> <p>(ウ) 災害医療協力病院等 上記（ア）及び（イ）のほか県医師会の協力を得て、傷病者や難病患者、人工透析患者の治療、収容に当たる災害医療協力病院等の確保を図る。</p> <p>コ 地域保健医療救護拠点 (ア) 県は、二次保健医療圏に1か所程度、健康福祉センター（保健所）等を利用して応急救護物資等を集中的に備蓄した地域保健医療救護拠点を整備する。 (イ) 健康福祉センター（保健所）は、これらの備蓄物資の効率的な活用など災害時における総合的な保健医療対策を別に定める活動マニュアルにより実施する。</p> <p>サ 医薬品等の調達 (ア) 医薬品、医療資器材の確保 a 県及び市町村は、医薬品等の整備確保に努め、医薬品等の備蓄拡充や品目の見直し及び流通医薬品の確保体制の整備を検討する。 b 県は、市町村等から医薬品等の確保について、応援要請を受けたときは、地域保健医療救護拠点（各健康福祉センター（保健所）等）に備蓄しているもののほか、千葉県医薬品卸協同組合との協定に基づき医薬品卸業者の県内営業所等から調達し、救護所等に供給する。 c 県は、医薬品等が県内において調達できないときは、隣接都県等に協力を要請し調達する。</p> <p>(イ) 血液製剤の確保 a 県は、災害発生後速やかに県内血液センター等の被災状況を把握するとともに、日本赤十字社千葉県支部と連携を図り、血液製剤の確保を図る。 b 県は、血液製剤が県内において調達できないときは、隣接都県等に協力を要請し調達する。</p> <p style="text-align: right;"><資料編4-3 医薬品等></p> <p>シ 傷病者の搬送体制 県との協定等に基づき出動した医療チーム救護班の責任者は、医療救護を行った者のうち、後方医療施設に収容する必要がある者の搬送を市町村長又は知事に要請する。 原則として、被災現場から救護所への搬送は市町村が、救護所から後方医療施設までの搬送は市町村及び県が防災関係機関との連携のもとに実施する。</p> <p>ス 救護班の活動車両 救護班の出動及び活動のための車両等は、第7節警備・交通の確保・緊急輸送対策に定める車両等による。</p> <p>(3) 広域災害・救急医療情報システム等の推進 県は、災害発生時における病院、薬局等の医療機関の被災状況、患者転送の要請、医療スタッフの要請等に関する情報及び</p>

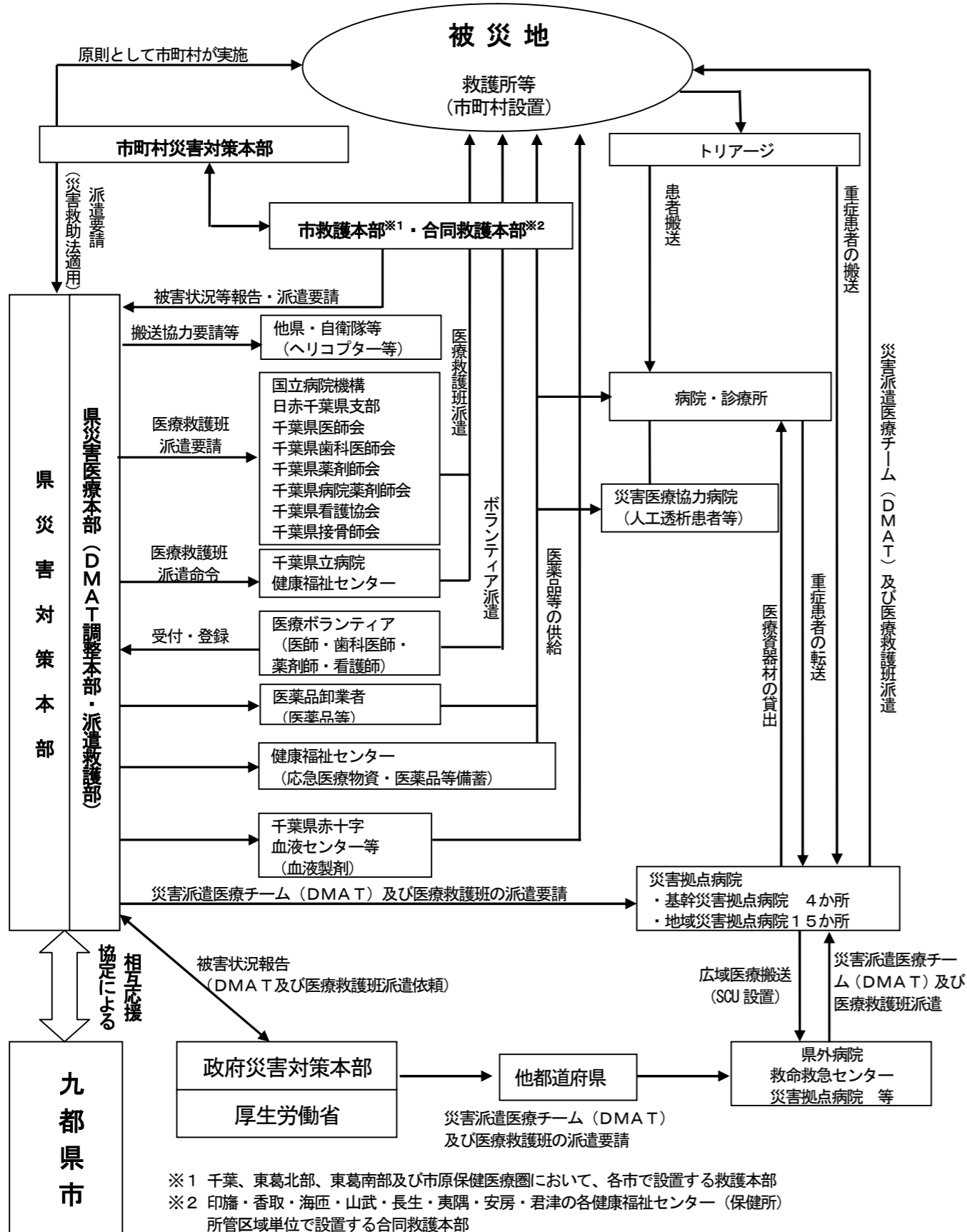
修正案	現行
<p>4 医療救護（防災危機管理部、健康福祉部、病院局）</p> <p>(1) 関係者とその役割</p> <p>ア 県民</p> <p>(ア) 災害に対する危機意識を常に持ち、自らの生命と健康を守るための対策を自発的かつ積極的に行うよう努める。</p> <p>(イ) 災害時に支援を求める必要が生じる場合に備え、自らの健康情報を適確に提供できるよう、日頃より準備に努める。また、自ら健康情報を提供することが困難な者については、その者の保護に責任を有する者が準備に努める。</p> <p>(ウ) 自らの安全を確保した上で、医療救護を必要としている者に対して、応急処置や搬送等の支援を可能な範囲で行うよう努める。</p> <p>イ 市町村</p> <p>(ア) 発災時から地域医療の復旧に至るまで、医療救護所の設置をはじめとした住民等に対する医療救護活動を行う。</p> <p>(イ) 地域防災計画に基づいて医療救護に関する計画等を定め、災害時の医療救護体制の整備を図る。</p> <p>(ウ) 発災時においては救護本部を設置し、県の災害医療本部及び合同救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。</p> <p>(エ) 千葉市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市は、市内の医療救護活動について助言及び調整を行う地域災害医療コーディネーターを配置する。</p> <p>(オ) 印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の各健康福祉センター（保健所）所管区域の市町村は、前記（ア）</p> <p>(イ)（ウ）の他、県が合同救護本部を設置した場合は、その活動に参加して合同救護本部業務を担うとともに近隣市町村と連携した医療救護活動を実施する。</p> <p>ウ 県</p> <p>(ア) 市町村による医療救護活動だけでは対応が困難な場合又は活動の強化が必要な場合は、市町村に対し、医療救護活動の応援を行う。</p> <p>(イ) 県内外の関係機関等と適切な医療救護活動の実施のために必要な調整を行う。</p> <p>(ウ) 地域防災計画に基づく医療救護に関する計画を作成し、災害時の医療救護体制（災害派遣精神医療チーム（DPAT）の編成、派遣の検討に関することを含む）の整備を図る。</p> <p>(エ) 発災時においては、県庁に災害医療本部を設置し、別に設置する合同救護本部、市町村の救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。</p> <p>(オ) 印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の各健康福祉センター（保健所）所管区域ごとに、必要に応じ合同救護本部を設置し、地域内の災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。</p> <p>(カ) 災害医療本部に県内全域の医療救護活動について助言及び調整を行う災害医療コーディネーターを、合同救護本部に地域内の医療救護活動について助言及び調整を行う地域災害医療コーディネーターを、それぞれ配置する。</p> <p>エ 医療機関</p> <p>(ア) 発災時における患者及び職員の安全確保等を定めた災害対策マニュアルを作成するとともに業務継続計画の作成に努める。</p>	<p>被災地外の医療機関の支援体制等の情報の収集・提供並びに計画停電等の緊急連絡事項の周知に関して、関係機関における広域災害・救急医療情報システム等の運用体制の充実を図る。</p> <p>(4) 広域医療搬送体制の整備</p> <p>県は、災害時における救急患者及び医療活動従事者の広域医療搬送[※]のため、平常時から関係機関との訓練を通じて、広域医療搬送体制の整備に努める。</p> <p>※ 広域医療搬送</p> <p>重傷者のうち、被災地内での治療が困難で、被災地外の医療機関において緊急に治療することが必要な者であり、かつ、搬送中に生命の危険の少ない病態の患者を被災地区外の医療施設まで迅速に搬送し、治療すること。</p>

修正案	現行
<p>(イ) 独自に訓練を実施するとともに、地域の訓練等に積極的に参加するよう努める。</p> <p>(ウ) 発災時においては、(ア)に記載するマニュアル及び計画に基づき活動し、また、県、市町村、関係機関等と連携して活動する。</p> <p>(エ) 災害拠点病院は、発災時に重症患者の受入れや広域搬送への対応、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の受入れ及び派遣を行うなど、災害医療に関して中心的な役割を果たす。 また、災害時の対応をより速やかなものとするため、平常時から地域の災害医療体制の整備についても積極的に関与する。</p> <p>(オ) 災害拠点病院となっていない県立病院においても、これに準じた機能を整備するとともに、職員の動員配備体制を確立し、後方収容機能を果たすものとする。また、全ての県立病院は後方受け入れとともに被災地への救護班の応援派遣を行うなど災害時医療の中核として活動する。</p> <p>オ 関係団体</p> <p>(ア) 県及び地域における医療救護に関する計画等の作成に参加する等、医療救護体制の整備に協力する。</p> <p>(イ) 各団体の災害対策マニュアルを作成するとともに業務継続計画の作成に努める。 また、下部機関等を有する場合には、各機関に災害対策マニュアル及び業務継続計画の作成を促す。</p> <p>(ウ) 独自に訓練を実施するとともに、地域の訓練等に積極的に参加するよう努める。</p> <p>(エ) 発災時においては、(イ)に記載する計画に基づき活動し、また、県、市町村、関係機関等と連携して活動する。</p> <p>(2) 発災時の活動</p> <p>ア 指揮と調整</p> <p>(ア) 県においては災害医療本部を、市町村においては救護本部を設置し、医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う。また、県は、印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の各健康福祉センター（保健所）の所管区域ごとに、必要に応じて合同救護本部を設置し、管内の医療救護活動の指揮と調整を行う。</p> <p>(イ) 災害医療本部長は、災害医療コーディネーターの助言を得て、災害医療本部の活動を統括する。</p> <p>(ウ) 合同救護本部長は、地域災害医療コーディネーターの助言を得て、合同救護本部の活動を統括する。</p> <p>(エ) 災害医療本部内にDMAT調整本部を置く。DMAT調整本部長は、千葉県内で活動するDMATの指揮及び調整を行うとともに、必要に応じて災害拠点病院等にDMAT活動拠点本部等を設置してDMATを配置し、指揮及び調整を行わせる。</p> <p>(オ) 県が対応するDMAT以外の医療救護班については、災害医療本部内の派遣救護部及び合同救護本部で活動の指揮と調整を行う。</p> <p>(カ) 千葉市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市の救護本部長は、地域災害医療コーディネーターの助言を得て、救護本部の活動を統括する。</p> <p>(キ) 印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の各健康福祉センター（保健所）所管区域の市町村の救護本部長は、必要に応じて、合同救護本部に支援や調整を求めることができる。</p> <p>イ 医療救護の対象者</p> <p>本節における医療救護の対象者（以下「傷病者等」という。）は次のとおりとする。</p> <p>(ア) 災害に起因する負傷者</p> <p>(イ) 災害又は災害により変化した環境等に起因し、発症または悪化した疾患（精神疾患を含む）を有する者</p> <p>(ウ) 災害により地域の医療機能が喪失又は低下したことに伴い、適切な医療の提供を受けられなくなった者</p> <p>(エ) 災害により在宅において医療の提供を受けることが困難となった者</p> <p>ウ 情報の収集と提供</p> <p>市町村及び県は、医療機関、医師会等の関係団体、消防、警察、その他の関係機関との連携し、以下について情報収集を行い、相互に提供するとともに、関係機関へも提供する。</p> <p>(ア) 傷病者等の発生状況</p> <p>(イ) 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況</p>	

修正案	現行
<p>(ウ) 避難所及び医療救護所の設置状況</p> <p>(エ) 医薬品及び医療資器材の需給状況</p> <p>(オ) 医療施設、医療救護所等への交通状況</p> <p>(カ) その他医療救護活動に資する事項</p> <p>エ 医療救護活動の実施</p> <p>(ア) 市町村及び県は、緊密な連携のもとに協力して医療救護活動を行う。</p> <p>(イ) 市町村長は、当該市町村の医療救護に関する計画に基づき、医療救護所の設置等、医療救護活動を行う。市町村による医療救護活動だけでは対応が困難な場合は、県、近隣市町村、その他関係機関の応援を得て実施する。</p> <p>(ウ) 知事は、市町村長からの応援要請がない場合であっても、必要と認める場合は当該市町村の傷病者等に対する医療救護活動を行う。</p> <p>(エ) 知事は、医療救護に関する計画に基づき、次のとおり医療救護活動を行う。</p> <p>a 災害時の医療救護活動の総合調整に関すること。</p> <p>b 医療機関等の被害状況及び医療ニーズ等の収集、分析に関すること。</p> <p>c 医療チームの編成、派遣に関すること。</p> <p>d 患者の搬送及び受入れの調整に関すること。</p> <p>e 医療機関、医療チームへの支援に関すること。</p> <p>f 関係機関、他都道府県等に対する支援要請及び連絡調整に関すること。</p> <p>g その他の傷病者等の医療救護に関すること。</p> <p>オ 医療機関の役割分担と患者受け入れ先の確保</p> <p>(ア) 傷病者等の受け入れについては、重症度と緊急性、所在する医療機関の機能に応じた受け入れ先をあらかじめ各地域で検討し、発災時の速やかな受け入れに努める。</p> <p>(イ) 災害拠点病院は、他医療機関の機能維持状況等が不明な場合は、被災地からのとりあえずの搬送先として、重症傷病者を受け入れる。</p> <p>(ウ) 医療機関は、転院搬送の必要がある場合に、医療機関での搬送調整が困難な場合は、市町村の救護本部又は合同救護本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた市町村の救護本部又は合同救護本部は搬送先の確保に努める。</p> <p>(エ) 搬送先の確保を要請された市町村の救護本部又は合同救護本部において搬送先の確保が困難な場合は、災害医療本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた災害医療本部は搬送先の確保に努める。</p> <p>カ 傷病者等の搬送</p> <p>大規模災害発生時には、多数の傷病者等が短時間に集中して発生するとともに、交通の途絶等が予想されることから、平常時と同様の搬送は極めて困難になることを踏まえ、傷病者等の搬送の原則を次のとおりとする。</p> <p>(ア) 市町村は、傷病者等を医療救護所又は医療機関へ搬送することに努める。</p> <p>(イ) 緊急車両等による搬送は重症者を優先する。</p> <p>(ウ) 医療チーム等は、応急処置を実施した上で、さらに医療機関で医療の提供を受ける必要がある者で、自ら移動することが困難な者の搬送を市町村長又は知事に要請する。</p> <p>(エ) 自ら移動することが困難な者の搬送は、被災現場から医療救護所へは市町村が、医療救護所から医療機関へは市町村及び県がそれぞれ防災関係機関との連携のもとに実施する。</p> <p>(オ) 県民は、自らの安全を確保した上で、救護所等への搬送が必要と思われる傷病者等について、自ら搬送手段を確保して搬送し、又は、搬送できる者を探して搬送を依頼する等可能な範囲で協力する。</p> <p>キ 応援要請</p> <p>(ア) 市町村長は、必要に応じて、市町村立病院の医療救護班に出勤を命じ、地区医師会等の関係団体の長に医療救護班の出勤を要請するほか、知事及び他の市町村長等に医療救護班の派遣その他の応援を要請する等、必要な措置を講ずる。</p> <p>(イ) 知事は、必要に応じて、DMATの派遣を要請し、県医療救護班の出勤を命じ、県医師会等の関係団体の長及び日本赤十字社千葉県支部長に医療救護班の出勤を要請する。また、国立病院機構等その他の関係機関に応援を要請するほか、連</p>	

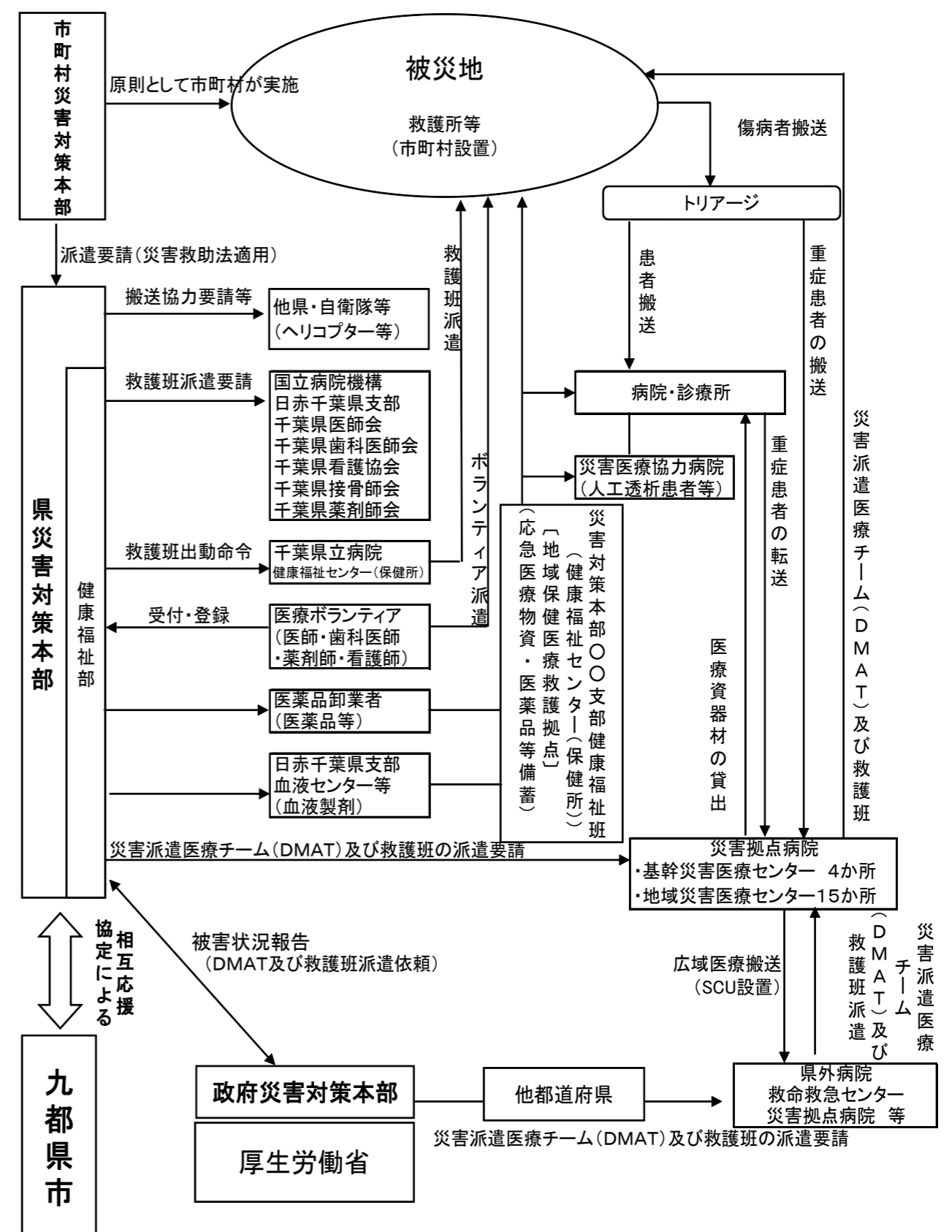
修正案	現行
<p><u>絡調整その他必要な措置を講ずる。</u></p> <p><u>(ウ) 知事は、県内の関係機関のみでは被災地における十分な医療救護活動が困難と認めた場合は、「九都県市災害時相互応援に関する協定」等に基づき、近隣都県市に、医療救護班の派遣や県内からの患者の受け入れ等を要請する。</u></p> <p><u>(エ) 知事は、前記に定める要請のほか、必要があると認めるときは、災害対策基本法に基づき、他の道府県の道府県知事等に対し、応援を求める。</u></p> <p><u>ク 応援の受け入れと活動の指揮及び調整</u></p> <p><u>(ア) 県は、他の都道府県等からの医療救護班や医療ボランティア（以下「救援者」という。）を受け付け、全県的な活動の調整を行う。</u></p> <p><u>(イ) 県は、受け付けた救援者に活動の指揮と調整を受ける部署を示し、当該部署の責任者の下で活動するよう要請する。</u></p> <p><u>(ウ) (イ) の部署は、千葉市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市の救護本部、印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の合同救護本部及び医療機関とする。</u></p> <p><u>(エ) (ウ) の市救護本部、合同救護本部及び医療機関の長は、救援者を受け入れ、その活動の指揮と調整を行う。</u></p> <p><u>ケ 医薬品及び医療資機材（以下「医薬品等」とする。）の確保</u></p> <p><u>発災時における医薬品等の確保については、原則として以下の通りとする。</u></p> <p><u>(ア) 市町村は、医薬品等を備蓄し、必要に応じて医療救護所等に提供する。医療救護所等で使用する医薬品等が不足した場合、千葉市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市においては直接、その他の市町村においては合同救護本部を通じて、災害医療本部に提供を要請する。</u></p> <p><u>(イ) 医療機関はあらかじめ医薬品等を備蓄する。使用する医薬品等が不足した場合は卸業者を通じて確保に努める。卸業者からの確保が困難な場合は、千葉市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市に存する医療機関にあっては災害医療本部に、その他の市町村に存する医療機関にあっては合同救護本部を通じて、災害医療本部に供給を要請する。</u></p> <p><u>(ウ) 県は、医薬品等を備蓄し、市町村等の求めに応じて提供する。医療救護所等で使用する医薬品等が不足した場合、卸業者への供給の要請、国・他都道府県への提供の要請等を行う。</u></p> <p><u>(エ) 卸業者は、業務継続計画を実施し、医薬品等の供給に努める。</u></p> <p><u>コ 血液製剤の確保</u></p> <p><u>(ア) 血液製剤が不足した医療機関は日本赤十字社血液センターに供給を要請する。</u></p> <p><u>(イ) 県内での供給が不足する場合、日本赤十字社血液センターは、日本赤十字社に供給を要請する。また、県も厚生労働省を通じて、日本赤十字社に供給を要請する。</u></p> <p><u>サ 地域医療体制への支援</u></p> <p><u>市町村又は県は、地域における診療機能の復旧状況に応じて、市救護本部又は合同救護本部の調整のもとに、巡回診療等を行い、地域の医療体制の復旧を支援する。</u></p> <p><u>(3) 災害救助法による医療及び助産</u></p> <p><u>災害救助法が適用された場合には、災害救助法に基づく医療及び助産については知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。</u></p> <p><u>なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うこととすることができる。</u></p>	

医療救護活動の体系図



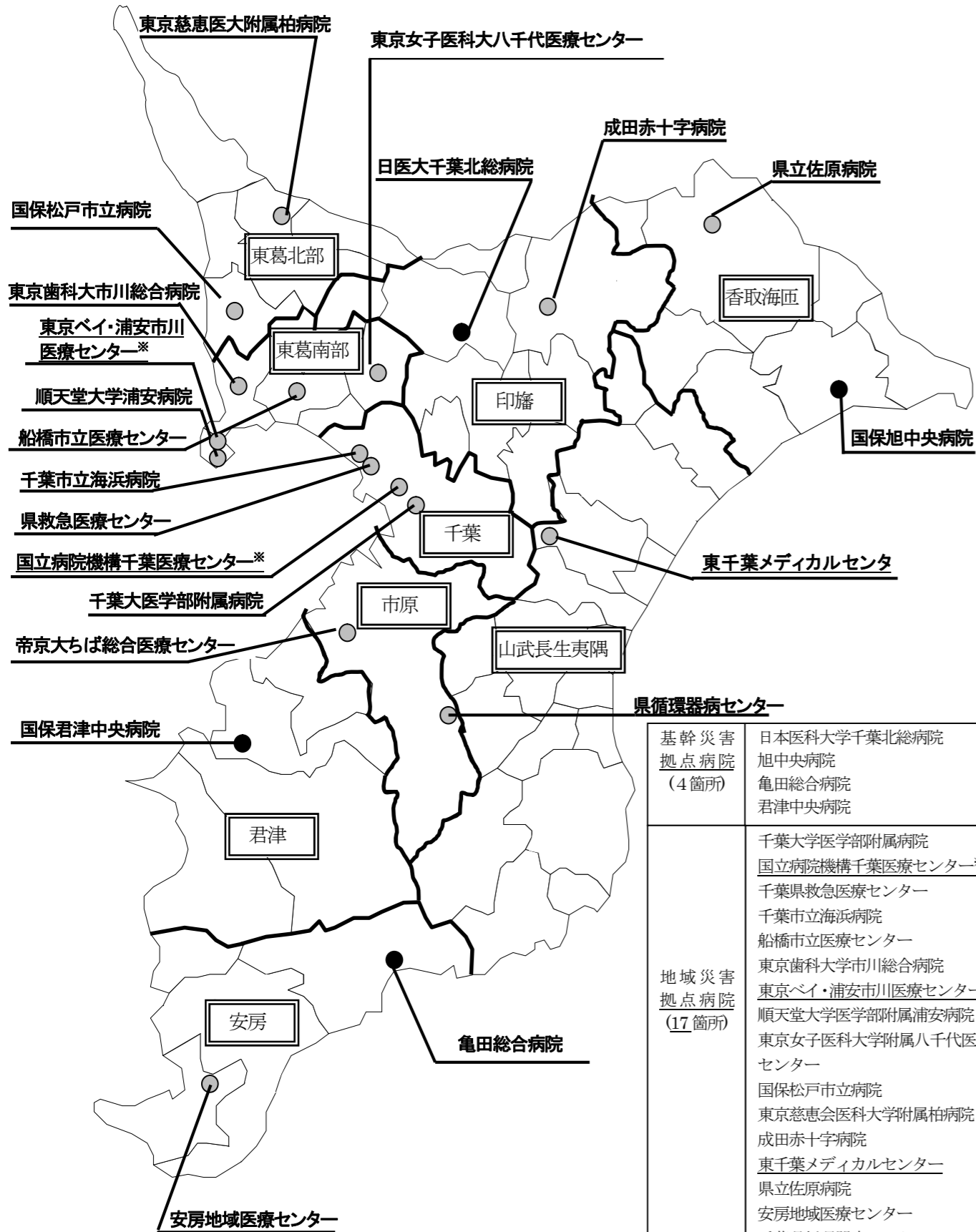
※1 千葉、東葛北部、東葛南部及び市原保健医療圏において、各市で設置する救護本部
 ※2 印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の各健康福祉センター（保健所）
 所管区域単位で設置する合同救護本部

医療救護活動の体系図



災害拠点病院

災害拠点病院



基幹災害拠点病院 (4箇所)	日本医科大学千葉北総病院 旭中央病院 亀田総合病院 君津中央病院
地域災害拠点病院 (17箇所)	千葉大学医学部附属病院 国立病院機構千葉医療センター※ 千葉県救急医療センター 千葉市立海浜病院 船橋市立医療センター 東京歯科大学市川総合病院 東京ベイ・浦安市川医療センター※ 順天堂大学医学部附属浦安病院 東京女子医科大学附属八千代医療センター 国保松戸市立病院 東京慈恵会医科大学附属柏病院 成田赤十字病院 東千葉メディカルセンター 県立佐原病院 安房地域医療センター 千葉県循環器病センター 帝京大学ちば総合医療センター ※印は平成27年4月指定予定

基幹災害医療センター (4箇所)	日本医科大学千葉北総病院 旭中央病院 亀田総合病院 君津中央病院
地域災害医療センター (15箇所)	千葉大学医学部附属病院 千葉県救急医療センター 千葉市立海浜病院 船橋市立医療センター 東京歯科大学市川総合病院 順天堂大学医学部附属浦安病院 東京女子医科大学附属八千代医療センター 国保松戸市立病院 東京慈恵会医科大学附属柏病院 成田赤十字病院 県立佐原病院 県立東金病院 帝京大学ちば総合医療センター 安房地域医療センター 千葉県循環器病センター

修正案		
医療機関隣接ヘリコプター離着陸場一覧		
地 域	医 療 機 関	隣接ヘリコプター離着陸場
千葉市中央区	千葉大学医学部附属病院	千葉大学医学部附属病院 専用ヘリポート
千葉市中央区	国立病院機構千葉医療センター※	千葉市立椿森中学校
千葉市美浜区	千葉県救急医療センター	印旛沼下水道事務所
千葉市美浜区	千葉市立海浜病院	印旛沼下水道事務所
船橋市	船橋市立医療センター	船橋市立運動公園陸上競技場
市川市	東京歯科大学市川総合病院	東京歯科大学市川総合病院 専用ヘリポート
浦安市	東京ベイ・浦安市川医療センター※	広尾防災公園（市川市）
浦安市	順天堂大学医学部附属浦安病院	エクセル航空（株）ヘリポート
八千代市	東京女子医科大学附属 八千代医療センター	八千代市立萱田中学校
松戸市	国保松戸市立病院	松戸市運動公園陸上競技場
柏市	東京慈恵会医科大学附属柏病院	柏市大堀川防災レクリエーション公園
成田市	成田赤十字病院	成田赤十字病院 専用ヘリポート
印西市	日本医科大学千葉北総病院	日本医科大学千葉北総病院 専用ヘリポート
東金市	千葉県立東金病院	東金市立西中学校
旭市	総合病院国保旭中央病院	総合病院国保旭中央病院 専用ヘリポート
香取市	千葉県立佐原病院	香取市利根河川敷緑地
鴨川市	亀田総合病院	亀田総合病院 専用ヘリポート
館山市	安房地域医療センター	安房地域医療センター 専用ヘリポート
木更津市	国保直営総合病院君津中央病院	国保直営総合病院君津中央病院 専用ヘリポート
市原市	千葉県循環器病センター	千葉県循環器病センター 専用ヘリポート
市原市	帝京大学ちば総合医療センター	帝京大学ちば総合医療センター 専用ヘリポート

※印は平成27年4月指定予定

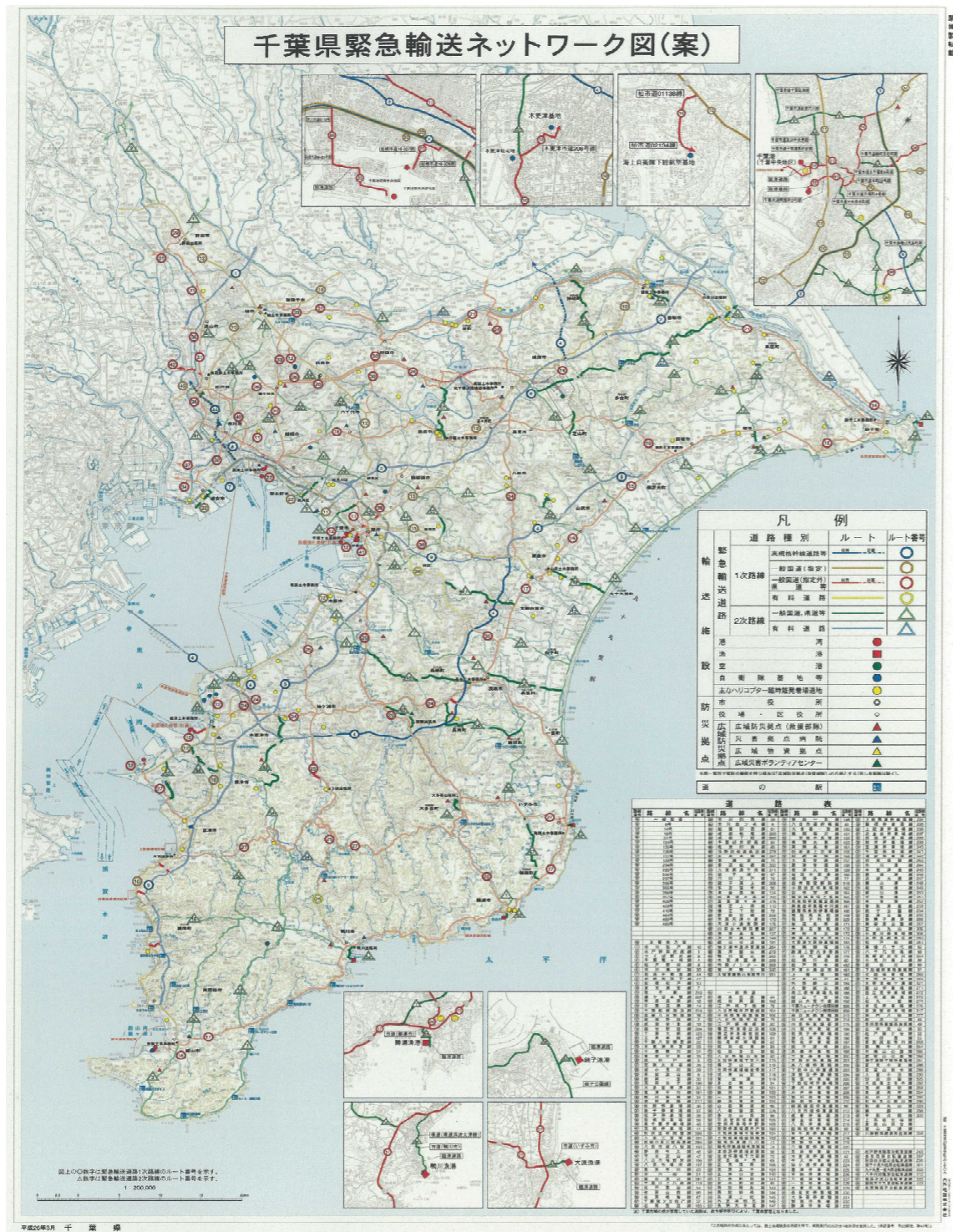
現行		
医療機関隣接ヘリコプター離着陸場一覧		
地 域	医 療 機 関	隣接ヘリコプター離着陸場
印西市	日本医科大学千葉北総病院	日本医科大学千葉北総病院 専用臨時ヘリポート
旭市	総合病院国保旭中央病院	総合病院国保旭中央病院 専用臨時ヘリポート
千葉市中央区	千葉大学医学部附属病院	千葉大学医学部附属病院 専用臨時ヘリポート
千葉市美浜区	千葉県救急医療センター	印旛沼下水道事務所
千葉市美浜区	千葉市立海浜病院	印旛沼下水道事務所
船橋市	船橋市立医療センター	船橋市立運動公園陸上競技場
市川市	東京歯科大学市川総合病院	東京歯科大学市川総合病院 専用臨時ヘリポート
浦安市	順天堂大学医学部附属浦安病院	エクセル航空（株）ヘリポート
八千代市	東京女子医科大学附属 八千代医療センター	八千代市消防本部
松戸市	国保松戸市立病院	松戸市運動公園陸上競技場
柏市	東京慈恵会医科大学附属柏病院	柏市大堀川防災レクリエーション公園
成田市	成田赤十字病院	成田赤十字病院 専用臨時ヘリポート
東金市	千葉県立東金病院	東金市立西中学校
香取市	千葉県立佐原病院	香取市利根河川敷緑地
市原市	帝京大学ちば総合医療センター	帝京大学ちば総合医療センター 専用臨時ヘリポート
木更津市	国保直営総合病院君津中央病院	国保直営総合病院君津中央病院 専用臨時ヘリポート
鴨川市	亀田総合病院	亀田総合病院 専用臨時ヘリポート
館山市	安房地域医療センター	安房地域医療センター 専用臨時ヘリポート
市原市	千葉県循環器病センター	千葉県循環器病センター 専用臨時ヘリポート

修正案	現行
<p style="text-align: center;">第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策</p> <p>1 災害警備計画 (1) 千葉県警察災害警備実施計画（警察本部）</p> <p>2 交通対策計画（防災危機管理部、県土整備部、警察本部、市町村） (1)、(2)（略） (3) 交通規制 ア 道路管理者の通行の禁止又は制限 道路管理者は、<u>その管理する道路について、道路法第46条の規定により、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて通行を禁止し、又は制限するものとする。</u> イ 公安委員会の交通規制 (ア)、(イ)（略） <u>(ウ) 公安委員会は、緊急交通路の指定を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。</u> ウ～オ（略） カ 海上保安部（署）の海上交通規制 (ア)（略） (イ) 航行制限の実施及び航路標識の流失、移動、消灯等については、発生の都度、水路通報又は管区航行警報又はM I C S（沿岸域情報提供システム）等により周知を図るとともに、航路標識については応急復旧の措置をとるものとする。</p> <p>(4) 道路啓開 <u>道路管理者は、被害を受けた道路について、被災者の救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、特に「緊急輸送道路一次路線」など交通上重要と認められる路線を最優先に（一社）千葉県建設業協会と密接な連携を図りながら路上の障害物除去や応急復旧などの道路啓開活動を行う。</u> <u>また、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、次の事項に留意し、必要な措置を講じるものとする。</u> <u>なお、道路管理者は、あらかじめ住民等に対し、災害時において、災害対策基本法第76条の6に基づき、車両の移動等を命じる道路区間の指定が行われた場合は、車両の移動等が行われることがあることを周知するものとする。</u> <u>ア 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策</u> <u>緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は区間を指定して以下を実施する。</u> ・緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令 ・運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動（その際は、やむを得ない限度での破損を容認）</p> <p>イ 土地の一時使用 <u>アの措置のため、やむを得ない場合、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる。（沿道での車両保管場所の確保）</u></p> <p>ウ 関係機関、道路管理者間の連携・調整 <u>知事は、道路管理者である市町村（指定都市を除く）に対し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると判断されるときは、必要な措置をとることを指示することができる。</u></p> <p>(5) 緊急通行車両の確認等 ア 緊急通行車両の確認 (ア)、(イ)（略） (ウ) 前記（イ）により交付を受けた標章は、当該車両内の見やすい箇所に<u>掲出</u>する。 <u>また、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策</p> <p>1 災害警備計画 (1) 千葉県警察災害警備計画（警察本部）</p> <p>2 交通対策計画（防災危機管理部、県土整備部、警察本部、市町村） (1)、(2)（略） (3) 交通規制 ア 道路管理者の通行禁止又は制限 道路管理者は、道路法第46条の規定により、道路の破損、<u>欠壊</u>、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて<u>道路の通行</u>を禁止し、又は制限するものとする。</p> <p>イ 公安委員会の交通規制 (ア)、(イ)（略） （新設）</p> <p>ウ～オ（略） カ 海上保安部（署）の海上交通規制 (ア)（略） (イ) 航行制限の実施及び航路標識の流失、移動、消灯等については、発生の都度、水路通報により周知を図るとともに、航路標識については応急復旧の措置をとるものとする。</p> <p>(4) 応急復旧 <u>被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努めるものとする。特に、「緊急輸送道路一次路線」など交通上重要と認められるものや民生の安定上必要があるものについて最優先に応急復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。</u></p> <p>(5) 緊急通行車両の確認等 ア 緊急通行車両の確認 (ア)、(イ)（略） (ウ) 前記（イ）により交付を受けた標章は、当該車両の助手席側の内側ウインドガラス上部の<u>前面から見やすい箇所に貼付</u>する。</p>

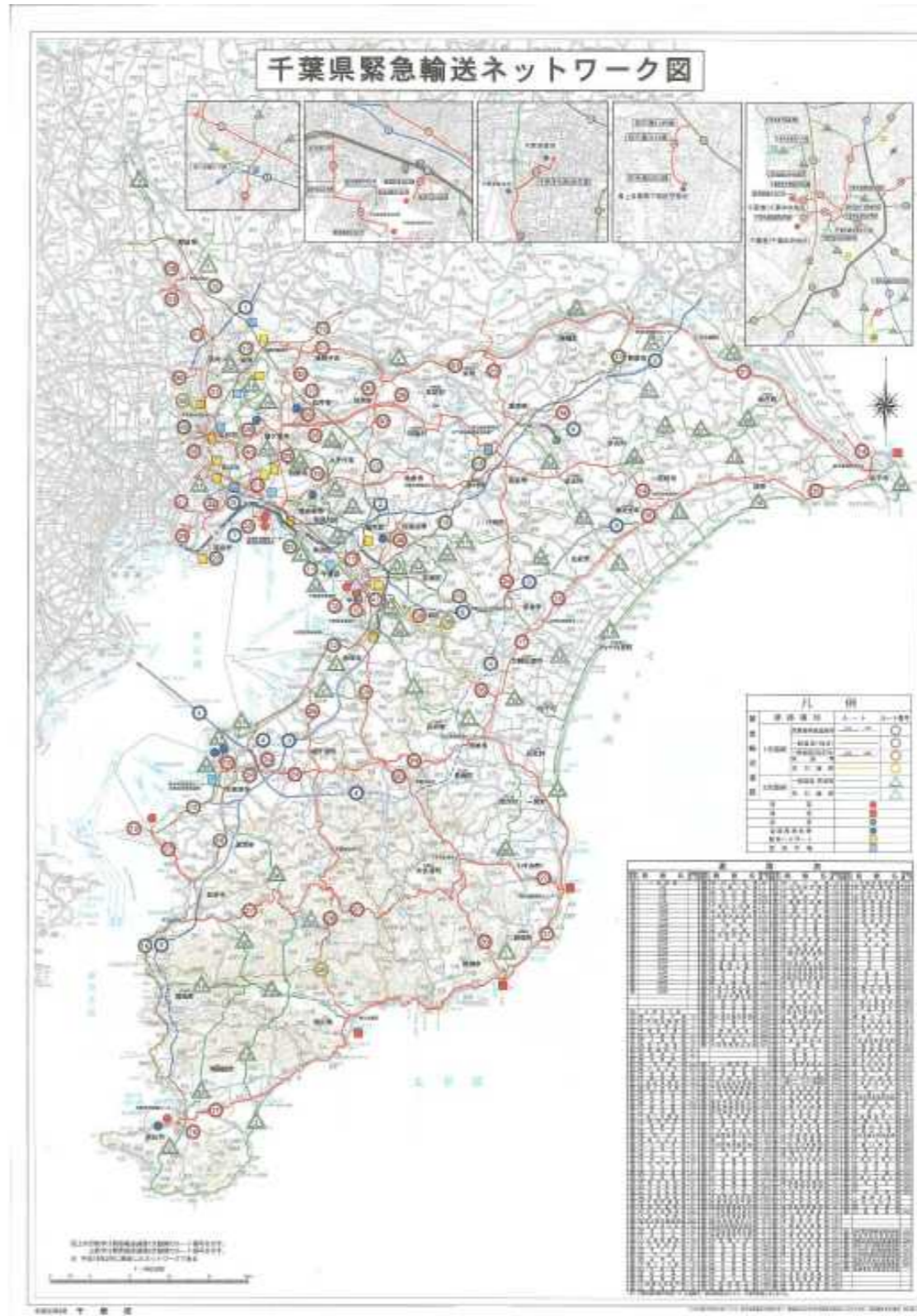
修正案	現行																														
<p>イ 緊急通行車両の事前届出・確認</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 公安委員会は、前記(ア)により緊急通行車両に該当すると認められるものについては、<u>緊急通行車両等事前届出済証</u>（以下「届出済証」という。）を交付する。</p> <p>(ウ) 届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、<u>高速道路交通警察隊本部</u>、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、前記ア(ア)の確認を受けることができる。この場合においては、確認審査を省略して前記ア(イ)の標章及び確認証明書を交付する。</p> <p>(6) <u>規制除外車両の確認等</u></p> <p>ア <u>規制除外車両</u></p> <p>緊急通行車両以外の社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両を、交通規制の対象から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）とし、公安委員会の意思決定に基づき通行禁止の対象から除外することとする。</p> <p>イ <u>規制除外車両の確認</u></p> <p>規制除外車両の確認は、前記(5)アを準用する。</p> <p>ウ <u>規制除外車両の事前届出・確認</u></p> <p>緊急通行車両とならない車両であって</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両</u> ・ <u>医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両</u> ・ <u>患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）</u> ・ <u>建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両</u> <p>については、<u>規制除外車両の事前届出制度の対象とする。事前届出・確認は、前記(5)イを準用する。</u></p> <p>(7) <u>交通情報の収集及び提供</u></p> <p>ア 交通情報の収集は、航空機、オートバイその他の機動力を活用して行う。</p> <p>なお、警察本部においては、隣接都県警察及び警察庁（管区警察局を含む。）と連携を密にし、交通情報の収集を行う。</p> <p>イ 交通規制等交通情報の提供は、交通情報提供装置を活用し、<u>日本道路交通情報センター及び報道機関の協力を得て行う。</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) <u>首都高速道路(株)の交通対策計画</u></p> <p>ア 災害予防計画</p> <p>(ア) 現況</p> <p>a (略)</p> <p>b <u>管理施設の現況（千葉県内）</u> 平成26年10月1日現在</p> <table border="1" data-bbox="281 1518 1267 1948"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">交通施設</th> <th>出入口</th> <th>避難設備</th> </tr> <tr> <th>路線名 種類</th> <th>交通管制施設</th> <th>非常電話</th> <th>出入口</th> <th>非常口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速湾岸線</td> <td>可変規制標識 24ヶ所 街路可変情報板 1ヶ所 可変情報板 7ヶ所 車両感知器 91ヶ所 交通監視用カメラ 16ヶ所</td> <td>40ヶ所</td> <td>出口3 入口4</td> <td>6ヶ所</td> </tr> </tbody> </table>	区分	交通施設		出入口	避難設備	路線名 種類	交通管制施設	非常電話	出入口	非常口	高速湾岸線	可変規制標識 24ヶ所 街路可変情報板 1ヶ所 可変情報板 7ヶ所 車両感知器 91ヶ所 交通監視用カメラ 16ヶ所	40ヶ所	出口3 入口4	6ヶ所	<p>なお、<u>証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。</u></p> <p>イ 緊急通行車両の事前届出・確認</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 公安委員会は、前記(ア)により緊急通行車両に該当すると認められるものについては、<u>届出済証</u>を交付する。</p> <p>(ウ) 届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、前記ア(ア)の確認を受けることができる。この場合においては、確認審査を省略して前記ア(イ)の標章及び確認証明書を交付する。</p> <p>(新設)</p> <p>(6) <u>交通情報の収集及び提供</u></p> <p>ア 交通情報の収集は、航空機、オートバイその他の機動力を活用して行う。</p> <p>なお、警察本部においては、隣接都県警察及び警察庁（管区警察局を含む。）と連携を密にし、交通情報の収集を行う。</p> <p>イ 交通規制等交通情報の提供は、交通情報提供装置を活用し、<u>道路情報センター及び報道機関の協力を得て行う。</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>首都高速道路(株)の交通対策計画</u></p> <p>ア 災害予防計画</p> <p>(ア) 現況</p> <p>a (略)</p> <p>b <u>管理施設の現況（千葉県内）</u> 平成21年4月1日現在</p> <table border="1" data-bbox="1706 1518 2662 1948"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">交通施設</th> <th>出入口</th> <th>避難設備</th> </tr> <tr> <th>路線名 種類</th> <th>交通管制施設</th> <th>非常電話</th> <th>出入口</th> <th>非常口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速湾岸線</td> <td>可変規制標識 24ヶ所 街路可変情報板 9ヶ所 可変情報板 7ヶ所 車両感知器 108ヶ所 交通監視用カメラ 16ヶ所</td> <td>40ヶ所</td> <td>出口3 入口4</td> <td>6ヶ所</td> </tr> </tbody> </table>	区分	交通施設		出入口	避難設備	路線名 種類	交通管制施設	非常電話	出入口	非常口	高速湾岸線	可変規制標識 24ヶ所 街路可変情報板 9ヶ所 可変情報板 7ヶ所 車両感知器 108ヶ所 交通監視用カメラ 16ヶ所	40ヶ所	出口3 入口4	6ヶ所
区分	交通施設		出入口	避難設備																											
路線名 種類	交通管制施設	非常電話	出入口	非常口																											
高速湾岸線	可変規制標識 24ヶ所 街路可変情報板 1ヶ所 可変情報板 7ヶ所 車両感知器 91ヶ所 交通監視用カメラ 16ヶ所	40ヶ所	出口3 入口4	6ヶ所																											
区分	交通施設		出入口	避難設備																											
路線名 種類	交通管制施設	非常電話	出入口	非常口																											
高速湾岸線	可変規制標識 24ヶ所 街路可変情報板 9ヶ所 可変情報板 7ヶ所 車両感知器 108ヶ所 交通監視用カメラ 16ヶ所	40ヶ所	出口3 入口4	6ヶ所																											

修正案	現行
<p>3 在港船舶対策計画（県土整備部、農林水産部）</p> <p>(1) 在港船舶対策計画</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 災害防止の方法</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 台風対策（千葉港、木更津港）</p> <p>a (略)</p> <p>b 在港船舶に対する避難勧告</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 勧告の周知</p> <p>① (略)</p> <p>② 「第三管区海上保安本部警備救難部運用司令センターからの放送」 ……超短波無線電話（国際VHF CH16 呼出名称 よこはまほあん）により在港船舶に対し放送（CH12）する。</p> <p>③、④ (略)</p> <p>⑤ 「千葉港における海上保安部港内交通管制室からの周知」……<u>AISメッセージ</u>により周知する。</p>	<p>3 在港船舶対策計画（県土整備部、農林水産部）</p> <p>(1) 在港船舶対策計画</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 災害防止の方法</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 台風対策（千葉港、木更津港）</p> <p>a (略)</p> <p>b 在港船舶に対する避難勧告</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 勧告の周知</p> <p>① (略)</p> <p>② 「第三管区海上保安本部警備救難部運用司令センターからの放送」 ……<u>無線電話（呼出周波数500KHZ 呼出名称JGC）</u> 又は超短波無線電話（国際VHF CH16 呼出名称 よこはまほあん）により在港船舶に対し放送（CH12）する。</p> <p>③、④ (略)</p> <p>⑤ 「千葉港における海上保安部港内交通管制室からの放送」……<u>放送H3E 1665KHZ呼出名称 チバハーバーレーダー</u>により周知する。</p> <p><u>(c) 避難場所（参考）</u></p> <p>小型船舶、雑種船 ————— 船溜、運河、河川</p> <p>500トン未満の船舶 ————— 港内避泊</p> <p>500トン以上の船舶 ————— 港外避泊</p>
<p>4 緊急輸送（総合企画部、防災危機管理部、農林水産部、県土整備部）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 港 湾</p> <p>千葉港（千葉中央地区、葛南東部地区、<u>葛南中央地区</u>）</p> <p>木更津港（富津地区）</p> <p>館山港（宮城地区）</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 飛行場等</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>ウ 臨時離発着場</p> <p>千葉県西部防災センター、千葉市消防ヘリポート、千葉県スポーツセンター</p> <p>幕張海浜公園、青葉の森公園、行田公園、柏の葉公園、印旛沼公園、蓮沼海浜公園、館山運動公園、富津公園</p> <p>(5) 江戸川緊急用船着場</p> <p>市川緊急用船着場、松戸緊急用船着場</p> <p>※ 緊急用船着場とは、大規模災害時に河川管理施設災害の復旧資機材や救援物資等を江戸川等の河川を通じて搬入、荷揚げするための施設であり、緊急河川敷道路と連携して機能する。</p> <p>河川敷道路については（平成 <u>25年10月1日</u>現在）完成には至っていないが、一部通行可能である。</p>	<p>4 緊急輸送（総合企画部、防災危機管理部、<u>商工労働部</u>、農林水産部、県土整備部）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 港 湾</p> <p>千葉港（千葉中央地区、<u>千葉出洲地区</u>、葛南東部地区）</p> <p>木更津港（富津地区）</p> <p>館山港（宮城地区）</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 飛行場等</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>ウ 臨時離発着場</p> <p><u>千葉県中央防災センター</u>、千葉県西部防災センター、千葉市消防ヘリポート、千葉県スポーツセンター</p> <p>幕張海浜公園、青葉の森公園、行田公園、柏の葉公園、印旛沼公園、蓮沼海浜公園、館山運動公園、富津公園</p> <p>(5) 江戸川緊急用船着場</p> <p>市川緊急用船着場、松戸緊急用船着場</p> <p>※ 緊急用船着場とは、大規模災害時に河川管理施設災害の復旧資機材や救援物資等を江戸川等の河川を通じて搬入、荷揚げするための施設であり、緊急河川敷道路と連携して機能する。</p> <p>河川敷道路については（平成 <u>23年4月1日</u>現在）完成には至っていないが、一部通行可能である。</p>

(千葉県緊急輸送ネットワーク図)



(千葉県緊急輸送ネットワーク図)



千葉県緊急輸送道路1次路線(交通規制対象道路)

区	市町村	道路名称	道路種別	延長(km)	備考
1	市川市	市川市立第一中学校	市川市立第一中学校	78.1	市川市立第一中学校
		市川市立第二中学校	市川市立第二中学校	78.1	市川市立第二中学校
		市川市立第三中学校	市川市立第三中学校	78.1	市川市立第三中学校
		市川市立第四中学校	市川市立第四中学校	78.1	市川市立第四中学校
		市川市立第五中学校	市川市立第五中学校	78.1	市川市立第五中学校
		市川市立第六中学校	市川市立第六中学校	78.1	市川市立第六中学校
		市川市立第七中学校	市川市立第七中学校	78.1	市川市立第七中学校
		市川市立第八中学校	市川市立第八中学校	78.1	市川市立第八中学校
		市川市立第九中学校	市川市立第九中学校	78.1	市川市立第九中学校
		市川市立第十中学校	市川市立第十中学校	78.1	市川市立第十中学校

千葉県緊急輸送道路1次路線(交通規制対象道路)

区	市町村	道路名称	道路種別	延長(km)	備考
1	市川市	市川市立第一中学校	市川市立第一中学校	78.1	市川市立第一中学校
		市川市立第二中学校	市川市立第二中学校	78.1	市川市立第二中学校
		市川市立第三中学校	市川市立第三中学校	78.1	市川市立第三中学校
		市川市立第四中学校	市川市立第四中学校	78.1	市川市立第四中学校
		市川市立第五中学校	市川市立第五中学校	78.1	市川市立第五中学校
		市川市立第六中学校	市川市立第六中学校	78.1	市川市立第六中学校
		市川市立第七中学校	市川市立第七中学校	78.1	市川市立第七中学校
		市川市立第八中学校	市川市立第八中学校	78.1	市川市立第八中学校
		市川市立第九中学校	市川市立第九中学校	78.1	市川市立第九中学校
		市川市立第十中学校	市川市立第十中学校	78.1	市川市立第十中学校

修正案	現行
<p style="text-align: center;">第 8 節 救援物資供給活動</p> <p>災害時に被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需物資の供給活動並びに救護物資・要員等の輸送を行うための輸送車輛、緊急輸送道路等の確保を行うものとする。</p> <p>1 応急給水（総合企画部、防災危機管理部、水道局）</p> <p>（1）実施機関</p> <p>ア 飲料水の供給は、市町村長が行うものとする。</p> <p>ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。</p> <p>なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、<u>市町村長が行うこととすることができる。</u></p> <p>（2）、（3）（略）</p> <p>（4）県営水道の応急給水</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 給水方法</p> <p>（ア）（略）</p> <p>（イ）給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水</p> <p>a、b （略）</p> <p>c <u>市町村の要請によるボトル水及び非常用飲料水袋による給水</u></p> <p>乳幼児や高齢者等を対象とした<u>ボトル水</u>の配布や容器を持参しない住民への非常用飲料水袋による給水を行う。</p> <p>2 食料・生活必需物資等の供給体制（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、商工労働部、農林水産部）</p> <p>県は、市町村が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、市町村からの要請等に基づき、食料及び燃料等の生活必需物資を確保し、迅速な供給に努めるものとする。</p> <p>なお、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による供給を行う。</p> <p>（1）、（2）（略）</p> <p>（3）救援物資の供給体制の確保</p> <p><u>県は、「千葉県防災支援ネットワーク基本計画」（平成26年2月）に基づき、大量の支援物資等を被災地へ迅速に供給するため、物流倉庫、在庫管理等の物流ノウハウ、資機材などを有する民間物流事業者と連携し、円滑な「支援物資の管理供給体制」を構築する。</u></p> <p>なお、「<u>災害発生時等の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定</u>」に基づき、物流倉庫の確保等については千葉県倉庫協会、車両による輸送関係等については<u>一般社団法人千葉県トラック協会と連携して行う。</u></p> <p>ア～エ（略）</p> <p>オ 災害ボランティアの活用</p> <p>県有施設を拠点として物資輸送を行う場合、必要に応じて、荷役作業等についての協力を<u>県災害ボランティアセンター</u>に要請する。</p> <p>3 燃料の調達（防災危機管理部）</p> <p>県は、災害時の応急対策が燃料不足による支障を避けるため、災害時における全庁の自家発電設備や公用車等の燃料について、千葉県石油商業組合と締結した石油類燃料の供給に係る協定に基づき、迅速な調達を行う。</p> <p>さらに、石油元売会社から直接供給を行う必要が生じた場合の燃料供給を円滑に実施するために、重要な公共施設等に関する設備や搬入経路等の情報を石油連盟と共有し、有効に運用すべく、覚書を締結している。</p>	<p style="text-align: center;">第 8 節 救援物資供給活動</p> <p>災害時に被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需品の供給活動並びに救護物資・要員等の輸送を行うための輸送車輛、緊急輸送道路等の確保を行うものとする。</p> <p>1 応急給水（総合企画部、防災危機管理部、水道局）</p> <p>（1）実施機関</p> <p>ア 飲料水の供給は、市町村長が行うものとする。</p> <p>ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。</p> <p>なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、<u>その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。</u></p> <p>（2）、（3）（略）</p> <p>（4）県営水道の応急給水</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 給水方法</p> <p>（ア）（略）</p> <p>（イ）給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水</p> <p>a、b （略）</p> <p>c <u>市町村の要請によるアルミボトル水及び非常用飲料水袋による給水</u></p> <p>乳幼児や高齢者等を対象とした<u>アルミボトル水(375ml)</u>の配布や容器を持参しない住民への非常用飲料水袋による給水を行う。</p> <p>2 食料・生活必需品等の供給体制（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、商工労働部、農林水産部）</p> <p>県は、市町村が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、市町村からの要請等に基づき、食料及び燃料等の生活必需品を確保し、迅速な供給に努めるものとする。</p> <p>なお、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需品等を送り込む「プッシュ型」による供給を行う。</p> <p>（1）、（2）（略）</p> <p>（3）救援物資の供給体制の確保</p> <p><u>本県では、大量の支援物資等を被災地へ迅速に供給するため、物流倉庫、在庫管理等の物流ノウハウ、資機材などを有する民間物流事業者と連携し、円滑な「支援物資の管理供給体制」を構築する。</u></p> <p>なお、物流倉庫の確保等については千葉県倉庫協会、車両による輸送関係等については社団法人千葉県トラック協会と連携して行う。</p> <p>ア～エ（略）</p> <p>オ 災害ボランティアの活用</p> <p>県有施設を拠点として物資輸送を行う場合、必要に応じて、荷役作業等についての協力を県ボランティアセンターに要請する。</p> <p>3 燃料の調達（防災危機管理部）</p> <p>県は、災害時の応急対策が燃料不足による支障を避けるため、災害時における全庁の自家発電設備や公用車等の燃料について、千葉県石油商業組合と締結した石油類燃料の供給に係る協定に基づき、迅速な調達を行う。</p> <p>さらに、<u>今後</u>、石油元売会社から直接供給を行う必要が生じた場合の燃料供給を円滑に実施するために、重要な公共施設等に関する設備や搬入経路等の情報を石油連盟と共有し、有効に運用すべく、覚書を締結する。</p>

第9節 広域応援の要請及び県外支援

第9節 広域応援の要請及び県外支援

1 国等に対する応援要請（防災危機管理部、警察本部）

1 国等に対する応援要請（防災危機管理部、警察本部）

(1) 職員の派遣要請又はあつ旋

(1) 市町村長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は県知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつ旋を求める。

ア 市町村長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は県知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつ旋を求める。

イ 知事は、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあつ旋を求める。

(2) 知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは緊急消防援助隊の応援及び自衛隊の派遣を要請する。また、指定行政機関の長又は、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあつ旋を求める。

(2) 応急措置の実施要請及び応援の要求

(新設)

ア 知事は、応急措置を実施するため必要があるときは、災害対策基本法第70条第3項により、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応急措置の実施を要請する。

イ 知事は、災害の規模等から都道府県間の応援要請のみでは不十分なときは、災害対策基本法第74条の2第1項により、内閣総理大臣に対し、他都道府県の応援を求める。

また、災害応急対策を実施するため必要があるときは、災害対策基本法第74条の2により、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援の求め又は災害応急対策の実施を要請する。

なお、具体的な要請の内容及び体制について検討するものとする。

(3) 知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは緊急消防援助隊の応援及び自衛隊の派遣を要請する。

2 他都道府県等に対する応援要請（防災危機管理部）

2 他都道府県等に対する応援要請（防災危機管理部）

ア (略)

ア (略)

イ 関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定

カウンターパート方式により、職員の派遣、食料・飲料水及び生活必需品の提供、資機材の提供、避難者及び傷病者の受入れ、車両等の輸送手段の提供、医療支援等の応援を実施する。

ウ (略)

イ (略)

エ (略)

ウ (略)

3 千葉県防災支援ネットワーク基本計画（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、警察本部）

(新設)

大規模な自然災害発生時における県外からの救援部隊（自衛隊等）、医療救護活動（DMAT等）、救援物資、ボランティアの受入れに当たっては、平成26年2月に策定した千葉県防災支援ネットワーク基本計画に基づき、円滑に受入れ、柔軟かつ迅速に広域応援体制を確立する。

(1) 救援部隊

被災状況等に応じて、広域防災拠点に指定している施設から、救援部隊の受入れ施設を選定する。

広域防災拠点（広域活動拠点等） 31施設

支援ゾーン	施設名	備考（用途）
東葛・葛南ゾーン	陸上自衛隊松戸駐屯地	自衛隊
	海上自衛隊下総航空基地	自衛隊
	市営陸上競技場	消防、警察
	大堀川防災レクリエーション公園	消防
	県立柏の葉公園	警察

修正案			現行						
千葉中央ゾーン	陸上自衛隊習志野駐屯地及び演習場 陸上自衛隊下志津駐屯地 岩名運動公園 県総合スポーツセンター 四街道運動公園	自衛隊 自衛隊 自衛隊 消防 消防、警察							
市原・木更津ゾーン	陸上自衛隊木更津駐屯地 航空自衛隊木更津基地 海上自衛隊木更津基地 市原文化の森 かずさアカデミアパーク	自衛隊 自衛隊 自衛隊 消防、警察 消防、警察							
海匝・山武ゾーン	県東総運動場 昭和の森 旭文化の杜公園 松尾運動公園	自衛隊 自衛隊 消防、警察 消防、警察							
長生・夷隅ゾーン	いすみ市文化とスポーツの森公園 県立長生の森公園 大多喜町B&G海洋センター 睦沢町総合運動公園 長南町陸上競技場	自衛隊、消防、警察 自衛隊、消防、警察 自衛隊 自衛隊 自衛隊							
館山・鴨川・勝浦ゾーン	海上自衛隊館山航空基地 航空自衛隊峯岡山分屯基地 鴨川市総合運動施設 道の駅ふれあいパークきみつ 県立館山運動公園	自衛隊 自衛隊 自衛隊、消防、警察 自衛隊 自衛隊、消防、警察							
成田・印西ゾーン	牧の原公園 北羽鳥多目的広場	消防、警察 消防、警察							
<p>(2) 医療救護</p> <p>被災状況に応じて、災害医療本部が中心となり、広域防災拠点（災害拠点病院等）と連携し、県外からのDMATの受入れや重症傷病者の航空搬送等について調整する。</p> <p>広域防災拠点（災害拠点病院等） 20施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支援ゾーン</th> <th>施設名</th> <th>備考（用途等）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東葛・葛南ゾーン</td> <td>船橋市立医療センター 東京歯科大学市川総合病院 順天堂大学医学部附属浦安病院 国保松戸市立病院 東京慈恵会医科大学附属柏病院 東京女子医科大学附属八千代医療センター 海上自衛隊下総航空基地</td> <td>航空搬送拠点</td> </tr> </tbody> </table>			支援ゾーン	施設名	備考（用途等）	東葛・葛南ゾーン	船橋市立医療センター 東京歯科大学市川総合病院 順天堂大学医学部附属浦安病院 国保松戸市立病院 東京慈恵会医科大学附属柏病院 東京女子医科大学附属八千代医療センター 海上自衛隊下総航空基地	航空搬送拠点	
支援ゾーン	施設名	備考（用途等）							
東葛・葛南ゾーン	船橋市立医療センター 東京歯科大学市川総合病院 順天堂大学医学部附属浦安病院 国保松戸市立病院 東京慈恵会医科大学附属柏病院 東京女子医科大学附属八千代医療センター 海上自衛隊下総航空基地	航空搬送拠点							

修正案		現行
千葉中央ゾーン	県救急医療センター 千葉大学医学部附属病院 千葉市立海浜病院	
市原・木更津ゾーン	県循環器病センター 帝京大学ちば総合医療センター 君津中央病院	
長生・夷隅ゾーン	近隣の災害拠点病院が対応	
海匝・山武ゾーン	総合病院国保旭中央病院 東千葉メディカルセンター	平成26年4月1日開院
館山・鴨川・勝浦ゾーン	安房地域医療センター 亀田総合病院	
成田・印西ゾーン	成田赤十字病院 日本医科大学千葉北総病院 県立佐原病院	広域災害医療拠点

(3) 救援物資

平成25年1月に締結した「災害発生時等の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定」に基づき、民間物流事業者と連携のうえ、被災状況に応じて救援物資の受入れ先を選定し、物資の管理、市町村物資拠点への輸送を行う。

広域防災拠点（広域物資拠点） 民間営業倉庫及び2施設

支援ゾーン	施設名	備考（用途等）
東葛・葛南ゾーン	民間営業倉庫	
千葉中央ゾーン	民間営業倉庫 幕張メッセ 県総合スポーツセンター	予備 予備
市原・木更津ゾーン	民間営業倉庫	
長生・夷隅ゾーン	民間営業倉庫	
海匝・山武ゾーン	民間営業倉庫	
館山・鴨川・勝浦ゾーン	近隣の民間営業を活用	
成田・印西ゾーン	民間営業倉庫	

※民間営業倉庫については、「災害発生時等の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定書実施細目」に基づき、毎年4月に情報を更新する。

(4) 災害ボランティア

被害状況に応じて、県は広域災害ボランティアセンターを被災地域の近隣に設置する。当センターの運営は千葉県災害ボランティアセンター連絡会が行う。

広域防災拠点（広域災害ボランティアセンター） 5施設

支援対象地域 (おもな支援対象)	名称	備考（施設名）
東葛・葛南地域 (浦安市～船橋市)	東葛飾広域災害ボランティアセンター	西部防災センター

修正案			現行
<u>千葉地域</u>	<u>千葉広域災害ボランティアセンター</u>	<u>県総合スポーツセンター</u>	
<u>木更津地域</u>	<u>かずさ広域災害ボランティアセンター</u>	<u>かずさアカデミアパーク</u>	
<u>安房地域</u>			
<u>海匝・山武・長生地域</u>	<u>九十九里広域災害ボランティアセンター</u>	<u>さんぶの森公園</u>	
<u>夷隅地域</u>	<u>いすみ広域災害ボランティアセンター</u>	<u>大多喜町B&G海洋センター</u>	
<p>(5) 運用</p> <p>県は、<u>広域防災拠点の選定手順、広域防災拠点の運営、関係機関との調整等災害応急対策を実行するための具体的な計画を別途作成し、広域防災拠点の運用を図る。</u></p>			
4	<p>県の市町村への応援（防災危機管理部）</p> <p>知事は、市町村等から災害<u>応急対策</u>の実施のための応援要請があった場合は、速やかに調査の上、関係職員の派遣や必要物資の提供等の応援を実施する。</p> <p>特に、東日本大震災の教訓を踏まえ、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、積極的な職員の派遣による被害等の情報収集や、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による物資の供給を行う。</p>		3
<u>5</u>			<u>4</u>
<u>6</u>			<u>5</u>
<u>7</u>			<u>6</u>
<u>8</u>			<u>7</u>
<u>9</u>			<u>8</u>
<u>10</u>			<u>9</u>
11	民間団体等との協定等の締結（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、警察本部）		<u>10</u>
12	海外からの支援受入れ（防災危機管理部）		<u>11</u>
13	県外被災県等への支援（防災危機管理部、総務部、総合企画部、健康福祉部、教育庁）		<u>12</u>
14	広域避難（総務部、防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部）		13
	(1) 広域避難の調整手続等		(1) 広域避難の調整手続等
	ア 県内市町村間における広域避難者の受入れ等		ア 県内市町村間における広域避難者の受入れ等
	市町村の区域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、他の市町村長に協議するものとし、協議を受けた市町村は同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れるものとする。県は、被災市町村の要請があった場合には、 <u>受入れ先市町村の選定や紹介、<u>運送事業者の協力を得て被災者の運送を行う等被災市町村を支援するものとする。</u></u>		市町村の区域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、他の市町村長に協議するものとし、協議を受けた市町村は同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れるものとする。 <u>この場合、</u> 県は、被災市町村の要請があった場合には、 <u>受入れ先市町村の選定や紹介などの調整を行うものとする。</u>
	イ 都道府県域を越える広域避難		イ 都道府県域を越える広域避難者の受入れ等
	県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、県は被災市町村からの要請に 応じ、他の都道府県に対して受入れを要請するなどの協議を行い、 <u>運送事業者の協力を得て被災者の運送を行う等被災市町村を支援するものとする。</u> 協議先の都道府県の選定に際して必要な場合には、県は国を通じて、相手方都道府県の紹介を受けるものとする。		県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、県は被災市町村からの要請に 応じ、他の都道府県に対して受入れを要請するなどの協議を行い、被災市町村を支援するものとする。協議先の都道府県の選定に際して必要な場合には、県は国を通じて、相手方都道府県の紹介を受けるものとする。
	(2) 広域避難者への支援		(2) 広域避難者への支援
	ア <u>避難者情報の提供</u>		ア <u>全国避難者情報システム</u>
	住所地（避難前住所地）の市町村や都道府県では、 <u>避難者の所在地等の情報把握が重要となっている。</u> <u>避難者を受け入れた県及び市町村は、避難者から、避難先の市町村へ避難先等に関する情報を任意にいただき、その情報を避難前の都道府県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。</u>		<u>東日本大震災等により、多くの住民の方々が全国各地に避難されており、住所地（避難前住所他）の市町村や県では、避難された方々の所在地等の情報把握が重要となっている。</u> 県では、 <u>「全国避難者情報システム」を活用し、避難者から、避難先の市町村へ避難先等に関する情報を任意にいただき、その情報を避難前の県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。</u>
	イ （略）		イ （略）

ウ 被災者への情報提供等

市町村は、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。

所在が確認できる広域避難者については、受入先都道府県、市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないよう配慮する。

第10節 自衛隊への災害派遣要請

2 災害派遣の方法（防災危機管理部）

(1) 知事の要請による災害派遣

ア、イ（略）

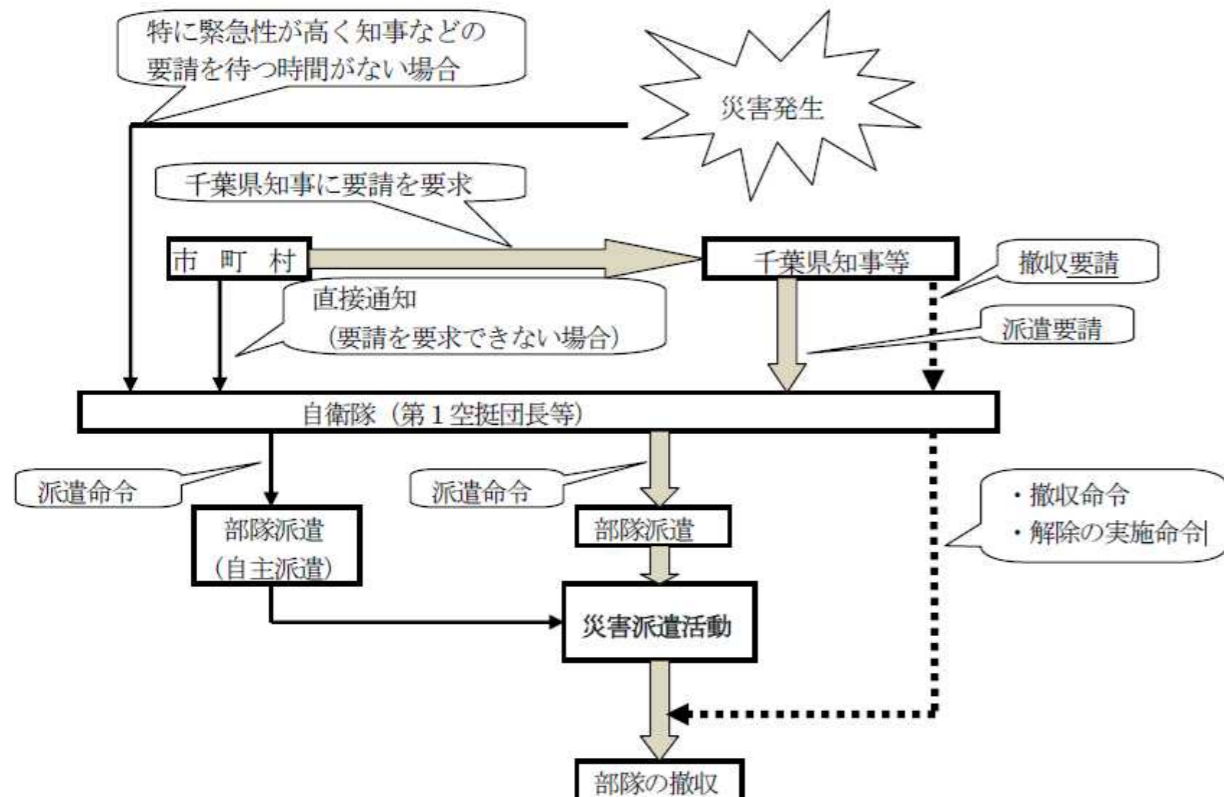
ウ 災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合で、市町村長が応急措置を実施するため必要があると認め、知事に対し災害派遣を要請するように求めた場合、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

市町村長は、知事に対して自衛隊の災害派遣に要請の要求を行った旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができるものとし、自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。

(2) 知事が要請するいとまがない場合等における災害派遣

ア 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、市町村長から自衛隊が通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要が認められる場合、災害派遣が実施される。市町村長が自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。

(3) 要請から派遣、撤収までの流れ



3 災害派遣要請の手続等（防災危機管理部）

(1) 要請者

(2) 要請手続

ア（略）

(新設)

第10節 自衛隊への災害派遣要請

2 災害派遣の方法（防災危機管理部）

(1) 知事の要請による災害派遣

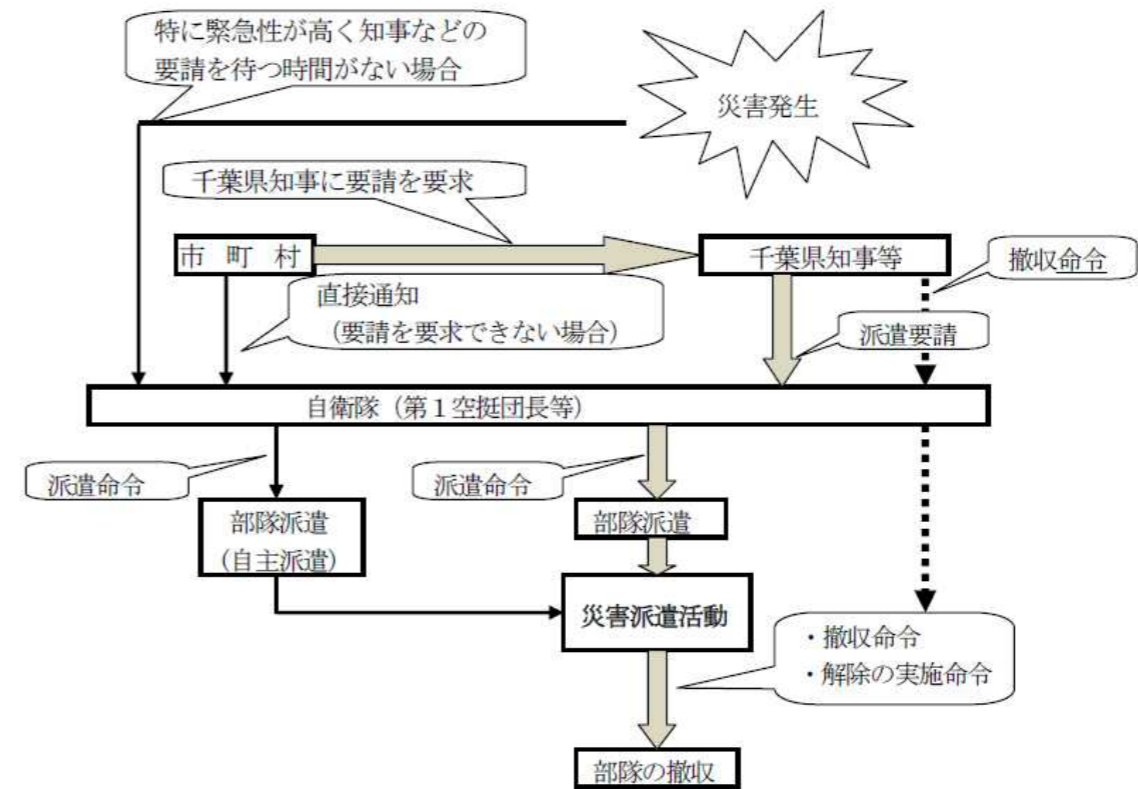
ア、イ（略）

ウ 災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合で、市町村長が応急措置を実施するため必要があると認め、知事に対し災害派遣を要請するように求めた場合、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

(2) 知事が要請するいとまがない場合等における災害派遣

ア 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、市町村長から自衛隊が通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要が認められる場合、災害派遣が実施される。

(3) 要請から派遣、撤収までの流れ



3 災害派遣要請の手続等（防災危機管理部）

(1) 要請者

(2) 要請手続

ア（略）

修正案								
<p>イ 災害派遣の要請は、原則として陸上自衛隊は千葉災害隊区長である第1空挺団長を、海上自衛隊は横須賀地方総監を、航空自衛隊は<u>中部航空方面隊司令官</u>を、それぞれ窓口として実施する。</p> <p>ただし、突発災害等において、時間的余裕がなく緊急に自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊等の長に対し要請する。この場合、事後速やかに通常窓口となる部隊長に<u>通知</u>する。</p> <p>ウ 要請文書のあて先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>あ て 先</th> <th>所 在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>航空自衛隊に対するもの</td> <td><u>中部航空方面隊司令官</u></td> <td><u>〒350-1394 狭山市稲荷山2-3</u></td> </tr> </tbody> </table>			区 分	あ て 先	所 在	航空自衛隊に対するもの	<u>中部航空方面隊司令官</u>	<u>〒350-1394 狭山市稲荷山2-3</u>
区 分	あ て 先	所 在						
航空自衛隊に対するもの	<u>中部航空方面隊司令官</u>	<u>〒350-1394 狭山市稲荷山2-3</u>						
<p>(3) <u>自衛隊が災害派遣する場合の知事への通知</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 自衛隊との連絡 (防災危機管理部)</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 連絡所の設置</p> <p>県防災危機管理部は、災害派遣業務を調整し、その迅速化を図るため、通常は本庁舎5階に、状況等により指揮連絡上最も適切なところに、自衛隊連絡班による連絡所を設置する。</p> <p>6 災害派遣部隊の受入体制 (防災危機管理部)</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 活動拠点及びヘリポート等使用の<u>通知</u></p> <p>知事及び市町村長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動が実施できるように自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舍等必要な設備について、関係機関等と協議のうえ、使用調整を実施し部隊に<u>通知</u>する。</p> <p>7、8 (略)</p> <p>9 自衛隊の即応態勢</p> <p>(1) 情報収集</p> <p><u>千葉県内で気象警報 (大雨、洪水及び津波) が発令され被害が予想又は情報入手が必要な場合、利根川、江戸川水域での避難判断水位到達時、千葉県区内で突発的災害発生時、情報収集が必要と判断される事態が生じた場合、情報収集態勢を強化する。</u></p>								
<p>第11節 学校等の安全対策・文化財の保護</p>								
<p>災害発生時は学校等における<u>児童生徒の安全の確保に努めるとともに、学校等が被災した場合でも早期授業再開を目指す。</u>また、学用品がなくなり就学に支障をきたした<u>児童生徒</u>に対するの支援を行う。</p> <p><u>文化財が被災した場合は、早急に被害状況を確認の上、保護し、文化的価値を損なわないよう被害の拡大を防ぐ。</u></p>								
<p>1 防災体制の確立 (総務部、教育庁)</p> <p>(1) 公立学校</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>ウ 災害時の体制</p> <p>(ア)、(イ) (略)</p>								

現行								
<p>イ 災害派遣の要請は、原則として陸上自衛隊は千葉災害隊区長である第1空挺団長を、海上自衛隊は横須賀地方総監を、航空自衛隊は<u>第1補給処長</u>を、それぞれ窓口として実施する。</p> <p>ただし、突発災害等において、時間的余裕がなく緊急に自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊等の長に対し要請する。この場合、事後速やかに通常窓口となる部隊長に<u>通報</u>する。</p> <p>ウ 要請文書のあて先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>あ て 先</th> <th>所 在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>航空自衛隊に対するもの</td> <td><u>第1補給処長</u></td> <td><u>〒292-0061 木更津市岩根1-4-1</u></td> </tr> </tbody> </table>			区 分	あ て 先	所 在	航空自衛隊に対するもの	<u>第1補給処長</u>	<u>〒292-0061 木更津市岩根1-4-1</u>
区 分	あ て 先	所 在						
航空自衛隊に対するもの	<u>第1補給処長</u>	<u>〒292-0061 木更津市岩根1-4-1</u>						
<p>(3) <u>市町村長の通報</u></p> <p><u>市町村長は、災害が発生し、知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接関係部隊等に通報する。この場合、事後速やかに知事に通知する。</u></p> <p>(4) <u>自衛隊が災害派遣する場合の知事への通知</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 自衛隊との連絡 (防災危機管理部)</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 連絡所の設置</p> <p>県防災危機管理部は、災害派遣業務を調整し、その迅速化を図るため、通常は県庁内中庁舎10階に、状況等により指揮連絡上最も適切なところに、自衛隊連絡班による連絡所を設置する。</p> <p>6 災害派遣部隊の受入体制 (防災危機管理部)</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 活動拠点及びヘリポート等使用の<u>通報</u></p> <p>知事及び市町村長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動が実施できるように自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舍等必要な設備について、関係機関等と協議のうえ、使用調整を実施し部隊に<u>通報</u>する。</p> <p>7、8 (略)</p> <p>9 自衛隊の即応態勢</p> <p>(1) 情報収集</p> <p><u>震度5強以上の地震が発生した場合は、速やかに航空機などで情報収集する。</u></p>								
<p>第11節 学校等における児童・生徒の安全対策</p>								
<p>災害発生時は学校等における<u>児童・生徒の安全の確保に努めるとともに、学校等が被災した場合でも早期授業再開を目指す。</u>また、学用品がなくなり就学に支障をきたした<u>児童・生徒</u>に対するの支援も行う。</p>								
<p>1 防災体制の確立 (総務部、教育庁)</p> <p>(1) 公立学校</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>ウ 災害時の体制</p> <p>(ア)、(イ) (略)</p>								

修正案	現行
<p>(ウ) 校長は、状況に応じ、<u>臨時休校等適切な措置をとり、当該教育委員会に報告する。</u></p> <p>2 学用品の調達及び支給（総務部、<u>防災危機管理部、</u>教育庁）</p> <p>(1) 実施機関 教材・学用品の給与は、市町村長が行うものとする。 ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うこととすることができる。</p> <p>(2) 学用品の給与 ア 学用品の給与を受ける者 (ア) 災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）<u>又は床上浸水の被害を受けた児童生徒等であること。</u> (イ) 小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、<u>特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒</u>） (ウ) <u>学用品を喪失又は損傷し、就学に支障を生じている者であること。</u> イ 学用品給与の方法 (ア)、(イ)（略） (ウ) <u>実際に必要なものに限り支給する。</u></p> <p>3 授業料等の減免・育英補助の措置（総務部、教育庁）</p> <p>(1) 県 ア 授業料の減免 生徒の保護者等の住家等に災害を受けた場合は、その被災の程度に応じて、千葉県立高等学校授業料の減免に関する規程の措置をとり減免することができる。 また、私立高等学校が定めるところにより、<u>被災した生徒の授業料の減免措置を行った学校法人に対し、千葉県私立高等学校授業料減免事業補助金交付要綱に基づき助成する。</u> イ 育英補助の措置 <u>被災したことにより千葉県奨学金貸付条例の奨学生の資格を有するようになった場合は、予算の範囲内で貸付をし、また、現に奨学生であった者で、被災したことにより返還が著しく困難になった場合は、返還猶予をすることができる。</u></p> <p>4 学校給食の実施（教育庁） 県は、学校の再開後、学校給食を再開するにあたっては、市町村等の要請に応じ、指導、助言を行う。 また、市町村等からの物資等の調達に関する要請を受けた場合に（公財）千葉県学校給食会等に応援を要請する。</p> <p>5 文化財の<u>応急対策</u>（教育庁）</p> <p>(1) <u>災害時の状況把握及び報告</u> ア <u>県は、市町村及び文化財所有者等からの報告・連絡により文化財の被害状況把握に努める。また、国指定等文化財については、状況を把握した後、速やかに文化庁に報告する。</u> イ <u>市町村は、文化財の被害状況を把握し、速やかに県に報告する。</u> ウ <u>文化財所有者等は、安全を確保した上で、文化財の被害状況を確認し、市町村を経由し県に報告する。</u></p> <p>(2) <u>災害時の応急措置</u> ア <u>県は、必要に応じて文化財担当職員を現地に派遣して状況を確認し、応急措置等の指導・助言を行うとともに、その復旧計画の策定に際して必要な指導・助言及び支援を行う。</u> イ <u>市町村は、文化財所有者等や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理等の救済措置を講ずる。</u> ウ <u>文化財所有者等は、危険のない範囲で、応急的措置や災害の拡大防止に努める。</u> <u>建造物については、市町村等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値が失われないよう措置をとる。</u></p>	<p>(ウ) 校長は、状況に応じ、<u>当該教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。</u></p> <p>2 学用品の調達及び支給（総務部、<u>健康福祉部、</u>教育庁）</p> <p>(1) 実施機関 教材・学用品の給与は、市町村長が行うものとする。 ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、<u>その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。</u></p> <p>(2) 学用品の給与 ア 学用品の給与を受ける者 (ア) 災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）<u>及び床上浸水の被害を受けた児童生徒等であること。</u> (イ) 小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、<u>特別支援学校の高等部、高等専門学校及び各種学校の生徒</u>） (ウ) <u>学用品がなく、就学に支障を生じている者であること。</u> イ 学用品給与の方法 (ア)、(イ)（略） (ウ) <u>実施に必要なものに限り支給する。</u></p> <p>3 授業料等の減免・育英補助の措置（総務部、教育庁）</p> <p>(1) 県 ア 授業料の減免 生徒の保護者等の住家等に災害を受けた場合は、その被災の程度に応じて、千葉県立高等学校授業料の減免に関する規程の措置をとり減免することができる。 また、私立高等学校が定めるところにより、<u>り災した生徒の授業料の減免措置を行った学校法人に対し、千葉県私立高等学校授業料減免事業補助金交付要綱に基づき助成する。</u> イ 育英補助の措置 <u>り災したことにより千葉県奨学金貸付条例の奨学生の資格を有するようになった場合は、予算の範囲内で貸付をし、また、現に奨学生であった者で、り災したことにより返還が著しく困難になった場合は、返還猶予をすることができる。</u></p> <p>4 学校給食の実施（教育庁） 県は、学校の再開後、学校給食を再開するにあたっては、市町村等の要請に応じ、指導、助言を行う。 また、市町村等からの物資等の調達に関する要請を受けた場合に（財）千葉県学校給食会等に応援を要請する。</p> <p>5 文化財の<u>保護</u>（教育庁）</p> <p>(1) <u>文化財に災害が発生した場合は、その所有者、管理者は直ちに消防署へ通報するとともに災害の拡大防止に努めなければならない。</u></p> <p>(2) <u>文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を市町村教育委員会を通じて、県指定の文化財にあつては県教育委員会へ、国指定の文化財にあつては県教育委員会を経由して文化庁へ報告しなければならない。</u></p> <p>(3) <u>関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。</u></p>

修正案	現行
<p><u>有形文化財について、収蔵・展示施設が被災した場合は、県・市町村及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護を図る。</u></p> <p><u>記念物については、市町村等の協力を得て、二次的倒壊・崩落を極力防止するため応急的措置を講ずる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 1 2 節 帰宅困難者等対策</p> <p>台風等による風水害発生時に鉄道を中心とした交通機能が一定期間停止したことにより、帰宅困難者等の発生が見込まれる場合には、<u>帰宅困難者等</u>に対し、地震発生時に準じた支援を行うものとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 企業、学校など関係機関における施設内待機 企業及び学校など関係機関は、従業員、顧客、<u>児童生徒</u>及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、<u>児童生徒</u>を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努める。</p> <p>3 大規模集客施設や駅等における利用者保護 大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所へ保護する。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導（全庁、市町村）</p> <p>(1) 一時滞在施設の開設 県及び市町村は、交通機関が一定期間停止することが見込まれ、大量の帰宅困難者の発生が予想される場合には、<u>地震発生時に準じ</u>、予め一時滞在施設として指定した所管の施設について、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設として開設する。 また、市町村は、必要な場合に区域内の民間施設管理者に対して、一時滞在施設開設の要請を行う。 市町村は、一時滞在施設の開設状況を集約し、県へ報告するとともに、駅、大規模集客施設、帰宅困難者、企業等へ情報提供を行う。</p> <p>(2) 一時滞在施設への案内又は誘導 <u>大規模集客施設や駅</u>で保護された利用客については、原則、各事業者が市町村や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ案内又は誘導する。</p> <p>(3) 一時滞在施設の運営 施設管理者は、震災発生時に準じ、予め定めた手順により帰宅困難者等を受け入れる<u>こととし</u>、運営に当たっては、<u>必要に応じ</u>て帰宅困難者に協力を求めることとする。その際、県や市町村は関係機関と連携し、施設管理者に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧情報などの情報を提供する。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 2 節 帰宅困難者等対策</p> <p>台風の<u>停滞等</u>、風水害発生時に鉄道を中心とした交通機能が一定期間停止したことにより、帰宅困難者等の発生が見込まれる場合には、<u>帰宅困難者</u>に対し、地震発生時に準じた支援を行うものとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 企業、学校など関係機関における施設内待機 企業及び学校など関係機関は、従業員、顧客、<u>児童・生徒</u>及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、<u>児童・生徒</u>を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努める。</p> <p>3 大規模集客施設や駅等における利用者保護 大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所へ保護するとともに、<u>保護した利用者を市町村や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導するよう努める。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導（全庁、市町村）</p> <p>(1) 一時滞在施設の開設 県及び市町村は、交通機関が一定期間停止することが見込まれ、大量の帰宅困難者の発生が予想される場合には、<u>予め一時滞在施設として指定した所管の施設について</u>、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設として開設する。 また、市町村は、必要な場合に区域内の民間施設管理者に対して、一時滞在施設開設の要請を行う。 市町村は、一時滞在施設の開設状況を集約し、県へ報告するとともに、駅、大規模集客施設、帰宅困難者、企業等へ情報提供を行う。</p> <p>(2) 一時滞在施設への誘導 <u>駅や大規模集客施設</u>で保護された利用客については、原則、各事業者が市町村や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導する。</p> <p>(3) 一時滞在施設の運営 施設管理者は、震災発生時に準じ、予め定めた手順により帰宅困難者等を受け入れる。<u>その際</u>、県や市町村は関係機関と連携し、施設管理者に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧情報などの情報を提供する。</p>
<p style="text-align: center;">第 1 3 節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策</p> <p>1 保健活動（健康福祉部）</p> <p>(1) 健康福祉センター（保健所）は災害発生時、把握している<u>要配慮者</u>の健康状態の把握を行い、市町村が把握する<u>要配慮者等</u>に関する情報との共有・交換を行う。</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>(4) 健康福祉センター（保健所）は、市町村が設置した避難所において、できるだけ早期に健康相談が実施できる体制（人・場所）を支援する。また、健康相談においては被災者の健康管理と併せて、避難所における特異的な健康課題となる環境整備、</p>	<p style="text-align: center;">第 1 3 節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策</p> <p>1 保健活動（健康福祉部）</p> <p>(1) 健康福祉センター（保健所）は災害発生時、把握している<u>災害時要援護者</u>の健康状態の把握を行い、市町村が把握する<u>要援護者等</u>に関する情報との共有・交換を行う。</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>(4) 健康福祉センター（保健所）は、市町村が設置した避難所において、できるだけ早期に健康相談が実施できる体制（人・場所）を支援する。また、健康相談においては被災者の健康管理と併せて、避難所における特異的な健康課題となる環境整備、</p>

修正案	現行
<p>感染症予防、<u>深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）</u>等に対して、積極的な予防活動を継続的に行う。</p> <p>2 飲料水の安全確保（健康福祉部）</p> <p>健康福祉センター（保健所）は、災害により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、<u>飲料水健康危機管理対策活動要領に基づき対応するとともに、市町村と協力して被災者に対し適切な広報及び指導を行う。</u></p> <p>3 防 疫（健康福祉部）</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 災害防疫の実施方法</p> <p>ア 県の業務</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>(オ) <u>感染症法第31条による給水制限</u></p> <p>4 死体の搜索処理等（<u>防災危機管理部、健康福祉部、病院局、警察本部</u>）</p> <p>災害により現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して速やかに搜索を実施し、<u>災害の際に死亡した者を一時的に収容するための収容場所、搬送手段及びドライアイス等死体の処理に必要な物資を確保し、死体識別等のための処理を行い、かつ死体の応急的な埋葬を実施する。</u></p> <p>(1) 実施機関</p> <p>ア 死体の搜索、収容、処理及び埋葬は、市町村長が行う。</p> <p>ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。</p> <p>なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うこととすることができる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>災害救助法による救助の基準等</u></p> <p>ア 死体の搜索</p> <p><u>行方不明の状態にある者で、各般の事情により既に死亡していると推定される者を搜索するもの。なお、搜索を受ける者の死亡した原因、居住地等については問わない。</u></p> <p>イ 死体の処理</p> <p><u>災害の際死亡した者について、その遺族等が混乱期のため処理ができない場合等に死体の処理を実施するもの。</u></p> <p>(ア) 死体を処理する場合</p> <p>a、b (略)</p> <p>c <u>警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、死体取扱規則（平成25年号外国家公安委員会規則第4号、全文改正）、刑事訴訟法第229条（検視）、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）に基づき、警察官の死体の調査又は検視終了後、警察当局から遺族又は市町村等の関係者に引渡された後の必要な死体の処理をする場合</u></p> <p>ウ 埋葬</p> <p><u>災害の際死亡した者に対して、資力の有無にかかわらず、遺族が埋葬を行う事が困難な場合又は、死亡した者の遺族がない場合に応急的に埋葬を行うもの。</u></p> <p>(ア) 埋葬を行う場合</p> <p><u>災害時の混乱の際に死亡した者であって、災害のため埋葬を行うことが困難な場合（死因及び場所の如何を問わない）</u></p> <p>(4) その他</p> <p>ア 県警察における計画</p> <p>(ア) 死体の調査</p> <p>警察官は、死体を発見し、又は死体発見の届出を受けたときは、<u>警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律等により死体の調査</u>を行い、身元が判明したものについては、所定の手続きを経て遺族に引渡す。</p>	<p>感染症予防、<u>エコノミークラス症候群</u>等に対して、積極的な予防活動を継続的に行う。</p> <p>2 飲料水の安全確保（健康福祉部）</p> <p>健康福祉センター（保健所）は、災害により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、<u>直ちに巡回チームを編成し、検水を実施し、安全を確保するとともに、市町村と協力して被災者に対し適切な広報及び指導を行う。</u></p> <p>3 防 疫（健康福祉部）</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 災害防疫の実施方法</p> <p>ア 県の業務</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>(オ) <u>感染症予防上の飲料水の管理</u></p> <p>4 死体の搜索処理等（<u>健康福祉部、病院局、警察本部</u>）</p> <p>災害により現に行方不明の状態にあり、かつ<u>周囲</u>の事情により既に死亡していると推定される者の<u>死体を搜索し又は災害の際に死亡した者について、死体識別等のための処理を行い、かつ死体の応急的な埋葬を実施する。</u></p> <p>(1) 実施機関</p> <p>ア 死体の搜索、収容、処理及び埋葬は、市町村長が行う。</p> <p>ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。</p> <p>なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、<u>その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 救助の基準等</p> <p>ア 死体の搜索</p> <p><u>行方不明の状態にある者で、周囲の事情により既に死亡していると推定される者</u></p> <p>イ 死体の処理</p> <p>(ア) 死体を処理する場合</p> <p>a、b (略)</p> <p>c <u>死体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則第4号）、刑事訴訟法第229条（検視）、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）に基づき、警察官の死体<u>検視（見分）</u>終了後、警察当局から遺族又は市町村等の関係者に引渡された後の必要な死体の処理をする場合</u></p> <p>ウ 埋葬</p> <p>(ア) 埋葬を行う場合</p> <p>a <u>災害時の混乱の際に死亡した者（死因及び場所の如何を問わない）</u></p> <p>b <u>災害のため埋葬を行うことが困難な場合（遺族等が埋葬できない場合、又は遺族等に引き渡すできない場合など）</u></p> <p>(4) その他</p> <p>ア 県警察における計画</p> <p>(ア) 死体の<u>検視（見分）</u></p> <p>警察官は、死体を発見し、又は死体発見の届出を受けたときは、<u>死体取扱規則等により検視（見分）</u>を行い、身元が判明したものについては、所定の手続きを経て遺族に引渡す。</p>

修正案	現行
<p>5 (略)</p> <p>6 清掃及び障害物の除去 (防災危機管理部、環境生活部、農林水産部、県土整備部)</p> <p>(1) 廃棄物処理</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 廃棄物の収集、処理</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 廃棄物の処理方針</p> <p>a、b (略)</p> <p>c 生活ごみ</p> <p>生活ごみ(避難所のものを含む)は、衛生、防疫に十分配慮するとともに、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。</p> <p>(2) 障害物の除去</p> <p>(削除)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 住宅関連障害物除去計画</p> <p><u>災害により障害物が住居又はその周辺に運びこまれ、日常生活が営み得ない状態にあり、かつ自らの資力により障害物を除去できない住民に対し、応急的な障害物の除去を実施する。</u></p> <p><u>(ア) 実施機関</u></p> <p><u>住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は、市町村長が行うものとする。</u></p> <p><u>ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。</u></p> <p><u>なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うこととすることができる。</u></p> <p><u>当該市町村限りで処理不可能な場合は、隣接市町村、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施するものとする</u></p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 障害物の除去の方法</p> <p>a 救助の実施機関が、<u>作業員</u>あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。</p> <p style="text-align: center;">第 1 4 節 応急仮設住宅の<u>供与</u>及び住宅の応急修理</p> <p>災害による住宅の全壊や全焼等により、住家を滅失し又は自己資力では住宅の確保や修理ができない被災者に対し、応急仮設住宅の<u>供与</u>や日常生活に欠くことのできない部分の修理を行う。</p> <p>また、被災住宅の倒壊による二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定や被災宅地危険度判定を実施するとともに、日頃から応急危険度判定士等の養成を行う。</p>	<p>5 (略)</p> <p>6 清掃及び障害物の除去 (健康福祉部、環境生活部、農林水産部、県土整備部)</p> <p>(1) 廃棄物処理</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 廃棄物の収集、処理</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 廃棄物の処理方針</p> <p>a、b (略)</p> <p>c 生活ごみ</p> <p>生活ごみは、衛生、防疫に十分配慮するとともに、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。</p> <p>(2) 障害物の除去</p> <p><u>ア 実施機関</u></p> <p><u>災害により障害物が住居又はその周辺に運びこまれ、日常生活が営み得ない状態にあり、かつ、自らの資力により障害物を除去できない住民に対し、応急的な障害物の除去を実施する。</u></p> <p><u>(ア) 住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は、市町村長が行うものとする。</u></p> <p><u>ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。</u></p> <p><u>なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。</u></p> <p><u>(イ) 当該市町村限りで処理不可能な場合は、隣接市町村、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 住宅関連障害物除去計画</p> <p><u>住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去は、次のとおりである。</u></p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 障害物の除去の方法</p> <p>a 救助の実施機関が、<u>人夫</u>あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。</p> <p style="text-align: center;">第 1 4 節 応急仮設住宅の<u>建設</u>及び住宅の応急修理</p> <p>災害による住宅の全壊や全焼等により、住家を滅失し又は自己資力では住宅の確保や修理ができない被災者に対し、応急仮設住宅の<u>建設</u>や日常生活に欠くことのできない部分の修理を行う。</p> <p>また、被災住宅の倒壊による二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定や被災宅地危険度判定を実施するとともに、日頃から応急危険度判定士等の養成を行う。</p>

修正案	現行
<p>1 応急仮設住宅の<u>供与等</u>（防災危機管理部、農林水産部、県土整備部）</p> <p>(1) 応急仮設住宅の<u>供与</u> 災害により、住家を滅失し、自己の資力では住家を確保できない者を収容するため、応急仮設住宅を<u>供与</u>する。</p> <p><u>ア 実施機関</u> <u>(ア) 応急仮設住宅の建設は、市町村長が行うものとする。</u> ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うこととすることができる。</p> <p><u>(イ) (略)</u></p> <p>(2) <u>供与の方法</u> <u>ア 建設</u> <u>あらかじめ検討している建設適地の選定や建設体制、必要資材の確保方法等に基づき建設する。</u> <u>イ 民間賃貸住宅の借り上げ</u> <u>被災規模や被害状況、応急仮設住宅の建設用地の確保及び民間賃貸住宅の空き戸数の状況等を勘案した上で、関係団体と協力し、借り上げにより民間賃貸住宅を提供する。</u></p> <p>2 住宅の応急修理計画</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実施機関 ア <u>被災した住宅の応急修理は、市町村長が行うものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。</u> なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うこととすることができる。</p> <p>3 建設資材の確保</p> <p>(1) 県が行う応急仮設住宅の建設資材及び建設工事労務は、協定に基づき ア <u>(一社) プレハブ建築協会</u> イ <u>(一社) 千葉県建設業協会</u> ウ <u>(一社) 全国木造建設事業協会</u> のあつせんする業者を通じて確保するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 <u>罹災証明書の交付体制の確立</u> 市町村は、<u>遅滞なく被災者に罹災証明書を交付できるよう、住家等被害調査の担当者の育成、他の市町村等や民間団体との協定の締結など罹災証明書の交付に必要な実施体制の整備に努める。</u> <u>県は、市町村の被害認定担当者のための研修会を開催するなど、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。</u></p>	<p>1 応急仮設住宅の<u>提供等</u>（防災危機管理部、健康福祉部、農林水産部、県土整備部）</p> <p>(1) 応急仮設住宅の<u>建設等</u> 災害により、住家を滅失し、自己の資力では住家を確保できない者を収容するため、応急仮設住宅を<u>建設</u>する。 <u>その際あらかじめ検討している建設適地の選定や建設体制、必要資材の確保方法等に基づき迅速な建設を行う。</u> <u>実施機関</u> <u>ア 応急仮設住宅の建設は、市町村長が行うものとする。</u> ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、<u>その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。</u> <u>イ (略)</u></p> <p>(2) <u>民間賃貸住宅の借り上げ</u> <u>公的一時提供住宅及び応急仮設住宅を十分確保できない場合、県は、関係団体と協力し、応急仮設住宅の建設に代えて、借り上げにより民間賃貸住宅を提供できるよう努める。</u></p> <p>2 住宅の応急修理計画</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実施機関 ア 住宅の応急修理は、市町村長が行うものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、<u>その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。</u></p> <p>3 建設資材の確保</p> <p>(1) 県が行う応急仮設住宅の建設資材及び建設工事労務は、協定に基づき ア <u>(社) プレハブ建築協会</u> イ <u>(社) 千葉県建設業協会</u> のあつせんする業者を通じて確保するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 <u>り災証明書の交付</u> 市町村は、<u>各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期にり災証明書や被災証明書の交付体制を確立し、被災者に交付する。</u></p>
<p style="text-align: center;">第15節 ライフライン関連施設等の応急復旧</p> <p>1 水道施設（総合企画部、水道局）</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p><u>(4) 広報対策</u> <u>水道施設の被害及び復旧の状況等について、地域住民への適切な広報に努める。</u></p> <p>2 電力施設災害対策計画 東京電力(株)は、災害時における電力施設の応急対策が社会一般に及ぼす影響の大なることに鑑み、電力施設災害対策計画を次のとおり定める。</p> <p>(1) 応急対策方法</p>	<p style="text-align: center;">第15節 ライフライン関連施設等の応急復旧</p> <p>1 水道施設（総合企画部、水道局）</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 電力施設災害対策計画 東京電力(株)は、災害時における電力施設の応急対策が社会一般に及ぼす影響の大なることに鑑み、電力施設災害対策計画を次のとおり定める。</p> <p>(1) 応急対策方法</p>

修正案	現行
<p>ア (略)</p> <p>イ 非常態勢の組織</p> <p>(ア) 千葉支店非常災害対策本部 (以下「本部」という。)を千葉支店内に置き、本部の下に情報班、<u>広報班、工務復旧班、配電復旧班、建設復旧班、通信班、給電班、カスタマーセンター班及び総務班の9班</u>を置く。</p> <p>千葉支店 千葉市中央区富士見2-9-5</p> <p>(イ) 次の現業機関に非常対策支部 (以下「支部」という。)を置く。</p> <p>千葉支社 千葉市美浜区幸町1-21-19</p> <p>京葉 〃 船橋市湊町2-2-16</p> <p>東葛 〃 柏市新柏1-13-2</p> <p>成田 〃 成田市花崎町822-1</p> <p>木更津 〃 木更津市貝渕3-13-40</p> <p>ウ 組織の運営</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>エ、オ (略)</p> <p>カ 被害復旧対策</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 復旧順位</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 配電設備</p> <p>① この場合は、水道、新聞、放送、ガス、電鉄、排水設備、<u>県地域振興事務所</u>、官公署、警察消防、NTT、広域避難場所、その他重要施設に対しては、優先的に送電するなど、各所ごとに具体的に復旧順位を定めておく。</p> <p>キ 復旧応援隊の組織及び運営</p> <p>被害が多で、当該非常災害対策本(支)部のみの工事力では早期復旧が困難な場合には、復旧隊を組織し、復旧作業にあたる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 非常災害前の対策</p> <p>ア 情報連絡</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 災害発生前の情報交換、その他連絡を兼ねて、一定時間ごとに関係各所との電話連絡を行い、疎通を確認しておく。</p> <p>(ウ) 保安電話回線が通話不能となった場合は、保線用、営配用、非常用などの無線機を活用し、さらにNTT電話などの利用を図る方法を事前に確立しておく。</p> <p>イ 各設備の予防強化</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>(オ) 公衆感電障害事故防止</p> <p>a 無断昇柱、無断工事を禁止すること。</p> <p>b 電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等の<u>異常</u>を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターへ連絡すること。</p> <p>c <u>断線垂下</u>している電線には絶対に触らないこと。</p> <p>d 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気機器等は、危険なため使用しないこと。<u>また</u>、使用する場合は絶縁検査を受けた上で使用すること。</p> <p><u>e 屋外へ避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。</u></p>	<p>ア (略)</p> <p>イ 非常態勢の組織</p> <p>(ア) 千葉支店非常災害対策本部 (以下「本部」という。)を千葉支店内に置き、本部の下に情報班、<u>復旧班、給電班、システム班、資材班、厚生班、カスタマーセンター班及び総務班の8班</u>を置く。</p> <p>千葉支店 千葉市中央区富士見2-9-5 <u>電話 043(224)3111 (代)</u></p> <p>(イ) 次の現業機関に非常対策支部 (以下「支部」という。)を置く。</p> <p>千葉支社 千葉市美浜区幸町1-21-19 <u>電話 043(246)6507 (代)</u></p> <p>京葉 〃 船橋市湊町2-2-16 <u>〃 047(433)5160 (代)</u></p> <p>東葛 〃 柏市新柏1-13-2 <u>〃 04(7163)5606 (代)</u></p> <p>成田 〃 成田市花崎町822-1 <u>〃 0476(24)2871 (代)</u></p> <p>木更津 〃 木更津市貝渕3-13-40 <u>〃 0438(23)3860 (代)</u></p> <p>ウ 組織の運営</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p><u>(エ) その他</u></p> <p><u>発令、解除、その他情報受伝達は、情報班が行う。</u></p> <p>エ、オ (略)</p> <p>カ 被害復旧対策</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 復旧順位</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 配電設備</p> <p>① この場合は、水道、新聞、放送、ガス、電鉄、排水設備、<u>県民センター(事務所)</u>、官公署、警察消防、NTT、広域避難場所、その他重要施設に対しては、優先的に送電するなど、各所ごとに具体的に復旧順位を定めておく。</p> <p>キ 復旧応援隊の組織及び運営</p> <p>被害が多で、当該非常災害対策本(支)部のみの工事力では早期復旧が困難な場合には、<u>「復旧応援隊の運営」に基づき</u>復旧隊を組織し、復旧作業にあたる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 非常災害前の対策</p> <p>ア 情報連絡</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 災害発生前の情報交換、その他連絡を兼ねて、一定時間ごとに関係各所との電話連絡を行い、疎通を確認しておく。<u>なお、電話の使用順位については、「通信設備及び電子施設保守運用規則」による。</u></p> <p>(ウ) 当社の保安電話回線が通話不能となった場合は、保線用、営配用、非常用などの無線機を活用し、さらにNTT電話、<u>警察電話</u>などの利用を図る方法を事前に確立しておく。</p> <p>イ 各設備の予防強化</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>(オ) 公衆感電障害事故防止</p> <p>a 無断昇柱、無断工事を禁止すること。</p> <p>b <u>不良箇所(電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等)</u>を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターへ連絡すること。</p> <p>c <u>断線又は垂下</u>している電線には絶対に触らないこと。</p> <p>d 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気機器は、危険なため使用しないこと。又、使用する場合は絶縁検査を受けた上で使用すること。</p>

修正案	現行
<p><u>f その他事故防止のための留意すべき事項。</u></p> <p>(4) 災害発生時の対策</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 被害状況の収集、周知</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 被害状況の周知</p> <p>a 本部の情報班は、速やかに被害状況の全般を掌握し、新聞、テレビ、ラジオ、有線放送、<u>広報車</u>等を利用し、その状況（被害数、復旧見込み等）の周知に努める。</p> <p>3、4 (略)</p> <p>5 東日本電信電話(株)の通信施設災害対策計画</p> <p>(1) 災害時の活動体制</p> <p>ア 災害対策本部の設置</p> <p>災害が発生した場合は、その状況により、<u>千葉支店</u>に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 発災時の応急措置</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 応急措置</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) <u>災害時優先電話、警察・消防緊急通報回線の確保</u></p> <p>(ウ)～(キ) (略)</p> <p>(ク) <u>災害用伝言ダイヤル「171」の運用</u></p> <p>6 <u>株NTTドコモの通信施設災害対策計画</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発災時の応急措置</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>ウ 災害時の広報</p> <p>災害のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ、<u>インターネット</u>等によって次の事項を利用者に周知する。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p><u>(エ)「災害用伝言板」及び「音声お届けサービス」の提供開始</u></p> <p>7 (略)</p> <p>8 <u>ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)の通信施設災害対策計画</u></p> <p><u>ソフトバンクモバイル(株)、ソフトバンクモバイル(株)では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その状況に応じた対策組織を設置し、各対策組織が緊密に連絡を取りながら機能を最大限に発揮して通信の確保と設備の早期復旧に努める。</u></p> <p><u>また、災害発生時には、通信設備の点検をするとともに、通信の確保と早期復旧に必要な緊急保全車両の出動準備を行い、通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信を確保するとともに、一般県民を対象に災害用伝言板、災害用音声お届けサービス等による安否情報の伝達に努める。</u></p> <p>9 郵政業務応急対策計画</p> <p>日本郵便(株)においては、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況等被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策等を実施する。</p> <p>(1) <u>災害時における窓口業務の維持を行う。</u></p> <p>(2) <u>ゆうちょ銀行(株)の非常払及びかんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合、取扱う。</u></p>	<p>(4) 災害発生時の対策</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 被害状況の収集、周知</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 被害状況の周知</p> <p>a 本部の情報班は、速やかに被害状況の全般を掌握し、新聞、テレビ、ラジオ、有線放送、<u>PR車、ビラ</u>等を利用し、その状況（被害数、復旧見込み等）の周知に努める。</p> <p>3、4 (略)</p> <p>5 東日本電信電話(株)の通信施設災害対策計画</p> <p>(1) 災害時の活動体制</p> <p>ア 災害対策本部の設置</p> <p>災害が発生した場合は、その状況により、<u>千葉支店をはじめ各営業所</u>に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 発災時の応急措置</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 応急措置</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) <u>非常通話、緊急通話の優先、確保</u></p> <p>(ウ)～(キ) (略)</p> <p>(ク) <u>伝言・取次サービスの実施</u></p> <p>6 <u>株エヌ・ティ・ティ・ドコモの通信施設災害対策計画</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発災時の応急措置</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>ウ 災害時の広報</p> <p>災害のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、<u>広報車、ラジオ、テレビ</u>等によって次の事項を利用者に周知する。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>8 <u>郵政業務応急対策計画</u></p> <p><u>日本郵政グループ</u>においては、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況等被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策等を実施する。</p> <p>(1) <u>郵便事業(株)</u></p>

修正案	現行
<p>(3) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、通常郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。なお、交付局は日本郵便株式が指定した郵便局とする。</p> <p>(4) 被災者が差し出す通常郵便物の料金免除 被災者が差し出す通常郵便物（速達郵便物及び電子郵便を含む）の料金免除を実施する。 なお、取扱局は日本郵便株式が指定した郵便局とする。</p> <p>(5) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 日本郵便株式が公示して、被災者の救助等を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞いの現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受局は全ての郵便局とする。</p> <p>(6) 利用の制限及び業務の停止 重要な郵便物の取扱いを確保するため必要があるときは、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。</p>	<p>ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、通常郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。なお、交付局は集配支店とする。</p> <p>イ 被災者が差し出す通常郵便物の料金免除 被災者が差し出す通常郵便物（速達郵便物及び電子郵便を含む）の料金免除を実施する。 なお、取扱局は郵便事業株式が指定した支店とする。</p> <p>ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除 郵便事業株式が公示して、被災者の救助等を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞いの現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受局は全ての支店とする。</p> <p>エ 利用の制限及び業務の停止 重要な郵便物の取扱いを確保するため必要があるときは、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。</p> <p>(2) 郵便局株式</p> <p>ア 災害時における窓口業務の維持をおこなう。</p> <p>イ 郵便事業株式の災害特別事務取扱い、(株)ゆうちょ銀行の非常払及び株かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合、取扱う。</p>
<p>10 (略)</p>	<p>9 (略)</p>
<p style="text-align: center;">第16節 ボランティアの協力</p> <p>県及び市町村は、大規模災害時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施するものとする。県災害ボランティアセンターは千葉県災害ボランティアセンター連絡会が運営することとする。</p> <p><u>1 災害ボランティアセンターの設置（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部）</u></p> <p>(1) 市町村災害ボランティアセンター 災害が起こった場合、ボランティアの受入登録・派遣等を行うため、市町村は被災の状況を踏まえ、必要に応じて市町村災害ボランティアセンターを設置する。 なお、当センターの運営は、市町村社会福祉協議会が行うことができる。</p> <p>(2) 県災害ボランティアセンター 大規模災害時に、県は県災害ボランティアセンターを設置する。当該センターは、先遣隊・支援隊の被災地への派遣、県内</p>	<p style="text-align: center;">第16節 ボランティアの協力</p> <p>県及び市町村は、大規模災害時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施するものとする。県災害ボランティアセンターは千葉県災害ボランティアセンター連絡会が運営することとする。</p> <p><u>県災害ボランティアセンターは、被災地に設置される市町村災害ボランティアセンターの活動が円滑に行われるよう後方支援を行うこととし、具体的には、先遣隊・支援隊の被災地への派遣、県内全体の情報収集及び提供、被災地ニーズに合わせたボランティア派遣の全体調整、ボランティア活動希望者への電話相談等を実施する。</u></p> <p><u>また、発災時に迅速な受入ができるよう県災害ボランティアセンターの開設・受入・調整についてのマニュアル作成や訓練の実施等により体制を整備するとともに、活動の中で行政やボランティア団体・NPO法人等との連携や連絡調整の中心的な役割を担うボランティアコーディネーターの養成に努める。なお、被災者の多様なニーズに応えられるよう、多様な立場の者の能力が活用され、意見が反映されるよう努める。このため、千葉県災害ボランティアセンター連絡会を中心に、常日頃から連携体制の強化に努めるとともに、市町村における様々な主体による連携体制の構築を促進する。</u></p> <p><u>市町村災害ボランティアセンターについては、市町村社会福祉協議会が中心となって運営することが期待されており、千葉県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会では「千葉県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定」に基づき、「災害時における相互支援マニュアル」が整備されていることから、県及び市町村は、その運営を支援する。</u></p>

修正案

全体の情報収集及び提供、被災地ニーズに合わせたボランティア派遣の全体調整、ボランティア活動希望者への電話相談等を実施するとともに、被災地に設置される市町村災害ボランティアセンターの活動が円滑に行われるよう後方支援を行う。

また、当該センターは千葉県災害ボランティアセンター連絡会が運営し、原則、千葉県社会福祉センター内に設置することとし、設置できない場合は、千葉県庁内に設置するものとする。

(県災害ボランティアセンター連絡会)
構成団体は、千葉県社会福祉協議会〔事務局〕、日本赤十字社千葉県支部〔事務局〕、千葉県共同募金会など13団体

(3) 広域災害ボランティアセンター

複数の市町村が、市町村災害ボランティアセンターを設置できない等の場合に、それを代替するために、県は広域災害ボランティアセンターを被災地域の近隣に設置する。

なお、当センターの運営は、千葉県災害ボランティアセンター連絡会が行う。

当該センターの設置場所は、次の表とする。

○広域災害ボランティアセンター（VC）の設置場所

名 称	支援対象地域	設置場所
東葛飾広域災害VC	東葛・葛南	西部防災センター（松戸市）
千葉広域災害VC	千葉	県総合スポーツセンター（千葉市）
かずさ広域災害VC	木更津・安房	かずさアカデミアパーク（木更津市）
九十九里広域災害VC	海匝・山武・長生	さんぶの森公園（山武市）
いすみ広域災害VC	夷隅	大多喜町B&G海洋センター（大多喜町）

※印旛、香取地域については、千葉広域災害ボランティアセンター又は近隣市ボランティアセンター等を拠点に支援する。

2 ボランティアの活動分野（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、県土整備部）
ボランティアの協力を得て実施する活動内容は次のとおりとする。

- (1) 専門分野
ア～カ（略）
キ 高齢者や障害者等要配慮者の看護、情報提供
- (2) 一般分野
ア～ウ（略）
エ 高齢者や障害者等要配慮者の支援

3 ボランティアとして協力を求める個人、団体（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、県土整備部）

- (1)（略）
- (2) 団 体
ア、イ（略）
ウ （公財） ちば国際コンベンションビューロー
エ （一社） 日本アマチュア無線連盟千葉県支部

4 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部）

- (1) 平時におけるボランティア意識の啓発
（略）
「千葉県県民活動推進計画」に基づき、「ちば県民活動PR月間」等様々な機会を通じて、防災分野を含め「共助」の精神に基づく住民相互の助け合いや地域におけるボランティア活動の重要性についての県民の理解と活動への参加の促進を図る。

現行

1 ボランティアの活動分野（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、県土整備部）
ボランティアの協力を得て実施する活動内容は次のとおりとする。

- (1) 専門分野
ア～カ（略）
キ 高齢者や障害者等災害時要援護者の看護、情報提供
- (2) 一般分野
ア～ウ（略）
エ 高齢者や障害者等災害時要援護者の支援

2 ボランティアとして協力を求める個人、団体（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、県土整備部）

- (1)（略）
- (2) 団 体
ア、イ（略）
ウ 財団法人ちば国際コンベンションビューロー
エ 社団法人日本アマチュア無線連盟千葉県支部

3 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部）

- (1) 平時におけるボランティア意識の啓発
（略）
「千葉県県民活動推進計画」に基づき、「NPO月間」等様々な機会を通じて、防災分野を含め「共助」の精神に基づく住民相互の助け合いや地域におけるボランティア活動の重要性についての県民の理解と活動への参加の促進を図る。

修正案														
<p><u>5</u> 災害時におけるボランティアの登録、派遣（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部）</p> <p>(1) 県担当部局による登録</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動分野</th> <th>個人・団体</th> <th>県受付窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療救護、地域保健</td> <td>医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、栄養士、歯科衛生士等</td> <td>健康福祉部健康づくり支援課 健康福祉部医療整備課 健康福祉部薬務課</td> </tr> <tr> <td>外国語通訳、翻訳、情報提供</td> <td>(公財)ちば国際コンベンションビューロー語学ボランティア・災害時外国人サポーター</td> <td>総合企画部国際課</td> </tr> <tr> <td>通信、情報連絡</td> <td>(一社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部</td> <td>防災危機管理部危機管理課</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) <u>災害ボランティアセンターによる登録・派遣</u> 県災害ボランティアセンターでは、県内全体のボランティアに関する情報の収集や提供等を行い、市町村災害ボランティアセンター又は広域災害ボランティアセンターでは、一般分野での活動を希望する個人及び団体について受入、登録する。 市町村災害ボランティアセンターで受け入れたボランティアについては、市町村内のボランティアの需要状況をもとに派遣する。また、広域災害ボランティアセンターで受け入れたボランティアについては、被災地におけるボランティアの需要状況をもとに、派遣先や派遣人員等を被災市町村と調整のうえ、派遣する。 さらに、活動希望者が全国規模で予想される場合には、近隣都県の社会福祉協議会等の協力を得て受付、登録事務を進めるものとする。</p> <p>(3) <u>ボランティアニーズの把握</u> 被災市町村は被災現地における体制を整備し、被災地市町村災害ボランティアセンターと連携のうえ、ボランティアの需要状況の的確な把握に努める。 県災害ボランティアセンターは、被災市町村災害ボランティアセンターとの連絡を密にし情報収集するとともに、各種ボランティア団体との情報交換等により、県全域のボランティアの需要状況の把握に努める。</p> <p>(4) <u>各種ボランティア団体との連携</u> 県災害ボランティアセンターは、市町村社会福祉協議会、独自に活動するボランティア団体・NPO法人等と十分な情報交換を行うとともに必要な支援策を実施し、密接な連携の下に災害支援活動を進める。</p> <p><u>6</u> ボランティア受入体制（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>市町村災害ボランティアセンターの活動拠点の提供</u> 市町村災害ボランティアセンターの活動拠点については、市町村が用意する。 また、広域災害ボランティアセンターの活動拠点については、県が用意する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>保険の付与</u> ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、県災害ボランティアセンターは県内で活動するボランティアの把握に努め、被災地市町村災害ボランティアセンターにおいては、ボランティア保険の加入を活動の条件とする。</p> <p><u>7</u> 災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成等（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、教育庁） 一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動を支援する災害ボランティアセンターの運営</p>			活動分野	個人・団体	県受付窓口	医療救護、地域保健	医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、栄養士、歯科衛生士等	健康福祉部健康づくり支援課 健康福祉部医療整備課 健康福祉部薬務課	外国語通訳、翻訳、情報提供	(公財)ちば国際コンベンションビューロー語学ボランティア・災害時外国人サポーター	総合企画部国際課	通信、情報連絡	(一社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部	防災危機管理部危機管理課
活動分野	個人・団体	県受付窓口												
医療救護、地域保健	医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、栄養士、歯科衛生士等	健康福祉部健康づくり支援課 健康福祉部医療整備課 健康福祉部薬務課												
外国語通訳、翻訳、情報提供	(公財)ちば国際コンベンションビューロー語学ボランティア・災害時外国人サポーター	総合企画部国際課												
通信、情報連絡	(一社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部	防災危機管理部危機管理課												
<p>現行</p> <p><u>4</u> 災害時におけるボランティアの登録、派遣（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部）</p> <p>(1) 県担当部局による登録</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動分野</th> <th>個人・団体</th> <th>県受付窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療救護</td> <td>医師、歯科医師、薬剤師、看護師</td> <td>健康福祉部医療整備課</td> </tr> <tr> <td>外国語通訳、翻訳、情報提供</td> <td>(財)ちば国際コンベンションビューローボランティア通訳・災害時外国人サポーター</td> <td>総合企画部国際課</td> </tr> <tr> <td>通信、情報連絡</td> <td>(社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部</td> <td>防災危機管理部消防課</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) <u>県災害ボランティアセンター及び市町村災害ボランティアセンターによる登録</u> 一般分野での活動を希望する個人及び団体については、災害時に設置される県災害ボランティアセンターでは、主に被災地の状況やボランティアについての案内を行い、市町村が設置する災害ボランティアセンター窓口において受け付け、登録する。 県災害ボランティアセンターで受け入れたボランティアについては、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を被災市町村と調整の上、派遣する。また、被災地周辺市町村においては、県災害ボランティアセンターの指示により、被災市町村と連絡調整の上、現地に派遣するものとする。 さらに、全国規模での活動希望が予想される場合には、近隣都県の協力を得て受付、登録事務を進めるものとする。</p> <p>(3) <u>被災現地における受付</u> 被災地域内住民のボランティア希望者や県災害ボランティアセンター及び被災地周辺市町村による登録を経ずに直接現地へ来たボランティア希望者については、被災現地のボランティア窓口において受付を行い、そこでの災害対策活動に従事する。</p> <p>(4) <u>ボランティアニーズの把握</u> 被災市町村は被災現地における体制を整備し、ボランティアの需要状況の的確な把握に努める。 県災害ボランティアセンターは、被災市町村との連絡を密にするとともに、被災地に設置する現地救護本部や巡回パトロールによる情報収集、各種ボランティア団体との情報交換等により、県全域のボランティアの需要状況の把握に努める。</p> <p>(5) <u>各種ボランティア団体との連携</u> 県災害ボランティアセンターは、日本赤十字社千葉県支部や県及び市町村社会福祉協議会、独自に活動するボランティア団体・NPO法人等と十分な情報交換を行うとともに必要な支援策を実施し、密接な連携の下に各種救援救護策を進める。</p> <p><u>5</u> ボランティア受入体制（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>市町村災害ボランティアセンターや活動拠点の提供</u> 市町村災害ボランティアセンターや活動拠点については、市町村と運営主体の市町村社会福祉協議会が協議の上、用意する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>保険の付与</u> ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、県災害ボランティアセンターは県内で活動するボランティアの把握に努め、被災地災害ボランティアセンターにおいては、ボランティア保険の加入を活動の条件とする。</p> <p><u>6</u> ボランティアコーディネーターの養成（防災危機管理部、環境生活部、教育庁） 一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動の中で行政やボランティア団体・NPO法人</p>			活動分野	個人・団体	県受付窓口	医療救護	医師、歯科医師、薬剤師、看護師	健康福祉部医療整備課	外国語通訳、翻訳、情報提供	(財)ちば国際コンベンションビューローボランティア通訳・災害時外国人サポーター	総合企画部国際課	通信、情報連絡	(社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部	防災危機管理部消防課
活動分野	個人・団体	県受付窓口												
医療救護	医師、歯科医師、薬剤師、看護師	健康福祉部医療整備課												
外国語通訳、翻訳、情報提供	(財)ちば国際コンベンションビューローボランティア通訳・災害時外国人サポーター	総合企画部国際課												
通信、情報連絡	(社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部	防災危機管理部消防課												

修正案

スタッフ等には、調整能力など高い専門性が必要である。
 そこで、各種研修会や講習会を通じて、普段から災害ボランティアセンターの運営スタッフ等の養成を進める。
 また、発災時に迅速な受入ができるよう災害ボランティアセンターの開設・受入・調整についてのマニュアル作成や訓練の実施等により体制を整備するとともに、被災者の多様なニーズに応えられるよう、多様な立場の者の能力が活用され、意見が反映されるよう、常日頃から連携体制の強化に努める。

8 日本赤十字社千葉県支部防災ボランティア養成・研修計画

項目	対象	実施内容
防災ボランティア一般説明会	新規登録者	防災ボランティアの概要等
防災ボランティアリーダー・地区リーダーフォローアップ研修会	リーダー・地区リーダー	グループワーク、地区研修会の運営等

その他に次の9奉仕団が個別に研修・訓練を実施する。

奉仕団名	災害時における活動（役割）
千葉県赤十字地域奉仕団	非常食の炊き出し、給食、義援金の募集、 <u>避難所</u> の運営補助（受付、清掃、案内等）、献血の呼びかけ・受付等
千葉県青年赤十字奉仕団	<u>避難所</u> の運営補助（清掃・案内・乳幼児の世話、障害を持つ人の介助等）、救援物資の収納管理・配布等
千葉県赤十字安全奉仕団	災害現場又は傷病者の救護所での搬送補助・応急手当、救援物資の搬送及び配布等
千葉県赤十字看護奉仕団	災害現場又は救護所での医療スタッフの補助・応急手当、巡回診療補助、 <u>避難所</u> での運営補助（健康相談・血圧測定等）
千葉県赤十字特殊救護奉仕団	災害現場又は傷病者の救護所での搬送補助・応急手当、無線通信による情報収集、広報、救援物資の搬送及び配布等
千葉県赤十字安全水泳奉仕団	<u>避難所</u> での運営補助（救援物資の搬送及び配付等）

第4章 災害復旧計画

第1節 被災者生活安定のための支援

1 被災者に関する支援の情報の提供等（全庁）

市町村は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後遅滞なく被災者に罹災証明書を交付するとともに、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成等被災者支援の公平で効率的な実施に努める。

県は、被災者台帳を作成する市町村からの要請により、実施した支援について被災者に関する情報を提供する

現行

等との連携や連絡調整の中心的な役割を担うボランティアコーディネーターが必要である。
 そこで、次のような研修会や講習会を通じて、普段から災害ボランティアコーディネーターの養成を進める。

- (1) 災害対策コーディネーター養成講座（県防災危機管理部）
- (2) ボランティアコーディネーター育成講座（県環境生活部）
- (3) さわやかちば県民プラザにおける研修・情報提供（県教育庁）
- (4) ボランティアコーディネーター研修（災害編）（県社会福祉協議会）

7 日本赤十字社千葉県支部防災ボランティア養成・研修計画

項目	対象	実施内容
防災ボランティア説明会	一般県民	防災ボランティアの概要
防災ボランティア新規登録者研修会	新規登録者	防災ボランティア
防災ボランティア地区リーダーフォローアップ研修会	地区リーダー	グループワーク、地区研修会の運営等

その他に次の9奉仕団が個別に研修・訓練を実施する。

奉仕団名	災害時における活動（役割）
千葉県赤十字地域奉仕団	非常食の炊き出し、給食、義援金の募集、 <u>避難場所</u> の運営補助（受付、清掃、案内等）、献血の呼びかけ・受付等
千葉県青年赤十字奉仕団	<u>避難場所</u> の運営補助（清掃・案内・乳幼児の世話、障害を持つ人の介助等）、救援物資の収納管理・配布等
千葉県赤十字安全奉仕団	災害現場又は救護所での搬送補助・応急手当、救援物資の搬送及び配布等
千葉県赤十字看護奉仕団	災害現場又は救護所での医療スタッフの補助・応急手当、巡回診療補助、 <u>避難場所</u> での運営補助（健康相談・血圧測定等）
千葉県赤十字特殊救護奉仕団	災害現場又は救護所での搬送補助・応急手当、無線通信による情報収集、広報、救援物資の搬送及び配布等
千葉県赤十字安全水泳奉仕団	津波又は洪水による溺水者の救助及び応急手当等

第4章 災害復旧計画

第1節 被災者生活安定のための支援

（新設）

修正案	現行																																
<p><u>2</u> 被災者生活再建支援金（防災危機管理部）</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 支援金支給手続き 支給申請は市町村に行い、提出を受けた市町村は申請書等の確認を行いとりまとめの上、県へ提出する。 県は当該書類を委託先である（<u>公財</u>）都道府県会館へ提出し、申請書を受理した（<u>公財</u>）都道府県会館は交付決定等を行う。 （被災者生活支援法人として、（<u>公財</u>）都道府県会館が指定されている。）</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> 災害援護資金（<u>防災危機管理部</u>）</p> <p>(1) 貸付対象</p> <p>ア 貸付の対象となる被害</p> <p><u>（ア）世帯主が療養に要する期間がおおむね1月以上である負傷を負った場合</u></p> <p><u>（イ）住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価格のおおむね3分の1以上の損害であると認められる場合</u></p> <p>イ 世帯の所得制限</p> <p><u>上記アに掲げる被害を受けた世帯であって、当該世帯に属する者（以下「同一世帯員」という。）の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が、同一世帯員が1人であるときは220万円、2人であるときは430万円、3人であるときは620万円、4人であるときは730万円、5人以上であるときは730万円にその世帯に属する者のうち4人を除いた者1人につき30万円を 加えた額に満たないものの世帯主</u></p> <p>ただし、当該世帯の住居が滅失した場合にあつては、同一世帯員の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が1,270万円に満たない世帯の世帯主</p> <p>ア 世帯主が療養に要する期間がおおむね1月以上である負傷を負った場合</p> <p>イ 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価格のおおむね3分の1以上の損害であると 認められる場合</p> <p>(2) 貸付限度額</p> <p>ア 世帯主の1ヶ月以上の負傷のある場合</p> <table border="0"> <tr> <td><u>（ア）家財等の損害がない場合</u></td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td><u>（イ）家財の1/3以上の損害</u></td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td><u>（ウ）住居の半壊</u></td> <td>270万円</td> </tr> </table> <p><u>ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を</u> <u>取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合</u></p> <table border="0"> <tr> <td><u>（エ）住居の全壊</u></td> <td>350万円</td> </tr> </table> <p>イ 世帯主の1ヶ月以上の負傷のない場合</p> <table border="0"> <tr> <td><u>（ア）家財の1/3以上の損害</u></td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td><u>（イ）住居の半壊</u></td> <td>170万円</td> </tr> </table> <p><u>ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を</u> <u>取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合</u></p> <table border="0"> <tr> <td><u>（ウ）住居の全壊（（エ）を除く）</u></td> <td>250万円</td> </tr> </table> <p><u>ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を</u> <u>取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合</u></p> <table border="0"> <tr> <td><u>（エ）住居の全体が滅失若しくは流失</u></td> <td>350万円</td> </tr> </table> <p>(3) 貸付条件</p> <p>ア 貸付期間 10年（据置期間を含む）</p> <p>イ 据置期間 3年（特別な場合5年）</p> <p>ウ 利子 年3%（据置期間中は無利子）</p> <p>エ 保証人 連帯保証人になること</p>	<u>（ア）家財等の損害がない場合</u>	150万円	<u>（イ）家財の1/3以上の損害</u>	250万円	<u>（ウ）住居の半壊</u>	270万円	<u>（エ）住居の全壊</u>	350万円	<u>（ア）家財の1/3以上の損害</u>	150万円	<u>（イ）住居の半壊</u>	170万円	<u>（ウ）住居の全壊（（エ）を除く）</u>	250万円	<u>（エ）住居の全体が滅失若しくは流失</u>	350万円	<p><u>1</u> 被災者生活再建支援金（防災危機管理部）</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 支援金支給手続き 支給申請は市町村に行い、提出を受けた市町村は申請書等の確認を行いとりまとめの上、県へ提出する。 県は当該書類を委託先である（<u>財</u>）都道府県会館へ提出し、申請書を受理した（<u>財</u>）都道府県会館は交付決定等を行う。 （被災者生活支援法人として、（<u>財</u>）都道府県会館が指定されている。）</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> 災害援護資金（<u>健康福祉部</u>）</p> <p>(1) 貸付対象</p> <p><u>ア若しくはイに掲げる被害を受けた世帯であつて、当該世帯に属する者（以下「同一世帯員」という。）の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が、同一世帯員が1人であるときは220万円、2人であるときは430万円、3人であるときは620万円、4人であるときは730万円、5人以上であるときは730万円にその世帯に属する者のうち4人を除いた者1人につき30万円を 加えた額に満たないものの世帯主</u></p> <p>ただし、当該世帯の住居が滅失した場合にあつては、同一世帯員の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が1,270万円に満たない世帯の世帯主</p> <p>ア 世帯主が療養に要する期間がおおむね1月以上である負傷を負った場合</p> <p>イ 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価格のおおむね3分の1以上の損害であると 認められる場合</p> <p>(2) 貸付金額</p> <table border="0"> <tr> <td>ア 上記（1）のAの場合</td> <td>150万円以内</td> </tr> <tr> <td>イ 上記（1）のAと家財の損害が重複した場合</td> <td>250万円以内</td> </tr> <tr> <td>ウ 上記（1）のAと住居が半壊した場合</td> <td>270万円以内</td> </tr> <tr> <td>エ 上記（1）のAと住居が全壊した場合</td> <td>350万円以内</td> </tr> <tr> <td>オ 家財の損害の場合（上記（1）のイの場合）</td> <td>150万円以内</td> </tr> <tr> <td>カ 住居が半壊した場合</td> <td>170万円以内</td> </tr> <tr> <td>キ 住居が全壊した場合（クを除く）</td> <td>250万円以内</td> </tr> <tr> <td>ク 住居の全体が損壊若しくは流失し、又はこれと同等と認められる特別の事情がある場合</td> <td>350万円以内</td> </tr> </table> <p>(3) 貸付条件</p> <p>ア 貸付期間 10年（うち据置期間3年）</p> <p>イ 利子 年3%（据置期間中は無利子）</p> <p>ウ 保証人 連帯保証人になること</p>	ア 上記（1）のAの場合	150万円以内	イ 上記（1）のAと家財の損害が重複した場合	250万円以内	ウ 上記（1）のAと住居が半壊した場合	270万円以内	エ 上記（1）のAと住居が全壊した場合	350万円以内	オ 家財の損害の場合（上記（1）のイの場合）	150万円以内	カ 住居が半壊した場合	170万円以内	キ 住居が全壊した場合（クを除く）	250万円以内	ク 住居の全体が損壊若しくは流失し、又はこれと同等と認められる特別の事情がある場合	350万円以内
<u>（ア）家財等の損害がない場合</u>	150万円																																
<u>（イ）家財の1/3以上の損害</u>	250万円																																
<u>（ウ）住居の半壊</u>	270万円																																
<u>（エ）住居の全壊</u>	350万円																																
<u>（ア）家財の1/3以上の損害</u>	150万円																																
<u>（イ）住居の半壊</u>	170万円																																
<u>（ウ）住居の全壊（（エ）を除く）</u>	250万円																																
<u>（エ）住居の全体が滅失若しくは流失</u>	350万円																																
ア 上記（1）のAの場合	150万円以内																																
イ 上記（1）のAと家財の損害が重複した場合	250万円以内																																
ウ 上記（1）のAと住居が半壊した場合	270万円以内																																
エ 上記（1）のAと住居が全壊した場合	350万円以内																																
オ 家財の損害の場合（上記（1）のイの場合）	150万円以内																																
カ 住居が半壊した場合	170万円以内																																
キ 住居が全壊した場合（クを除く）	250万円以内																																
ク 住居の全体が損壊若しくは流失し、又はこれと同等と認められる特別の事情がある場合	350万円以内																																

修正案															
5	(略)														
6	(略)														
7	(略)														
8	(略)														
9	<p>義援金（防災危機管理部、出納局）</p> <p>県は、大規模な地震災害や風水害等による被災者に対し、県が募集する義援金及び義援金募集团体（日本赤十字社千葉県支部等）に寄託された義援金を、災害義援金配分委員会での決定に基づき、義援金募集团体、市町村と連携しながら、确实・迅速に配分する。</p> <p>また、市町村は、必要に応じ自ら募集し被災者に配分するため、義援金の募集、受付、配分等についての計画を策定する。</p> <p>なお、義援物資については「第3章 災害応急対策計画 第8節 救援物資供給活動 2 食料・生活必需物資等の供給体制」による。</p> <p>(1) 募集の決定及び周知並びに受付</p> <p>ア 県が募集する義援金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県</td> <td> <p>1 募集の決定及び周知</p> <p>災害救助法の適用状況等を勘案し義援金の募集を決定し、義援金募集团体等と連携を図りながら、次の事項をホームページ及び報道機関等を通じ公表し、広報を行う。</p> <p>(1) 振込金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等）</p> <p>(2) 受付窓口</p> <p>(3) 募集期間</p> <p>(4) 振込手数料の取扱い</p> <p>(5) 税制上の取扱い</p> <p>(6) 配分方法</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>2 受付</p> <p>義援金は出納局で受け付ける。</p> <p>（※寄附金（見舞金）は防災危機管理部で受け付ける。）</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 義援金募集团体が募集する義援金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">義 援 金 募 集 団 体</td> <td> <p>1 募集の決定及び周知</p> <p>県や市町村等と連携を図りながら、募集を決定し周知を行う。</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>2 受付</p> <p>関係団体（市町村、社会福祉協議会等）と連携を図りながら、受け付ける。</p> <p>寄託された義援金は、災害義援金配分委員会の指定する口座に速やかに送金することとする。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 配分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	県	<p>1 募集の決定及び周知</p> <p>災害救助法の適用状況等を勘案し義援金の募集を決定し、義援金募集团体等と連携を図りながら、次の事項をホームページ及び報道機関等を通じ公表し、広報を行う。</p> <p>(1) 振込金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等）</p> <p>(2) 受付窓口</p> <p>(3) 募集期間</p> <p>(4) 振込手数料の取扱い</p> <p>(5) 税制上の取扱い</p> <p>(6) 配分方法</p>	<p>2 受付</p> <p>義援金は出納局で受け付ける。</p> <p>（※寄附金（見舞金）は防災危機管理部で受け付ける。）</p>	機関名	内 容	義 援 金 募 集 団 体	<p>1 募集の決定及び周知</p> <p>県や市町村等と連携を図りながら、募集を決定し周知を行う。</p>	<p>2 受付</p> <p>関係団体（市町村、社会福祉協議会等）と連携を図りながら、受け付ける。</p> <p>寄託された義援金は、災害義援金配分委員会の指定する口座に速やかに送金することとする。</p>	機関名	内 容		
機関名	内 容														
県	<p>1 募集の決定及び周知</p> <p>災害救助法の適用状況等を勘案し義援金の募集を決定し、義援金募集团体等と連携を図りながら、次の事項をホームページ及び報道機関等を通じ公表し、広報を行う。</p> <p>(1) 振込金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等）</p> <p>(2) 受付窓口</p> <p>(3) 募集期間</p> <p>(4) 振込手数料の取扱い</p> <p>(5) 税制上の取扱い</p> <p>(6) 配分方法</p>														
	<p>2 受付</p> <p>義援金は出納局で受け付ける。</p> <p>（※寄附金（見舞金）は防災危機管理部で受け付ける。）</p>														
機関名	内 容														
義 援 金 募 集 団 体	<p>1 募集の決定及び周知</p> <p>県や市町村等と連携を図りながら、募集を決定し周知を行う。</p>														
	<p>2 受付</p> <p>関係団体（市町村、社会福祉協議会等）と連携を図りながら、受け付ける。</p> <p>寄託された義援金は、災害義援金配分委員会の指定する口座に速やかに送金することとする。</p>														
機関名	内 容														

現行																							
4	(略)																						
5	(略)																						
6	(略)																						
7	(略)																						
8	<p>義援金品の配布（防災危機管理部、健康福祉部、出納局）</p> <p>(1) 義援金品の受付</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>計 画 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>県に寄託された義援金及び知事あての見舞金は、出納局において受け入れ保管する。義援品は、健康福祉部において受け付ける。</td> </tr> <tr> <td>市 町 村</td> <td>市町村は、それぞれ義援金品の受付についての計画を策定しておくものとする。</td> </tr> <tr> <td>日 赤 千葉県支部</td> <td>日赤に寄託された義援金は、日赤千葉県支部及び市町村（地区、分区）において受け付ける。ただし、被災の状況により、前記の場所での受付が困難な場合には、他の場所で受け付けることがある。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 義援金品の配分及び輸送</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>計 画 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td> <p>1 県で受け付けた義援金の市町村に対する配分は、災害義援金配分委員会を設置し、決定する。</p> <p>2 義援品は、被災地の状況を勘案して配分を決定し、市町村の指定する場所まで輸送して市町村に引き渡すものとする。</p> </td> </tr> <tr> <td>市 町 村</td> <td>市町村は、県又は日赤から送付された義援金品を、日赤奉仕団等関係団体の協力を得て被災者に配分する。</td> </tr> <tr> <td>日 赤 千葉県支部</td> <td>赤十字に寄託された義援金の市町村に対する配分については、被災した県、各行政機関並びに各経済団体、マスコミ、日赤の代表によって構成された義援金配分委員会の協議により決定する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 義援品の保管場所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>計 画 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>義援品を配分するまでの一時保管場所として、防災センター等を使用する。</td> </tr> <tr> <td>市 町 村</td> <td>市町村は、義援品の保管場所について、あらかじめ計画を策定しておくものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	計 画 内 容	県	県に寄託された義援金及び知事あての見舞金は、出納局において受け入れ保管する。義援品は、健康福祉部において受け付ける。	市 町 村	市町村は、それぞれ義援金品の受付についての計画を策定しておくものとする。	日 赤 千葉県支部	日赤に寄託された義援金は、日赤千葉県支部及び市町村（地区、分区）において受け付ける。ただし、被災の状況により、前記の場所での受付が困難な場合には、他の場所で受け付けることがある。	機関名	計 画 内 容	県	<p>1 県で受け付けた義援金の市町村に対する配分は、災害義援金配分委員会を設置し、決定する。</p> <p>2 義援品は、被災地の状況を勘案して配分を決定し、市町村の指定する場所まで輸送して市町村に引き渡すものとする。</p>	市 町 村	市町村は、県又は日赤から送付された義援金品を、日赤奉仕団等関係団体の協力を得て被災者に配分する。	日 赤 千葉県支部	赤十字に寄託された義援金の市町村に対する配分については、被災した県、各行政機関並びに各経済団体、マスコミ、日赤の代表によって構成された義援金配分委員会の協議により決定する。	機関名	計 画 内 容	県	義援品を配分するまでの一時保管場所として、防災センター等を使用する。	市 町 村	市町村は、義援品の保管場所について、あらかじめ計画を策定しておくものとする。
機関名	計 画 内 容																						
県	県に寄託された義援金及び知事あての見舞金は、出納局において受け入れ保管する。義援品は、健康福祉部において受け付ける。																						
市 町 村	市町村は、それぞれ義援金品の受付についての計画を策定しておくものとする。																						
日 赤 千葉県支部	日赤に寄託された義援金は、日赤千葉県支部及び市町村（地区、分区）において受け付ける。ただし、被災の状況により、前記の場所での受付が困難な場合には、他の場所で受け付けることがある。																						
機関名	計 画 内 容																						
県	<p>1 県で受け付けた義援金の市町村に対する配分は、災害義援金配分委員会を設置し、決定する。</p> <p>2 義援品は、被災地の状況を勘案して配分を決定し、市町村の指定する場所まで輸送して市町村に引き渡すものとする。</p>																						
市 町 村	市町村は、県又は日赤から送付された義援金品を、日赤奉仕団等関係団体の協力を得て被災者に配分する。																						
日 赤 千葉県支部	赤十字に寄託された義援金の市町村に対する配分については、被災した県、各行政機関並びに各経済団体、マスコミ、日赤の代表によって構成された義援金配分委員会の協議により決定する。																						
機関名	計 画 内 容																						
県	義援品を配分するまでの一時保管場所として、防災センター等を使用する。																						
市 町 村	市町村は、義援品の保管場所について、あらかじめ計画を策定しておくものとする。																						

修正案		現行																	
県	<p>県及び義援金募集团体に寄託された義援金の配分に必要な事項（対象・基準・時期・方法等）については、義援金募集团体、被災市町村、報道機関、福祉団体、県等で構成する災害義援金配分委員会を開催し、決定する。</p> <p>配分基準は、原則として下表のとおりとするが、義援金配分委員会が特に必要と認めた場合は、この基準によらないことができる。</p> <p>(表) 配分基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">配 分 対 象</th> <th>配 分 比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">人的被害 (配分対象…者)</td> <td>死者</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>行方不明者(死亡と推定される者)</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>重傷者</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">住家被害 (配分対象…世帯)</td> <td>全壊(半壊解体、敷地被害解体を含む。)</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※ 床上浸水世帯を1とする)</p>	配 分 対 象		配 分 比	人的被害 (配分対象…者)	死者	10	行方不明者(死亡と推定される者)	10	重傷者	5	住家被害 (配分対象…世帯)	全壊(半壊解体、敷地被害解体を含む。)	10	半壊	5	床上浸水	1	
	配 分 対 象		配 分 比																
人的被害 (配分対象…者)	死者	10																	
	行方不明者(死亡と推定される者)	10																	
	重傷者	5																	
住家被害 (配分対象…世帯)	全壊(半壊解体、敷地被害解体を含む。)	10																	
	半壊	5																	
	床上浸水	1																	
市町村	県又は義援金募集团体から送付された義援金を、被災者に配分する。																		

(3) 義援金の処理に関する監査及び配分状況の公表

機関名	内 容
県	義援金が公正かつ適正に配分されたことを示すため、義援金配分委員会の監事は義援金の処理に関する監査を行い、配分状況を公表する。

10 その他の生活確保

機関名	生 活 確 保 の 取 扱 い
日本郵便株	<p>災害救助法が発動された場合、日本郵便株は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。</p> <p>(1) 災害時における窓口業務の維持</p> <p>(2) 株ゆうちょ銀行の非常払及び株かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い</p> <p>(3) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付</p> <p>災害時には、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。</p> <p>(4) 被災者が差し出す郵便物の料金免除</p> <p>災害時には、被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除を実施するものとする。</p>

9 その他の生活確保

機関名	生 活 確 保 の 取 扱 い
郵便事業株	<p>災害救助法が発動された場合、郵便事業株は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。</p> <p>1 郵便関係</p> <p>(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付</p> <p>災害時には、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。</p> <p>(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除</p> <p>災害時には、被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除を実施するものとする。</p>

修正案

11 (略)
12 農林漁業者への融資 (農林水産部)

平成26年10月1日現在

貸付金の種類	貸付対象	貸付限度額	利 率	償還期間 据置期間
天 災 資 金	種苗、肥料、飼料、労賃、 水利費、薬剤、農機具、 家畜又は家さん、薪炭原 木、しいたけほだ木、漁 具、稚魚、稚貝、餌料、 漁業用燃油の購入、漁船 の建造又は取得、共済掛 金 (農業共済又は漁業共 済) の支払い等	《個人》 ・果樹栽培、家畜・家さ んの購入等 500万円 (600万円) ・漁具の購入 5,000万円 ・上記以外 200万円 (250万円)	3.0%以内 (平成10年の適用 例0.6%)	原則6年以内 (果樹栽培 、家畜・家さ んの購入等 原則 5年以 内)
		《法人》 ・農事組合法人 2,000万円 ・上記法人等の果樹栽培、 家畜・家さんの購入等 2,500万円 ・漁業を営む法人 2,000万円 ・漁具の購入 5,000万円 ※カッコ内は、激甚災害 法による特例措置		
		《個人》 ・農事組合法人 2,000万円 ・上記法人等の果樹栽培、 家畜・家さんの購入等 2,500万円 ・漁業を営む法人 2,000万円 ・漁具の購入 5,000万円 ※カッコ内は、激甚災害 法による特例措置		
5.5%以内資金	〃	〃	5.5%以内 (平成10年の適用 例0.6%)	原則5年以内
6.5%以内資金	〃	〃	6.5%以内 (平成10年の適用 例0.6%)	原則3年以内 (果樹栽培、 家畜・家さん の購入等 原 則5年以内)

現行

郵便局(株)	1 災害時における窓口業務の維持 2 郵便事業(株)の災害特別事務取扱い、(株)ゆうちょ銀行の非常払及び(株)かんぽ生命 保険 の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い
--------	---

10 (略)
11 農林漁業者への融資 (農林水産部)

平成24年4月1日現在

貸付金の種類	貸付対象	貸付限度額	利 率	償還期間 据置期間
天 災 資 金	種苗、肥料、飼料、労賃、 水利費、薬剤、農機具、 家畜又は家さん、薪炭原 木、しいたけほだ木、漁 具、稚魚、稚貝、餌料、 漁業用燃油の購入、漁船 の建造又は取得、共済掛 金 (農業共済又は漁業共 済) の支払い等	《個人》 ・果樹栽培、家畜・家さ んの購入等 500万円 (600万円) ・漁具の購入 5,000万円 ・上記以外 200万円 (250万円)	3.0%以内 (平成10年の適用 例0.6%)	原則6年以内 (果樹栽培 、家畜・家さ んの購入等 原則 5年以 内)
		《法人》 ・農事組合法人 2,000万円 ・上記法人等の果樹栽培、 家畜・家さんの購入等 2,500万円 ・漁業を営む法人 2,000万円 ・漁具の購入 5,000万円 ※カッコ内は、激甚災害 法による特例措置		
		《法人》 ・農事組合法人 2,000万円 ・上記法人等の果樹栽培、 家畜・家さんの購入等 2,500万円 ・漁業を営む法人 2,000万円 ・漁具の購入 5,000万円 ※カッコ内は、激甚災害 法による特例措置		
5.5%以内資金	〃	〃	5.5%以内 (平成10年の適用 例0.6%)	原則5年以内
6.5%以内資金	〃	〃	6.5%以内 (平成10年の適用 例0.6%)	原則3年以内 (果樹栽培、 家畜・家さん の購入等 原 則5年以内)

修正案						現行					
県単農業災害対策資金	経営安定資金	種苗、肥料、飼料、労賃、水利費、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、菌床、農業共済掛金、簡易施設復旧資材等	被害認定額の80%以内で300万円以下	災害の都度決定 (平成25年の適用例0.5%)	5年以内	県単農業災害資金	経営安定資金	天災資金と同じ	被害認定額の80%以内で300万円以下	災害の都度決定 (平成16年の適用例0.855%)	5年以内
	施設復旧資金	農業用施設の復旧に要する経費	被害認定額の80%以内で500万円以下	災害の都度決定 (平成25年の適用例0.5%)	6年以内 (据置2年以内)		施設復旧資金	農業用施設の復旧に要する経費	被害認定額の80%以内で500万円以下	災害の都度決定 (平成16年の適用例0.855%)	6年以内 (据置2年以内)
県単漁業災害対策資金	経営安定資金	漁具、稚魚、稚貝、飼料、燃料、労賃、漁業共済掛金、簡易施設復旧資材等	被害認定額の80%以内で300万円以下	災害の都度決定 (平成25年の適用例0.5%)	5年以内	県単漁業災害対策資金	経営安定資金	漁具、稚魚、稚貝、飼料、燃料、労賃、漁業共済掛金、簡易施設復旧資材等	被害認定額の80%又は300万円	変動 (毎月見直し)	5年以内
	施設復旧資金	漁船、漁業用施設の復旧に要する経費	被害認定額の80%以内で500万円以下	災害の都度決定 (平成25年の適用例0.5%)	6年以内 (据置2年以内)		施設復旧資金	漁船、漁業用施設の復旧に要する経費	被害認定額の80%又は500万円		6年以内 (据置2年以内)
株 日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	農業機器整備資金	農地又は牧野の保全又は利用上必要な施設の復旧	当該年度に負担する額	変動 (毎月見直し)	25年 (据置10年以内)	株 日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	農業機器整備資金	農地又は牧野の保全又は利用上必要な施設の復旧	当該年度に負担する額	変動 (毎月見直し)	25年 (据置10年以内)
	農林漁業セーフティネット資金	災害により必要とする経営再建費、収入減補填費等	600万円(特認年間経営費等の3/12以内)		10年 (据置3年以内)		農林漁業セーフティネット資金	災害により必要とする経営再建費、収入減補填費等	600万円(特認年間経営費等の3/12以内)		10年 (据置3年以内)
	林業機器整備資金	災害による造林地の復旧	80~90%以内		30年(据置20年以内)		林業機器整備資金	災害による造林地の復旧	80~90%以内		30年(据置20年以内)
		災害による林道の復旧	80%以内		20年(据置3年以内)			災害による林道の復旧	80%以内		20年(据置3年以内)
		災害による樹苗養成施設の復旧	80%以内		15年(据置5年以内)			災害による樹苗養成施設の復旧	80%以内		15年(据置5年以内)
	漁業機器整備資金	漁港に係る防波堤岸壁等施設、漁場、水産種苗生産施設の復旧	80%以内		20年 (据置3年以内)		漁業機器整備資金	漁港に係る防波堤岸壁等施設、漁場、水産種苗生産施設の復旧	80%以内		20年 (据置3年以内)
漁船資金	災害に係る漁船の復旧等	1隻当たり4億5千万円(特認11億)又は、借入者負担額の80%以内のいずれか低額		12年 (据置2年以内)	漁船資金	災害に係る漁船の復旧等	1隻当たり4億5千万円(特認11億)又は、借入者負担額の80%以内のいずれか低額	12年 (据置2年以内)			

修正案					
株 日本 政策 金融 公庫 資金	農林漁業 施設資金 (主務大臣指定施設)	農業施設、林業施設、水産 施設の復旧、果樹の改植又は 補植	1施設当たり300万円 (特認600万円、漁船 1,000万円) 又は負担する額の80% のいずれか低額	変動 (毎月見直し)	15年 (据置3年以 内) 果樹の改植補 償は25年 (据置10年)
	(共同利用施設)	農業施設、林業施設、水産 施設、等共同利用施設の復 旧	80%以内		20年 (据置3年以 内)

現行					
株 日本 政策 金融 公庫 資金	農林漁業 施設資金 (主務大臣指定施 設)	農業施設、林業施設、水産 施設の復旧、果樹の改植又は 補植	1施設当たり300万円 (特認600万円、特々認 800万円、漁船1,000万 円) 又は負担する額の80% のいずれか低額	変動 (毎月見直し)	15年 (据置3年以 内) 果樹の改植補 償は25年 (据置10年)
	(共同利用施設)	農業施設、林業施設、水産 施設、等共同利用施設の復 旧	80%以内		20年 (据置3年以 内)

第2節 ライフライン関連施設等の復旧計画

1～4 (略)

5 通信施設

(1) 東日本電信電話株式会社における復旧の順位

災害により被災した通信回線の復旧については、予め定められた順位にしたがって実施する。

(削除)

第2節 ライフライン関連施設等の復旧計画

1～4 (略)

5 通信施設

(1) 東日本電信電話株式会社における復旧の順位

災害により被災した通信回線の復旧については、予め定められた順位にしたがって実施する。

回線の復旧順位

順位	復旧回線		
第	電話サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関(第1順位)の加入電話回線各1回線以上 交換局所(無人局含む)に公衆電話1個以上 ZC以下の基幹回線の10%以上 	
	電報サービス	<ul style="list-style-type: none"> 電報中継回線1回線以上 	
1	専用線 サービスなど	専用回線	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関(第1順位)の専用回線各1回線以上 テレビジョン放送中継回線1回線(片方向)以上
		国際通信事業者回線	<ul style="list-style-type: none"> 対地別専用線の10%以上
		国内通信事業者回線	<ul style="list-style-type: none"> 対地別専用線の10%以上
		社内専用線	<ul style="list-style-type: none"> 第1順位復旧対象回線の復旧に必要な社内専用線
順	パケット交換サービス		<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関(第1順位)の当該回線各1回線以上 第1順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数
	総合デジタル通信サービス		<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関(第1順位)の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザー回線については各事業所毎に各1契約回線以上。 ZC以下の基幹回線の10%以上
位			

修正案	現行																
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1528 199 1632 325">第 1 順 位</td> <td data-bbox="1632 199 2136 325">電 話 サ ー ビ ス</td> <td data-bbox="2136 199 2908 325"> <ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第2順位）の加入電話回線各1回線以上 ・人口1千人あたり公衆電話1個以上 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1528 325 1632 388">2</td> <td data-bbox="1632 325 2136 388">専 用 線 サ ー ビ ス</td> <td data-bbox="2136 325 2908 388"> <ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第2順位）の専用回線各1回線以上 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1528 388 1632 535">3</td> <td data-bbox="1632 388 2136 535">パ ケ ッ ト 交 換 サ ー ビ ス</td> <td data-bbox="2136 388 2908 535"> <ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第2順位）の当該回線各1回線以上 ・第2順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1528 535 1632 756">4</td> <td data-bbox="1632 535 2136 756">総 合 デ ィ ジ タ ル 通 信 サ ー ビ ス</td> <td data-bbox="2136 535 2908 756"> <ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第2順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザー回線については各事業所毎に各1契約回線以上 ・ZC以下の基幹回線の10%以上 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1528 756 1632 840">第3 順位</td> <td colspan="2" data-bbox="1632 756 2908 840">第1順位、第2順位に該当しないもの</td> </tr> </table>	第 1 順 位	電 話 サ ー ビ ス	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第2順位）の加入電話回線各1回線以上 ・人口1千人あたり公衆電話1個以上 	2	専 用 線 サ ー ビ ス	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第2順位）の専用回線各1回線以上 	3	パ ケ ッ ト 交 換 サ ー ビ ス	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第2順位）の当該回線各1回線以上 ・第2順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数 	4	総 合 デ ィ ジ タ ル 通 信 サ ー ビ ス	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第2順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザー回線については各事業所毎に各1契約回線以上 ・ZC以下の基幹回線の10%以上 	第3 順位	第1順位、第2順位に該当しないもの		<p>重要通信を確保する機関の順位</p> <p>6、7（略）</p> <p>8 公共土木施設</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 河川、海岸、港湾、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設</p> <p>ア 河川管理施設</p> <p>(ア) 堤防の決壊、護岸又は天然河岸の決壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの</p> <p>(イ) 堤防の決壊又はそのおそれのあるもの</p> <p>イ 海岸保全施設</p> <p>(ア) 堤防の決壊又はそのおそれがあるもの</p> <p>ウ （略）</p> <p>エ 砂防設備</p> <p style="text-align: center;">第4節 災害復興</p> <p>2 災害からの復興に関する基本的な考え方（全庁）</p> <p>（略）</p> <p>県は、今後起こりうる大規模災害に対応するため、この指針を参考に、災害復興の理念、事業内容に関する研究に努めることとする。</p> <p>また、大規模災害からの復興に関する法律が適用される大規模災害が発生したときは、国、県、市町村は、それぞれの役割分担の下、必要に応じて同法を活用し、被災者の生活再建、地域経済の復興及び将来にわたって安全な地域づくりを一体的に進め、迅速な復興を図るものとする。</p>
第 1 順 位	電 話 サ ー ビ ス	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第2順位）の加入電話回線各1回線以上 ・人口1千人あたり公衆電話1個以上 															
2	専 用 線 サ ー ビ ス	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第2順位）の専用回線各1回線以上 															
3	パ ケ ッ ト 交 換 サ ー ビ ス	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第2順位）の当該回線各1回線以上 ・第2順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数 															
4	総 合 デ ィ ジ タ ル 通 信 サ ー ビ ス	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第2順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザー回線については各事業所毎に各1契約回線以上 ・ZC以下の基幹回線の10%以上 															
第3 順位	第1順位、第2順位に該当しないもの																
<p>重要通信を確保する機関の順位</p> <p>*上記機関において、復旧を優先する電気通信サービスは、各1回線以上とする。</p> <p>電気通信サービスとは：電話サービス、総合デジタル通信サービス、専用サービス、パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）等</p> <p>6、7（略）</p> <p>8 公共土木施設</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 河川、海岸、港湾、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設</p> <p>ア 河川管理施設</p> <p>(ア) 堤防の決壊、護岸又は天然河岸の決壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの</p> <p>(イ) 堤防の決壊又はそのおそれのあるもの</p> <p>イ 海岸保全施設</p> <p>(ア) 堤防の決壊又はそのおそれがあるもの</p> <p>ウ （略）</p> <p>エ 砂防設備</p> <p style="text-align: center;">第4節 災害復興</p> <p>2 災害からの復興に関する基本的な考え方（全庁）</p> <p>（略）</p> <p>県は、今後起こりうる大規模災害に対応するため、この指針を参考に、災害復興の理念、事業内容に関する研究に努めることとする。</p> <p>また、大規模災害からの復興に関する法律が適用される大規模災害が発生したときは、国、県、市町村は、それぞれの役割分担の下、必要に応じて同法を活用し、被災者の生活再建、地域経済の復興及び将来にわたって安全な地域づくりを一体的に進め、迅速な復興を図るものとする。</p>	<p>重要通信を確保する機関の順位</p> <p>6、7（略）</p> <p>8 公共土木施設</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 河川、海岸、港湾、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設</p> <p>ア 河川管理施設</p> <p>(ア) 堤防の決壊、護岸、天然河岸の決壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの</p> <p>(イ) 堤防護岸等の決壊で、破堤のおそれのあるもの</p> <p>イ 海岸保全施設</p> <p>(ア) 堤防の決壊で、破堤のおそれがあるもの</p> <p>ウ （略）</p> <p>エ 砂防施設</p> <p style="text-align: center;">第4節 災害復興</p> <p>2 災害からの復興に関する基本的な考え方（全庁）</p> <p>（略）</p> <p>県は、今後起こりうる大規模災害に対応するため、この指針を参考に、災害復興の理念、事業内容に関する研究に努めることとする。</p>																